東京都主税局税制調査課　御中

少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と 社会保障に関する各国調査及びシミュレーション調査委託

最終報告書概要版

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

MUFG

Ⅰ　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（1）フランス

（1）少子化・子育て世帯に対する 税制上の措置と社会保障の概要

- フランスでは、子ども・子育て支援に対する公的支出はGDP比3.40%(2019年)である。合計特殊出生率は1.80(2022年)である。
- 少子化対策・子育て支援策は、**かつては、家族手当等の経済的支援中心**であったが、1990年代以降は**保育サービスの充実化へとシフト**し、さらに**現在では、出産・子育てと就業が両立できる施策・環境整備を進める施策が中心**となっている。
- また、少子化・子育て世帯に対する支援では、給付施策上も税制上も、**多子世帯ほど有利となる制度設計**となっている。
- 個人所得課税は、国税。少子化・子育て世帯に対する税制上の措置としては、**N分N乗方式による所得税の算定方式**や、**家族手当（日本における児童手当に相当）や就業自由選択補足手当（日本の育児休業手当に相当）等に係る所得控除制度**、**児童教育支出等に関する税額控除制度等**の子育て関連の税制上の支援策が導入されている。
- 給付付き税額控除類似の制度としては、2016年より、従来の就業手当 (Prime pour l'emploi)と就業者向けの生活保護(Revenu de solidarité active)を統合した、**活動手当（Prime d'activité)**が創設されており、**子どもの数や世帯人数によって手当額が増加する仕組み**となっている。

【少子化対策・子育て支援全体像】

	主な支援制度
税制措置 (GDP比 0.70%)	● 所得税のN分N乗方式 ● 保育費用控除 ● 教育費税額控除
現金給付 (GDP比 1.30%)	● 家族手当 ● 多子手当 ● 新学年手当 ● 乳幼児受入れ手当(四種類) ● 新学年度手当 ● 活動手当　等
現物給付 (GDP比 1.46%)	● 保育の無償or低廉な提供 ● 教育の無償or低廉な提供 ● 出産休暇・父親休暇・育児休暇

【少子化対策・子育て支援に関わる税制度】

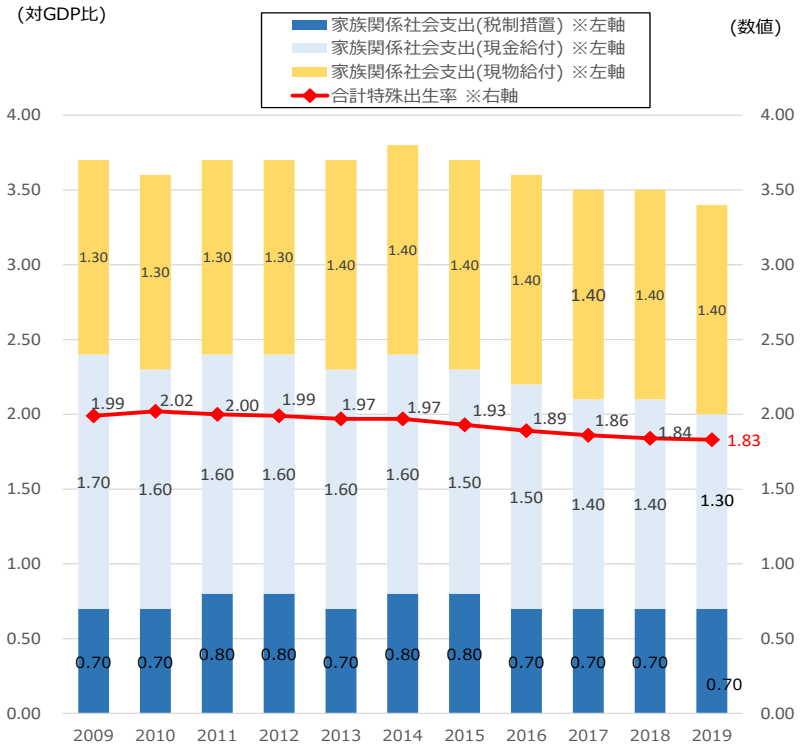
課税単位		● 個人課税と家族単位を選択可
所得控除	養育費	● 扶養義務の履行相当額
	家族手当	● 20歳未満の子どもが2人以上いる世帯に給付 ● 子どもが多子、高年齢ほど、1人・月当たりの給付額が増加。 ● 所得区分に応じた給付
税額控除	保育費	● 6歳未満の児童の家庭外保育 ● 保育費用の50%、3500ユーロを上限
	教育費用	● 学校種別 ● 保育費用の50%、3500ユーロを上限
給付付き税額控除類似制度(活動手当)		● 「就業手当」と「就業者向けの生活保護」の給付を統合 ● 18歳以上で就労が条件 ● 子どもの数や世帯員数によって手当額が増加

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（1）フランス

（2）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

- フランスでは、家族関係社会支出はGDP比3.4%(うち税制措置0.7%、現金給付1.3%、現物給付1.4%)となっており、他のOECD諸国と比較して、税制措置に限った規模、家族関係社会支出全体のいずれについても先進国でトップクラスの規模となっている。
- 現金給付としては、家族手当（日本の児童手当に相当）、乳幼児受入手当（日本の育児休業手当等もここに含まれる）等がある。
- 現物給付としては、保育施設の提供や認定保育専門職制度、育児休暇、病児看護休暇等が整備されている。
- 税による支援としては、所得税算定におけるＮ分Ｎ乗法方式の他、前述の現金給付に関する所得控除や保育費用・教育費等に関する税額控除がある。



(注)給付付き税額控除については、税額控除を超える給付分は「現金給付」に計上

(注)2012年の税制措置は計数不明であるため、2013年の数値で代替

(出典)OECD Stat

	主な支援制度	
	子育て世帯支援一般	特定時期におけるサービス等
税制措置 (GDP比0.70%)	● 所得税のN分N乗方式	● 家庭外保育費用税額控除 ● 在宅雇用費用税額控除 ● 子どもの教育費税額控除
現金給付 (GDP比1.30%)	● 家族手当(第2子以降) ● 家族補足手当(多子手当) ● 基礎手当[1] ● 新学年手当	● 出産・養子手当[1] ● 保育方法自由選択補足手当 (CMG)[1] ● 育児分担手当(PreParE)[1]
現物給付 (GDP比1. 40%)		● 保育学校 ● 在宅型保育士 ● 施設型保育施設 ● 出産休暇 ● 父親休暇 ● 育児休暇・看護休暇

1）乳幼児受入手当 (Prestations d'accueil du jeune enfant (PAJE))を構成する4つの手当のうちのひとつ。

※　一部の現金給付については、所得控除の対象となる。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（1）フランス

（2）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

＜現金給付の例＞　家族手当（allocations familiales）　※日本における児童手当に相当する。

- 20歳未満の子どもが2人以上いる世帯に対して給付され、子どもの数が多くなるほど、また、子どもの年齢が高くなるほど、1人・月当たりの給付額が増加する。2015年までは所得制限は無かったが、社会的公正という観点から、現在では3段階の所得区分に応じて、格差をつけた給付額となっている。
- 家族手当支給の運営は、全国家族手当金庫（CNAF）によって行われる。
- 2023年度の給付額は次のとおり。制度詳細については、内務省のウェブサイトで把握することができる。

＜子どもが2人の場合（単位：ユーロ）＞

世帯年間所得	基本給付月額	追加給付額
71,194以下	141.99	＋71.00（第二子が14歳超）
71,194 超 94,893 以下	71.00	＋35.50（第二子が14歳超）
94,893 超	35.50	＋17.76（第二子が14歳超）

＜子どもが3人の場合（単位：ユーロ）＞

世帯年間所得	基本給付月額	追加給付額
77,126以下	323.91	＋71.00 / 人　（14歳超の子ども）
77,126 超 100,825 以下	161.95	＋35.50 / 人　（14歳超の子ども）
100,825 超	80.98	＋17.76 / 人　（14歳超の子ども）

＜子どもが4人以上の場合の子ども1人当たり追加額（単位：ユーロ）＞

世帯年間所得	基本給付月額	追加給付額
83,058以下	181.92	＋71.00 / 人　（14歳超の子ども）
83,058 超 106,757 以下	90.97	＋35.50 / 人　（14歳超の子ども）
106,757 超	45.49	＋17.76 / 人　（14歳超の子ども）

＜家族補足手当（多子手当）＞

①大家族（子ども3人以上）に対する条件付き均一手当

- 3歳以上21歳未満の扶養対象の子どもが3人以上いる世帯であり、、以下の条件を満た時に受給できる。
- 3歳以上21歳未満の子どもを3人以上養育していること。
- 世帯状況に応じた以下の範囲の所得Rがあること（N年の受給条件は、N-2年における世帯所得により決定される。）
- 給付額は月額184.81ユーロ

3歳以上21歳未満の扶養対象の子どもの数	一人働き世帯の世帯所得	単身または共働き世帯の世帯所得
3	19,915＜R≦39,822	24,361＜R≦48,714
4	23,234＜R≦46,459	27,680＜R≦55,351
追加1人当たり	+3,319～6,637	

（出典）Ministere de I’ interieur ウェブサイト　https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/allocations-familiales-famille-enfants

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（1）フランス

（３）個人所得課税の仕組み

- **個人所得税として、国税の所得税がある。課税年度は暦年単位でる。**
- **納税手続きは、、毎年度、個人あるいは家族単位で確定申告することが必要となる。出産等により家族関係変化が生じた場合は、財務省が設けている個人手続きサイトに自身の納税者番号を用いてアクセスし、扶養家族の人数を変更しなければならない。**
- **税額の算定は、N分N乗方式に依っている。**
- **子どもの数に応じて所得の分割係数が大きくなるため、税額が低くなる仕組みである。**

（１）個人所得税算定におけるN分N乗方式

- 世帯全員の総所得を合算し、総所得を家族の状況に応じた係数により分割し、分割額に税率計算表に当てはめて税額を算定し、これに、分割の際に用いた係数を乗じる。累進課税のもと、家族の状況に応じた係数が大きいほど、つまり、**子どもの人数が多いほど分割係数が大きくなり、税額が小さくなる仕組み**である。なお、別居・離婚協議中等の場合については、家族を分離して課税されることを選択することもできる。
- 係数は、独身者は1、子どものいない既婚者は2、2人以下の子どもは一人当たり0.5、3人目以降の子どもは一人当たり1である。シングルペアレントについては、これに0.5が追加される。ただし、離婚等をした後、共同で扶養している子どもについては1人目は0.25、2人目は0.5、3人目は1となる。また、障がい児については障がい者手帳を有している場合に係数が追加される。
- 所得が単身で25万ユーロ・夫婦で50万ユーロを超える部分には3%、単身で50万ユーロ・夫婦で100万ユーロを超える部分には4%の加算税が課される。さらに、算定された税額から、税額控除額を差し引き、最終的な納税額が確定する。
- N分N乗法は、異性婚、同性婚、事実婚、Pacs（パートナーシップ）のカップルのいずれの場合であっても、等しく適用され、納税に際しては、毎年度、個人あるいは家族単位で確定申告することが必要となる。出産等により家族関係変化が生じた場合は、財務省が設けている個人手続きサイト（https://www.impots.gouv.fr/accueil）に自身の納税者番号を用いてアクセスし、扶養家族の人数を変更しなければならない。これにより、源泉徴収税額が変更され、この値は記入済申告書の作成にも用いられることになる。

＜分割係数＞

世帯構成	分割係数
1）独身者	1
2）夫婦(子どもなし)	2
3）夫婦＋子どもn人（n≦2）	夫婦1×2＋子ども0.5×ｎ 例）　n=2(子ども2人)の場合＝3
3)’ シングルペアレント＋子どもn人（n≦2）	親1＋子ども0.5×ｎ＋シングルペアレント加算0.5 例）　n＝2(子ども2人)の場合＝2.5
4）夫婦＋子どもｎ人（ｎ≧3）	夫婦1×2＋子ども0.5×2＋子ども1×(n－2) 例）　n=3(子ども3人)の場合＝4

＜個人所得税率：2023年＞

所得階級	税率
～ 10,777ユーロ	非課税
10,778～ 27,478ユーロ	11%
27,479～ 78,570ユーロ	30%
78,571～168,994ユーロ	41%
168,994ユーロ～	45%

（3）個人所得課税の仕組み

- **N分N乗法が出生率や労働参加に与えた影響に係る先行研究を見ると、出生率に対する影響は明らかでないが、労働参加についてはマイナスの影響が生じている。**

【N分N乗方式の評価】

評価事項	結果	被説明変数	説明変数	著者・サンプル
N分N乗方式において税負担軽減額の上限が設けられているところ、当該上限に達した高所得世帯は出生率は低いのか	**有意差なし**（N分N乗法による効果は明らかでない）	高所得世帯と低所得世帯の出生率の差	N分N乗方式における税負担軽減額の上限の有無を表すダミー、所得税額、所得、教育レベル、宗教、居住地	Landais(2004) フランス（1975～1986 年）
第3子以降に対する優遇が設けられたことで、子3人以上世帯が増えたのか	**有意差なし**（N分N乗法による効果は明らかでない）	子2人世帯と子3人以上の世帯が占める割合の差	N分N乗方式における第3子以降に対する優遇の有無を表すダミー、所得税額、所得、教育レベル、宗教、居住地	Landais(2004) フランス（1975～1986 年）
N分N乗法により、主たる稼得者以外の者の労働参加を抑制するのか	**マイナスの影響**（N分N乗法により労働参加を抑制）	主たる稼得者以外の者の労働参加の有無を表すダミー	主たる稼得者以外の者の所得税率、主たる稼得者以外の者の所得を除く世帯の所得	Carbonnier(2008) フランス（2005 年）
N分N乗法により、既婚女性の労働時間を抑制するのか	**マイナスの影響**（N分N乗法により労働時間を抑制）	既婚女性の労働時間	1995 年の改正後ダミー、婚外子数、1995 年の改正後ダミーと婚外子数の交差項、年齢、就学年数、年齢と婚外子数の交差項、就学年数と婚外子数の交差項	Buffeteau and Echevin (2003) フランス（1990～2000 年）

（4）税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

● **税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援に関わるものとして、家族手当（及びその補足的給付）に関する所得控除や、家庭外保育費用・教育費用に関する税額控除等が挙げられる。**

ここでは、N分N乗方式（前掲）、給付付き税額控除（後述）以外の税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援策を調べる。具体的には、所得控除や税額控除の対象となる、育児関連の給付や費用を取り上げる。

①少子化対策・子育て関連の給付・費用に関する所得控除。

ａ．養育費用に関する所得控除

扶養家族としてカウントされていない子どもの養育費用は、一定の条件の下、所得から控除可能。ただし、この子どもをＮ分Ｎ乗法による分割係数の対象に含めてはいけない。

b．家族手当、障害者手当に関する所得控除

②少子化対策・子育て関連の給付・費用に関する税額控除

ａ．家庭外保育費用税額控除・在宅雇用税額控除

独身/既婚/離婚を問わず、7歳未満の子どもを保育園等に預けたり認定保育士・在宅保育士を雇って保育する費用について、食事以外の保育費用の50%、子ども1人当たり年間3,500ユーロを限度として税額控除を受けることができる。親の勤務先からの金銭的支援やCMGを受け取っている場合は、家庭外保育費用から差し引かなければならない。

b．子どもの教育費に関する税額控除

扶養対象の子どもが中等教育または高等教育を受けている場合の教育費について、学校種別に応じて子ども一人当たり年間61～183ユーロの税額控除を受けることができる。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（1）フランス

（５）給付付き税額控除

- **フランスでは、給付付き税額控除類似の仕組みとして「活動手当（Prime d' activité）」が設けられている。**
- **就労インセンティブを持たせ、社会保障制度に依存することを防止するとともに、低所得者の購買力支援を目的としている。**
- **少子化・子育てに関わる条件としては、子どもの数や世帯人数によって手当額が増加する仕組みがある。**

（２）給付付き税額控除類似の仕組み（Prime d’ activité：活動手当）

■ 「活動手当(Prime d' activité)」は、2015年8月に成立した「社会対話及び雇用に関する法律」(通称、レブサメン法)によって、従来の「就業手当 (Prime pour l' emploi)」と「就業者向けの生活保護(RSA d' activité)」の2つの給付が統合され、2016年1月1日に創設され、給付が開始された制度である。

■ 勤労収入のある18歳以上の就業者のみを対象として、収入が一定額に達するまで手当が支給される。就労に対するインセンティブを持たせ、失業者に再就職を促すことで、就業せずに社会保障制度に依存することを防ぐ狙いがあるとともに、低賃金労働者の購買力を高めることも目的にしている。ある程度の収入があるが、高収入でない学生や見習も対象となっている。

■ 受給者数は、毎月460万人に上る。活動手当の受給条件は、以下の通り。

・18歳以上

・フランス国内(海外県も含む)に持続的に居住していること。ただし、一時的な就労のためにフランス滞在している者は不可

・就労していること。(賃金労働者だけでなく、個人事業主も受給可能)また、育児休業中の者は原則受給不可であるが、育児休業中に勤労収入がある(給与が支給されている)者は活動手当の受給が可能

・フランス国民かEU圏内の国籍保持者(スイス国籍も含む)、5年以上に渡って正規滞在しているその他の国籍保持者

■ **活動手当額は、受給者の状況によって異なり、世帯構成、扶養している子どもの数、申請者と他の世帯員の収入額等が考慮される。**また、活動手当額が15ユーロ未満となる場合は、支給されない。活動手当額の計算式は以下の通りであるが、条件設定が複雑であるため、ポータルサイトで用意されているシミュレーターで受給可能額を計算することが推奨されている。

活動手当の額＝（定額分 ＋ 増額分 ＋ 勤労所得の61% ＋ 個人ボーナス）－ 世帯収入を考慮した額

・2023年の活動手当の定額額は595.25ユーロ。扶養している子どもがいる夫婦の場合（1人目の追加分は50%、その後1人追加ごとに30%）、または片親の場合（定額額の128.412%、その後子ども1人につき42.804%）、増額される場合がある。

・月給が664.93ユーロを超えた場合、個人ボーナスが支給される場合がある。所得が高いほどボーナスも高くなり、例えば、月収700ユーロの場合は26.29ユーロ、1,352.40ユーロ以上の場合は170.60ユーロとなる。

・受給者が住宅手当（APL、ALF、ALS）を受けている場合、活動手当額から住宅手当額が差し引かれる。住宅手当額は、単身者の場合72.93ユーロ、2人世帯の場合145.86ユーロ、3人世帯の場合180.50ユーロ。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（1）フランス

（6）政府関係者へのインタビュー結果

- **フランスにおいては、出生率上昇を目的とした政策を導入していると明言されている。**
- **特にN分N乗方式については出生率上昇を目的として導入されたものであり、多子世帯を優遇している点も出生率上昇が目的となっている。**

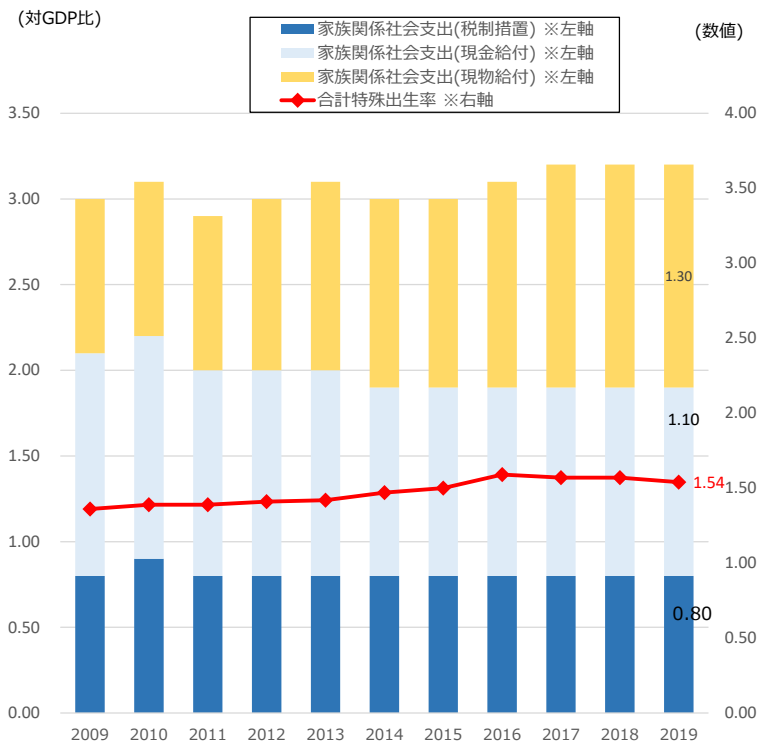
インタビュー先	概要
CNAF(全国家族手当金庫)	● フランスは、出生率が低下した最初の国である。兵士が必要となったこともあり、出生率上昇が求められた。1945年に家族手当（AF）が導入され、第二子以降に手当が支給されるようになった。**出生率上昇が目的であることから、第二子以降が対象**となった。**個人所得税のN分N乗法についても出生率上昇の必要があったため導入**されたものである。 ● 社会課題の変化に伴い、新たな家族支援施策が導入されている。1970年代はより**ターゲットを絞った支援(低所得者支援)が必要となり、収入要件を課した手厚い支援**。1990年代は**仕事と家庭の両立がテーマとなり、現物給付としての保育サービスの拡充**。 ● 現金給付制度に課されている各種所得制限等については、何らかの根拠に基づくものではない。
財務省 ※書面による回答	● **税制面からの家族支援については、一般的に出生率を支えることを目的として導入**されたもの。また、「人間と市民の権利の宣言」において、公租公課は「国民の間で、その能力に応じて、分配されねばならない」と定められており、**負担能力に見合った課税をする観点で、家族関係の税制措置を正当化**している。 ● ただし、現在は税制における家族構成への配慮は徐々に縮小されている(N分N乗方式における上限引き下げ、高所得者向けの特別負担金へのN分N乗方式の採用見送り等)。 ● **現金給付と税制措置は経済的な観点からは同一**である。ただし、税制措置については、現金の流通を減らすという行政の流れに沿うもの。税務当局としては、税制措置によるアプローチを優先している。 ● 家族向け支援の税制措置のうち、財政負担の大部分はN分N乗方式である。 ● **N分N乗方式において、第三子の計数を第一子・第二子の計数よりも引き上げている理由は、①出生率の上昇の意図**、②第三子は第二子までよりもコストがかかるという調査結果に基づくものである。 ● 保育料の税額控除・育児方法自由選択補足手当はいずれも適用可能である。目的は同一であるが、適用方法・形態・条件が異なっている。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（2）ドイツ

（1）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

- ドイツでは、家族関係社会支出はGDP比3.2%(うち税制措置0.8%、現金給付1.1%、現物給付1.3%)となっており、他のOECD諸国と比較して、税制措置に限った規模、家族関係社会支出全体のいずれについても先進国でフランスに次ぐ水準となっている。
- 税制措置としては、所得税に係る所得控除として、児童扶養控除、養育費控除、教育費控除などがあり、子育て世帯への負担軽減が図られている。また、子育て世帯に限るものではないが、世帯課税で夫婦合算申告(2分2乗法)が選択可能となっている。
- 現金給付としては、児童手当・追加児童手当がある。児童手当については、税制措置の児童扶養控除といずれか納税者にとって有利な一方が適用可となっている。また、親の就労支援として母性手当・両親手当が存在する。
- 現物給付としては、保育・就学前教育の提供等がなされている。



	主な支援制度	
	子育て世帯支援一般	特定時期におけるサービス等
税制措置 (GDP比0.8%)	● 児童扶養控除 (Kinderfreibetrag) ● 所得税上の費用控除 (養育費控除、教育費控除等) ● (2分2乗法)	
現金給付 (GDP比1.1%)	● 児童手当 （Kindergeld） ● 追加児童手当 （Kinderzuschlag ）	● 母性手当 ● 両親手当（Elterngeld） ● 幼稚園費補助(一部の州)
現物給付 (GDP比1. 3%)		● 幼児教育・保育の無償or低廉な提供 ● 両親休暇・看護休暇

(注)給付付き税額控除については、税額控除を超える給付分は「現金給付」に計上
(出典)OECD Stat

※2021年11月の3党連立協定において、児童手当・追加的児童手当・児童扶養控除等の一元化が盛り込まれている。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（2）ドイツ

（２）個人所得課税の仕組み

- 個人所得に対する税として、連邦税である所得税(Einkommensteuer) が導入されている。また、特定地域の改善のため、所得税額に対して最高5.5%の連帯付加税が課される。
- 課税年度は暦年となっており、ドイツの居住者となった住民の給与・利子・配当所得を含むすべての所得に対して所得税が課される。
- 課税単位は、夫婦合算課税(２分2乗法)・個人課税を選択することが可能である。
- 所得税率は比例累進課税で14～42%、限界税率は45%となっている。また、最低課税対象年収は、10,908ユーロ(個人課税)、21,816ユーロ(夫婦合算課税)となっている。
- 少子化・子育て世帯に関わる項目としては、児童扶養控除、養育費控除、教育費控除がある。

【個人所得税の概況】

個人所得に対する税	● 所得税(Einkommensteuer) ※連邦税 ● 連邦付加税　※特定地域の改善のために課される税。所得税額に対して最高5.5%
課税単位	● 個人単位課税と**夫婦合算課税(2分2乗法)を選択可**
所得控除(主なもの)	● 従業員控除(雇用所得の控除) ● 慰謝料・養育費控除(離婚した場合) ● **養育費控除** ● **教育費控除** ● 各種社会保険料控除 ● 基礎控除 ● **児童扶養控除(Kinderfreibetrag)**

【所得税率(2023年度)】

課税所得額(単位：ユーロ)		税率
個人課税	夫婦合算課税	
0～10,908	0～21,816	0％
10,908～62,809	21,816～125,618	14～42%
62,809～277,825	125,618～555,650	42%
277,825～	555,650～	45%

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（2）ドイツ

（３）税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援　（４）児童を扶養する親に対する現金給付

- **税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援に関わるものとして、児童扶養控除、養育費控除、教育費控除が挙げられる。**
 - **養育費控除は14歳未満の扶養児童・障がい児が対象となり、育児にかかった費用の3分の2(上限4,000ユーロ)を所得控除するもの。**
 - **教育費控除は私立学校に通う扶養児童が対象となり、授業料の30%(上限5,000ユーロ)を所得控除するもの**
- **児童扶養控除は、18歳未満の児童等を対象として、児童一人当たり4,476ユーロを所得控除するものだが、給付付き税額控除類似制度である児童手当（対象児童は同様であり、月額一定額が給付）といずれか有利な方が適用される。児童手当は対象の全世帯に支給され、所得税申告において児童扶養控除の適用が有利であることが判明した場合には、支給済の児童手当の年間総額が所得税額に加算される。**

【少子化対策・子育て支援に関わる税制度】※夫婦合算課税(2分2乗法)の選択適用は以下に含まない

所得控除	養育費控除	● 14歳未満の扶養児童又は障がい児が対象 ● 育児にかかった費用(幼稚園・ベビーシッター費用)の3分の2を所得控除（年間4,000ユーロ上限）
	教育費控除	● 私立学校に通う扶養児童が対象 ● 授業料の30%を所得控除（年間5,000ユーロ上限）
	児童扶養控除	● 18歳未満の児童、21歳未満の無職の子ども、25歳未満の学業・職業訓練中の子どもが対象 ● 対象児童一人当たり4,476ユーロ（うち児童扶養控除3,012ユーロ、介護・教育・訓練控除1,464ユーロ)を所得控除　※両親それぞれに対して適用可 ● 以下の児童手当といずれか一方のみ適用される
給付付き税額控除(類似)	児童手当 追加児童手当	● 18歳未満の児童、21歳未満の無職の子ども、25歳未満の学業・職業訓練中の子どもが対象 ● 2022年までは、第1子・第2子は月額219ユーロ、第3子は月額225ユーロ、第4子以降は月額250ユーロを支給。現在は一律月額250ユーロを支給(所得制限なし) ● **児童扶養控除と児童手当のいずれか一方のみ適用**される ● 低所得者には別途追加児童手当(月額最大250ユーロ)が支給される

【児童手当・児童扶養控除の適用判断のフロー】

① 連邦雇用庁に対して児童手当を申請・支給

② 所得税申告において、**税務署は児童扶養控除の適用か児童手当の支給のいずれが有利か判断**　⇒有利な一方を適用

③ 児童扶養控除を適用する場合、**児童手当の年間総額を所得税額に加算**

（2）ドイツ

（５）政府関係者へのインタビュー結果

- **ドイツにおいては、家族支援策が充実しているものの、出生率上昇を目的として政策が実施されているわけではない。**
- **児童手当が出生にプラスを与えたとの検証結果はあるが、保育サービスの拡張の方が効果があったものと考えられる。**
- **かつては子どもの数に応じた児童手当の金額設定がなされていたが、現在では同一額となっている。**

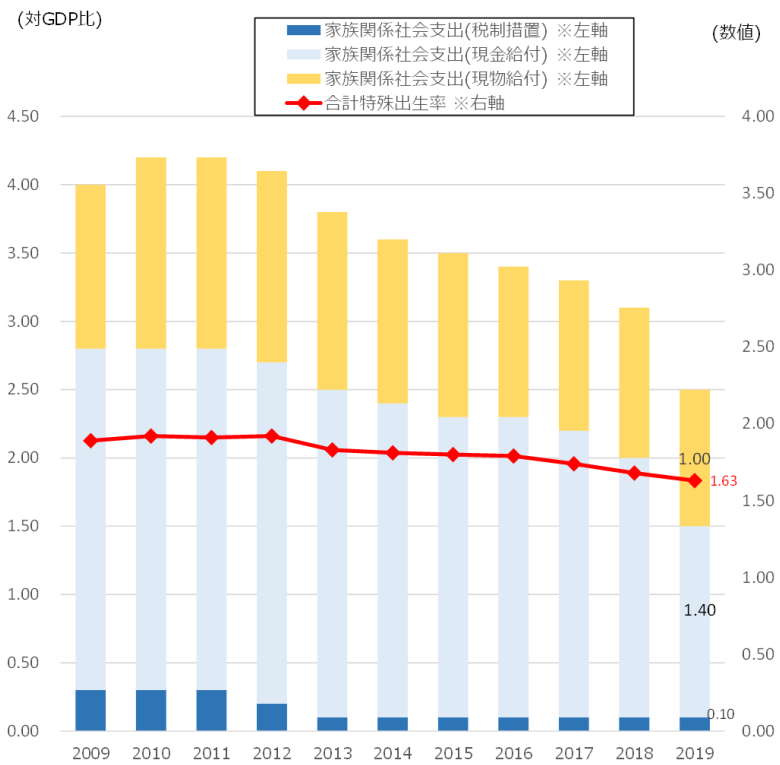
インタビュー先	概要
連邦家族省	● ドイツにおいても人口動態に係る課題として、出生率が低下傾向にある。人口が維持可能なレベルではない。 ● 家族支援策の目的として、最も重要な点は家庭の経済的安定性を確保することにある。2点目は家庭と仕事の両立、3点目は子ども自身の焦点を当てた子どものための福祉である。それより下位になるが、子どもが欲しい家庭が子どもを持てる環境を整備することも目的として挙げられる。なお、**フランスと異なり、出生率上昇そのものを目的としているわけではない**。 ● 2009～2014年を対象期間とする効果検証においては、**「保育サービスの拡張がなければ子どもを産むことができなかった」とする回答が11%、「児童手当がなければ子どもを産むことができなかった」とする回答が7%**であった。そのため、**児童手当よりも保育サービスの拡張の方が効果があった**といえる。 ● 児童手当は2022年までは第三子以降は、第一子・第二子よりも高い金額であったが、現在は同額となっている。**「どの子どもも同じ価値がある」という考え方の下、兄弟の数等に関わらず同一額**となった。
連邦財務省	● 1996年までは、現金給付である児童手当と、所得税における所得控除である児童扶養控除は異なる制度として運営されてきたが、1996年に統合された。もともと児童手当は社会法を根拠とし、児童扶養控除は租税法を根拠として運営されていた。**現在はいずれも租税法を根拠として運営**されている ● 児童手当は家族金庫が担当している一方、児童扶養控除は税務署が管轄している。**家族金庫と税務署の間の世帯情報の連携について、**常に連携しているわけではないが、**疑義がある場合等にはいつでも情報提供・情報受領を行うことが可能である**。情報授受にあたっては納税者IDを用いる。 ● 児童手当の効果測定は行われていないが、広く支持されている。**少子化対策が目的という訳ではないが、家族支援のための制度であり、少子化対策としても機能しているかもしれない**。 ● 教育費・養育費控除については、立法者としては家族政策の一環として実施しているのだろうが、廃止は難しいだろう。歴史的にずっと導入されており、何か目的があって実施されているものではない。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（3）イギリス

（1）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

- イギリスでは、家族関係社会支出はGDP比２．５%(うち税制措置0.１%、現金給付1.４%、現物給付1.０%)となっている。
- 税制措置としては、所得税に係る税額控除として、児童税額控除、就労税額控除などがあるが、両者とも経過措置としての取扱いである(新規には受け付けない)。また、子育て世帯に限られないが、結婚又はパートナーシップを締結するカップルに対する婚姻控除がある。
- 現金給付としては、ユニバーサルクレジット、児童手当、保護者手当が導入されている。
- 現物給付としては、保育・就学前教育の提供のほか、外来・入院を問わない無償での医療提供がなされている。



	主な支援制度	
	子育て世帯支援一般	特定時期におけるサービス等
税制措置 (GDP比0.7%)	● 児童税額控除(経過措置) ● 就労税額控除(経過措置) (婚姻控除)	
現金給付 (GDP比1.3%)	● ユニバーサルクレジット ● 児童手当（Child Benefit） ● 保護者手当（Guardian's Allowance）	● 育児休業給付金
現物給付 (GDP比1. 4%)		● 幼児教育・保育の無償提供 ● 育児休暇・看護休暇

(注)給付付き税額控除については、税額控除を超える給付分は「現金給付」に計上
(出典)OECD Stat

（3）イギリス

（２）個人所得課税の仕組み

- 個人所得に対する税として、国税である所得税が導入されている。地方税では個人所得への課税はなされない。
- 課税年度は暦年となっており、イギリスの居住者となった住民の給与・利子・配当所得を含むすべての所得に対して所得税が課される。
- 課税単位は、個人単位課税である。
- 所得税率は累進課税で20～45%となっている。
- 少子化・子育て世帯に関わる項目としては、婚姻控除(結婚・パートナーシップ締結への措置)、児童税額控除(経過措置)、就労税額控除(経過措置)がある。

【個人所得税の概況】

個人所得に対する税	● 所得税　※国税　(地方税なし)
課税単位	● 個人単位課税
所得控除(主なもの)	● 基礎控除 **（婚姻控除）** ● 視覚障がい者の追加控除 ● 高所得者の減額
税額控除(主なもの)	● 個人年金保険料控除 ● 寄付金控除 ● 配偶者等に対する扶養料控除 ● **児童税額控除(経過措置)** ● **就労税額控除(経過措置)**

【所得税率(2023年度)】

課税所得額(単位：ポンド)	税率
0～37,700	20%
37,701～125,140	40%
125,141～	45%

（３）税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援　（４）給付付き税額控除

- 税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援に関わるものとして、児童税額控除、就労税額控除が挙げられる。
 - 児童税額控除は、児童の数に応じて税額控除額が設定される。なお、子どもの数が3人以上になっても金額は増えない(⇒**子どもの数を増やすインセンティブは与えていない**)
 - 就労税額控除は、納税者の週労働時間が一定時間を超えている場合において、税額控除額が設定される。
- 勤労税額控除、児童税額控除は現在は経過措置として、既に適用されている者に対してのみ適用される。**新たな給付付き税額控除類似の制度としてユニバーサルクレジットが2013年から段階的に導入されている**。こちらでも子どもの数に応じた加算がなされており、子育て支援の要素はあるが、3人目以降は加算額算定条件が厳格化されており、子どもの数を増やすインセンティブは与えていない。

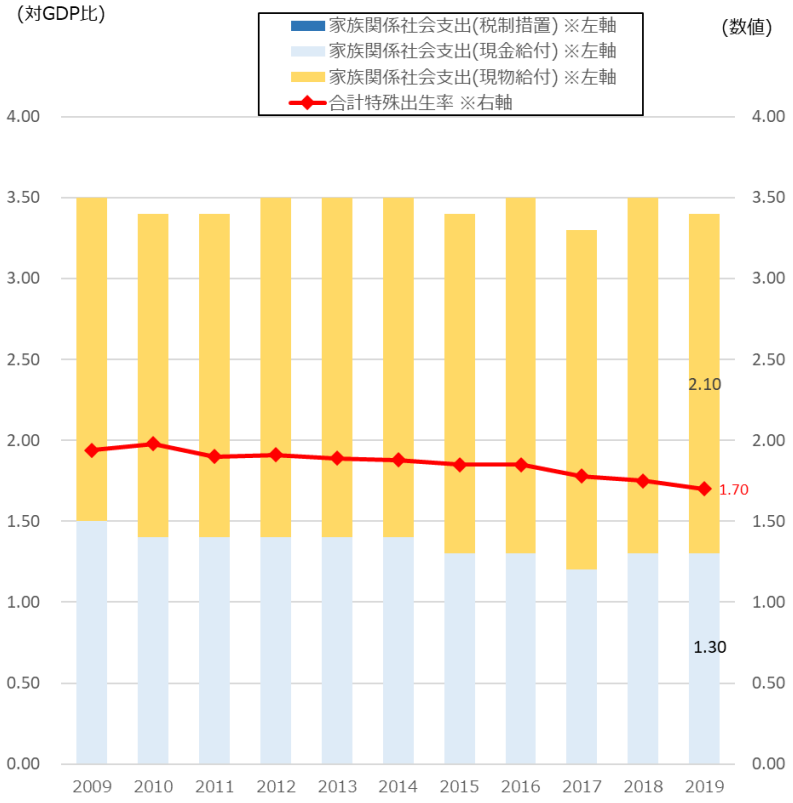
【少子化対策・子育て支援に関わる税制度・給付付き税額控除】

所得控除	婚姻控除	● 基礎控除のうち1,260ポンドを上限として、配偶者、シビル・パートナーに譲渡することが可能
給付付き税額控除	児童税額控除	● 扶養義務を負っている児童が対象 ● 納税者が既に児童税額控除の適用を受けていること(⇒新規は受け付けられない。その場合、ユニバーサルクレジットを請求する) ● 家族の税額控除が最高545ポンド、子ども一人当たりにつき最高3,235ポンドが税額控除される。 ● 子どもの数は2名が上限である
	就労税額控除	● 納税者の週労働時間が一定時間（年齢・家族構成に応じて設定）を超えていること ● 納税者が既に就労税額控除の適用を受けていること(⇒新規は受け付けられない。その場合、ユニバーサルクレジットを請求する) ● 年間収入が上限以下であること
ユニバーサルクレジット	ユニバーサルクレジット	● 適用条件は以下 ➢ 低所得者もしくは失業者であること ➢ 18歳以上であること ➢ 公的年金受給年齢に到達していないこと ➢ 世帯の貯金額が16,000ポンド以下であること ➢ イギリスに在住していること ● 標準手当と各種加算（**子ども**・障害及び健康状態・重度障害者の介護者・住宅）から給付額が設定。収入が一定の水準を超えると、その閾値を超過した収入額に応じて一定割合で減額 ➢ 子どもの加算については1人目・2人目の場合に加算。**3人目以降は別途条件設定(厳格化)**

（4）スウェーデン

（1）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

- スウェーデンでは、家族関係社会支出は**GDP比3.4%(うち税制措置0%、現金給付1.3%、現物給付2.1%)**となっている。税制措置がないこと、現物給付が大きいことが特徴である。
- 国民にとっての負担率は高いが、子供・子育て支援施策などに還元される社会保障水準も極めて高くなっている。
- 現金給付としては、児童手当、就学手当、両親保険（育児休業給付）、住宅手当などが整備されている。
- 現物給付としては、就学前保育や学童保育などの保育施設が整備されている。



(出典)OECD Stat

現金給付

- **児童手当**
 - 16歳未満の全ての子供が支給対象(親の所得制限なし)
 - 子供の数に応じて加算される。子どもの数が増えると一人当たりの金額が増加(1人だと1,250kr, 2人だと計2,650kr, 3人だと計4,480kr)。
- **就学手当**
 - 16～20歳の就学者について児童手当と同額が支給
- **両親保険（育児休業給付）**
 - 育児休業給付、出産手当金、一時看護手当金など。
 - スピードプレミアム（子供を出産する間隔を短くすると、出産時休業直前の８割が再び育児休業中に保障される）が設けられている。
- **住宅手当**
 - 18歳未満の子供のいる世帯と18~28歳の若年世帯を支給対象とする。

現物給付

- **就学前保育・家庭保育所**
 - 世帯所得と子供の人数に応じて保育料が決められる。
- **学童保育**
- **医療等の無償化・割引**

(出典) Försäkringskassan HP



（4）スウェーデン

（２）個人所得課税の仕組み

- 個人所得税として、国税及び市町村税としてのコミューン税が導入されている。両者は一元徴収される。
- 課税年度は、暦年（1月1日から12月31日まで）であり、労働所得が614,000krを超える個人に対して課税され、労働所得が614,000kr以下の場合にはコミューン税のみが課税される。
- 税額は、税額は個人単位で課税される。給与所得、年金収入、事業所得等の勤労所得については、国税分は2段階の累進税率なっており、コミューン税の税率は、地方自治体ごとに異なっている。資本所得に対しては、比例税率の分離課税が適用される。
- 納税手続きは、所得税額の算定の後、税額控除額を差し引くことで、支払税額又は還付税額が算定される。税額控除は地方税の軽減として実施される。
- 少子化・子育て世帯に対する税制上の措置は特段設けられていない。

【個人所得税の概況】

個人所得に対する税	● 個人所得税(国税) ● 個人所得税(コミューン税)　※一元徴収
課税単位	● 個人単位課税
所得控除(主なもの)	● 雇用費用控除 ● 個人控除(支払利息、投資管理費、年金保険料・拠出金) ● 基礎控除
税額控除(主なもの)	● 専門家減税(外国人のみ) ● 勤労所得税額控除

【所得税率(2023年度)】

課税所得額(単位：スウェーデンクローナ)	税率	
	国税	コミューン税(平均)
0～614,000	0%	32%
614,000～	20%	32%

（4）スウェーデン

（3）不還付型税額控除

- **不還付型税額控除の仕組みとして、勤労所得税額控除が設けられている。**
- **スウェーデンにおいては低所得者についても比較的高い所得税率が課されるが、勤労所得税額控除により、実質的に低所得者の税率引き下げがなされている。被雇用者所得と自営業の所得がある個人に対して、最大約2.1万クローナの金額が控除される。地方自治体の所得税に対してのみ適用され、国税からは除外されない。**

制度名	勤労所得税額控除（Jobbskatteavdraget）

制度概要

■ 導入の経緯・目的
- 2000年頃の失業率は6~8%で高止まりしていており、労働市場への参入を抑制すると考えられていた。
- この課題を解決することを目的に2007年に導入された。

■ 適用対象
- 所得税の課税対象となる社会保障給付を除く、被雇用者所得とアクティブな事業活動からの所得がある個人。

■ 税額控除額
- 65歳以上と65歳未満で異なる。
- 税額控除は年金受給者には適用されないため、65歳以上の減税額を大きくすることで、労働市場に留まることを意図した設計となっている。

勤労所得税額控除額（2022年）

	勤労所得額	控除額
65歳以上	10万krまで	0.2×勤労所得
	10万～30万Krまで	1.5万kr＋0.05×勤労所得
	30万～60万Krまで	3万kr
	60万kr～	3万kr＋0.03×（勤労所得－60万kr）
65歳未満	0.91PBBまで	0.2×勤労所得
	0.91PBB～3.24PBB	（0.91PBB＋0.3874×（勤労所得－0.91PBB）－基礎控除）×コミューン所得税率
	3.24PBB～8.08PBB	（1.812PBB＋0.128×（勤労所得－3.24PBB）－基礎控除）×コミューン所得税率
	8.08PBB～13.54PBB	（2.432PBB－基礎控除）×コミューン所得税率
	13.54PBB～	（2.432PBB－基礎控除）×コミューン所得税率－0.03×（勤労所得－13.54PBB）

(出典)三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2022年）「個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた所得情報の活用状況等に関する各国調査委託　報告書」等より作成

（4）スウェーデン

（４）政府関係者へのインタビュー結果

- **スウェーデンにおいては、家族支援策が充実しているものの、出生率上昇を目的として政策が実施されているわけではない。**
- **所得によって恩恵が異なることから、税制措置による支援は行っておらず、現金給付・現物給付による支援を行っている。**
- **子育て支援施策の中で、保育サービスの提供が効果があったとしている。**

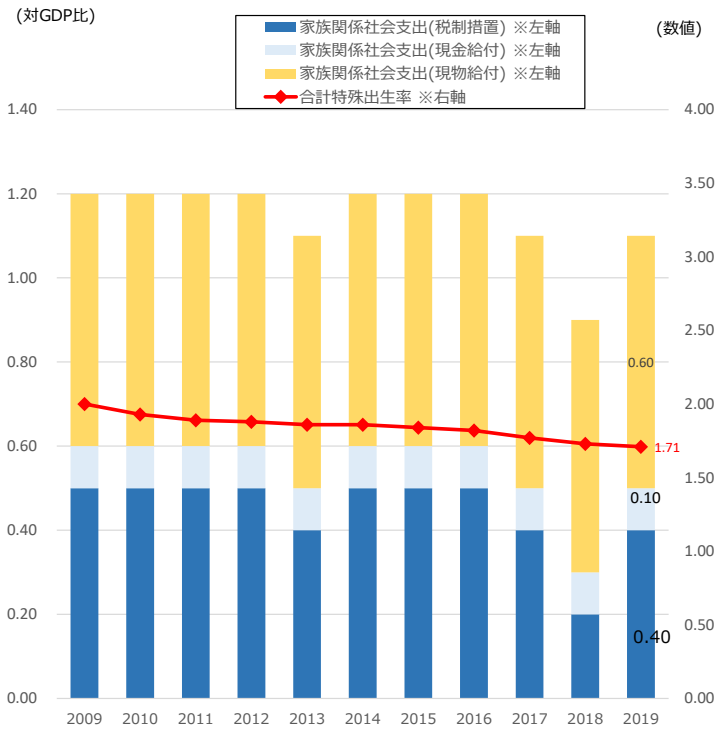
インタビュー先	概要
社会省	● スウェーデンにおいては、**出生率向上そのものを目的としている訳ではない**。我々には出生率目標はなく、これまでも設けていない。また、大学進学率、子どもの貧困等についても目標はない。 ● **税制による子育て世帯への支援はありうるが、家庭の経済力によって恩恵に差が生じる**。1949年に一律額が支給される児童手当が導入された。ドイツのような税制を導入すると、全ての家庭が経済的メリットを感じられるわけではない施策となる。 ● スウェーデンにおいて子どもがいる家庭では、金銭的な制約を感じることなく子育てができていると感じている。 ● **施策の中で、最も効果があったものは保育所**である。親は金銭的な負担がほとんどない。月額利用料の上限120ユーロであり、収入に応じた保育料が設定されている。子どもが多ければ安くなるシステムであり、3歳以上であれば無償である。実際のコストの10%程度しか親は支払っていない。

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

（5）アメリカ

（1）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

- アメリカでは、家族関係社会支出は2017年時点でGDP比1.1%(うち税制措置0.4%、現金給付0.1%、現物給付0.６%)となっており、OECD諸国の中では、最も少ない水準の規模となっている。ただし、出生率は1.71とOECD諸国でトップクラスの数値となっている。
- 「アメリカは基本的に普遍的な家族政策を持たない」（白波瀬 2007）とされている。少子化対策についても政策イシューとして取り上げられていない。子育て世帯への支援は、基本的に貧困対策としての性質が強い(現物給付の貧困家族一時扶助、児童向け栄養・ミルクプログラム等)。
- 税制措置としては、かつては人的控除・扶養控除が設けられており子どもの数に応じて一定額の所得控除がなされていたが、2018年度からは廃止されている(2026年度までの時限的廃止)。
- 給付付き税額控除として、勤労税額控除(Earned Income Tax Credit)・児童税額控除（Child Tax Credit）が設けられている。



	主な支援制度	
	子育て世帯支援一般	特定時期におけるサービス等
税制措置 (GDP比0.4%)	● 子女養育費税額控除 ● 勤労税額控除 ● 児童税額控除	
現金給付 (GDP比0.1%)	● (勤労税額控除) ● (児童税額控除)	
現物給付 (GDP比0.6%)	● 貧困家族一時扶助	● 児童向け栄養・ミルクプログラム

(注)給付付き税額控除については、税額控除を超える給付分は「現金給付」に計上
(出典)OECD Stat

（5）アメリカ

（２）個人所得課税の仕組み

- 個人所得に対する税として、連邦政府が課す個人所得税が導入されている。また、8州を除き、州ごとに個人所得税が別途導入されているが、税率表は州により大きく異なる。課税標準も税毎に異なり、納税手続きも連邦税とは別途行う。
- 課税単位は、個人単位課税または夫婦合算課税(２分２乗法)の選択が可能である。
- 所得税率は国税が10%～37%となっており、州税は州により異なり、州税が存在しない州が8州、一律税率が10州、累進税率が32州＋コロンビア特別区となっている。
- 少子化・子育て世帯に関わる項目としては、課税単位で2分2乗法を提供可能であることが挙げられる。また、**非還付型の税額控除として児童・扶養控除**が、**給付付き税額控除として、勤労所得税額控除、児童税額控除**が設けられている。

【個人所得税(連邦税)の概況】

個人所得に対する税	● 個人所得税(国税) ● 個人所得税(州税)　※州により税率表は大きく異なる
課税単位	● 個人単位課税と**夫婦合算課税(2分2乗法)を選択可**
所得控除(主なもの)	● 調整総所得前控除 ➢ 特定の退職年金基金への拠出金控除 ➢ 転職・転勤等による引っ越し費用 ➢ 教育ローンの支払利子 ➢ 離婚慰謝料(養育費は不可) ● 調整総所得後控除 ➢ 標準控除(申告状況に応じて設定) ➢ 医療費控除
税額控除(主なもの)	● 外国税額控除 ● **子女養育費税額控除(CDCC)(非還付)** ● **児童税額控除(CTC)(還付)** ● **勤労所得税額控除(EITC)(還付)**

【所得税率(2023年度)】

●個人所得税(国税)

課税所得額(単位：ユーロ)		税率
個人課税	夫婦合算課税	
0～11,000	0～22,000	10%
11,001～44,725	22,001～89,450	12%
44,726～95,375	89,451～190,750	22%
95,376～182,100	190,751～364,200	24%
182,101～231,250	364,201～462,500	32%
231,251～578,125	462,501～693,750	35%
578,126～	693,751～	37%

●個人所得税(州税)

個人所得税(州税)について、州税が存在しない州が8州、一律税率が10州、累進税率が32州＋コロンビア特別区となっている。

（３）給付付き税額控除

- アメリカにおける給付付き税額控除として、①勤労所得税額控除、②児童税額控除が導入されている。
- 勤労所得税額控除は、**低所得者に支援するとともに勤労意欲を阻害しないよう所得に応じて逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が設けられている**。この区間については、個人単位課税・世帯単位課税の別、子どもの数(0人、1人、2人、3人以上)に応じた８種類(２×４)の金額が設定されている(子どもの数が３人を超えても金額は変わらない)。
- 児童税額控除は、子どもを有する家庭の負担を軽減するため、1998年に導入されたものである。所得に応じて逓増・定額・逓減区間が設けられている(独身者かつ子どもなし世帯除く)。**子どもの数に応じて変動**する。なお、還付上限額(1,600ドル)が設定されている。
- 低所得及び中所得の勤労者世帯に対して、実質的に効果を持つ政策であり、毎年500万から600万人を貧困状態から引き上げ、またより多くの人の貧困を軽減していると評価されており、複数の論文で**EITC受給者の就業状況、賃金、経済的安定性、子どもの健康などへの効果について検証が行われ、その効果が確認されている。**

【勤労所得税額控除の概要】

導入目的

- 勤労を前提に所得に応じた給付を行うことで、低所得者の重い社会保険料負担（社会保障税の逆進性）を緩和するため、フォード政権下の1975年に導入された。**①低所得者に対する社会保障税の負担軽減**、**②就労・勤労意欲の向上**が大きな目的となっている。

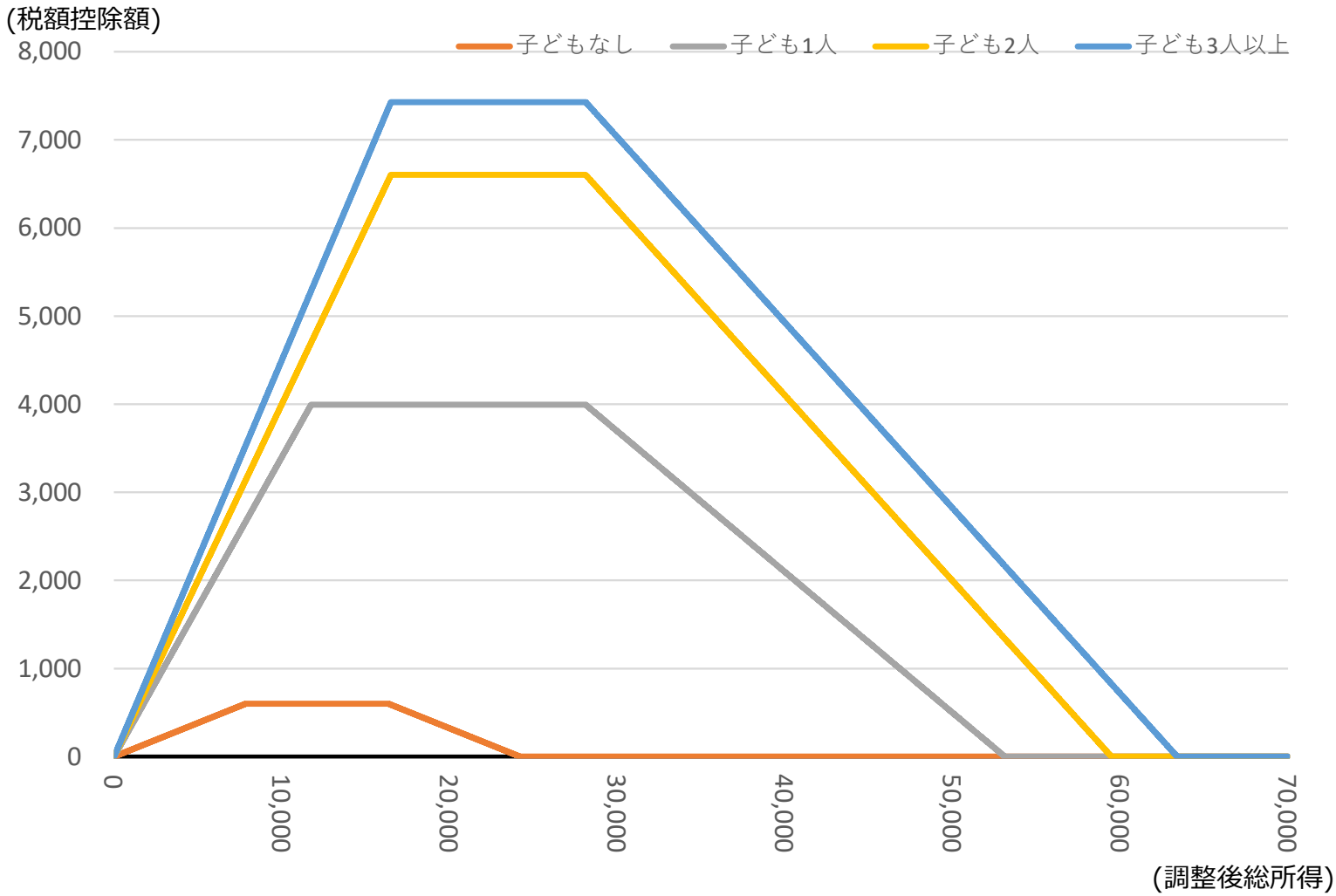
給付額（2023年）

- 所得に応じて３区間設定　**①逓増**(所得が増加するにつれて一定割合で増加)、**②定額**(所得が増加しても一定)、**③逓減(所得が減少するにつれて一定割合で減少)**
- 個人単位課税・世帯単位課税の別、子どもの数(0人、1人、2人、3人以上)に応じた８種類(２×４)の金額が設定されている(**子どもの数が３人を超えても金額は変わらない**)

	子供の数	逓増率	逓増上限	逓減開始	逓減率	逓減終了	最大控除額
単独申告	0人	7.65%	$7,840	$9,800	7.65%	$17,640	$600
	1人	34%	$11,750	$21,560	15.98%	$46,560	$3,995
	2人	40%	$16,510	$21,560	21.06%	$52,918	$6,604
	3人以上	45%	$16,510	$21,560	21.06%	$56,838	$7,430
既婚者（夫婦合算申告）	0人	7.65%	$7,840	$16,370	7.65%	$24,210	$600
	1人	34%	$11,750	$28,120	15.98%	$53,120	$3,995
	2人	40%	$16,510	$28,120	21.06%	$59,478	$6,604
	3人以上	45%	$16,510	$28,120	21.06%	$63,398	$7,430

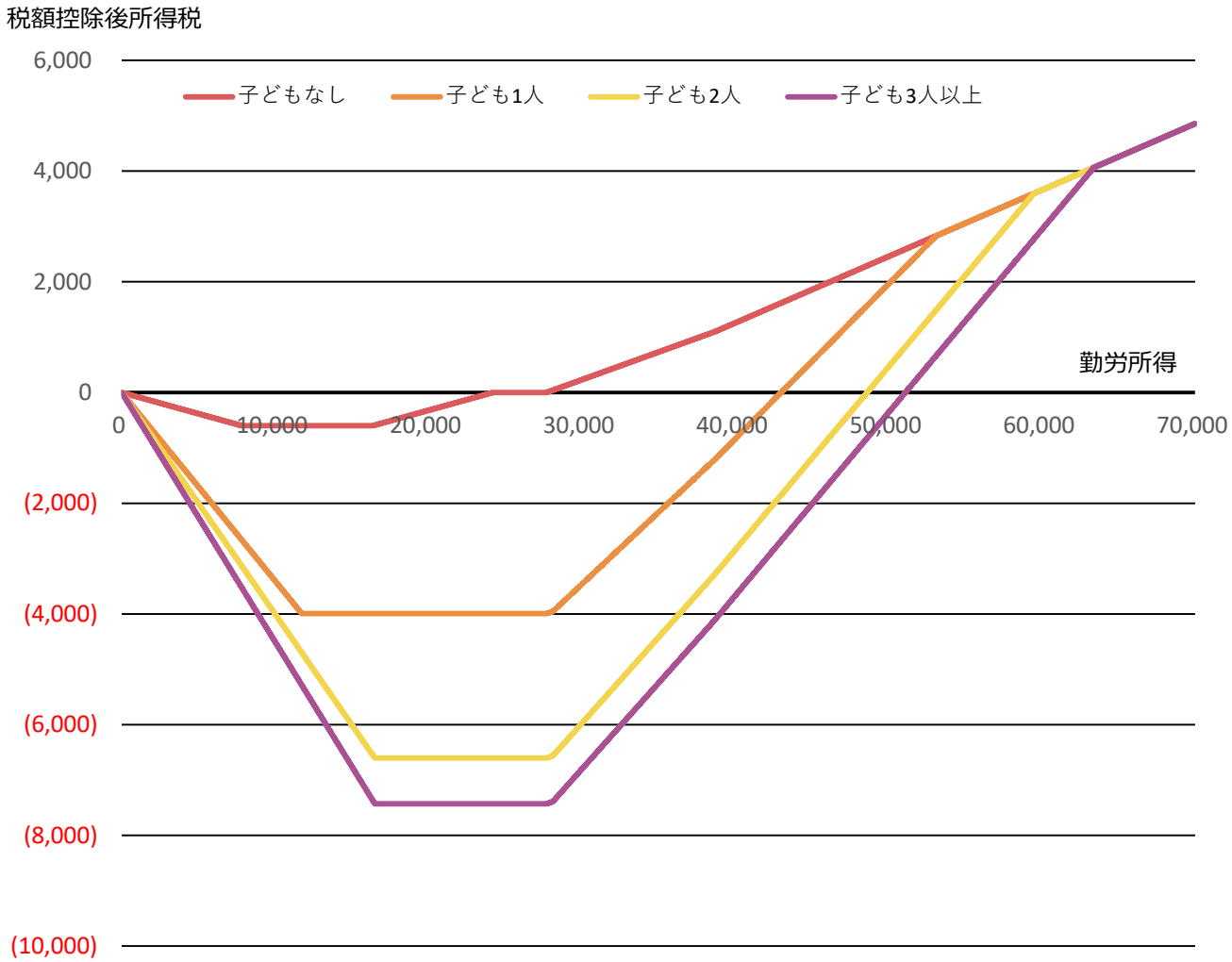
（３）給付付き税額控除

【勤労所得税額控除の金額】（夫婦合算申告）



（３）給付付き税額控除

【勤労所得税額控除の適用後の所得税シミュレーション】(夫婦合算申告)



（3）給付付き税額控除

- アメリカにおける給付付き税額控除として、①勤労所得税額控除、②児童税額控除が導入されている。
- 勤労所得税額控除は、**低所得者に支援するとともに勤労意欲を阻害しないよう所得に応じて逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が設けられている**。この区間については、個人単位課税・世帯単位課税の別、子どもの数(0人、1人、2人、3人以上)に応じた８種類(２×４)の金額が設定されている(子どもの数が３人を超えても金額は変わらない)。
- 児童税額控除は、子どもを有する家庭の負担を軽減するため、1998年に導入されたものである。所得に応じて逓増・定額・逓減区間が設けられている(独身者かつ子どもなし世帯除く)。**子どもの数に応じて変動**する。なお、還付上限額(1,600ドル)が設定されている。
- 複数の研究で**2021年の児童税額控除の拡大は子どもの貧困率の逓減に効果的**という研究結果が出ている。

【児童税額控除の概要】

導入目的

- 子どもを有する家庭の負担を軽減するため、1998年に導入された。

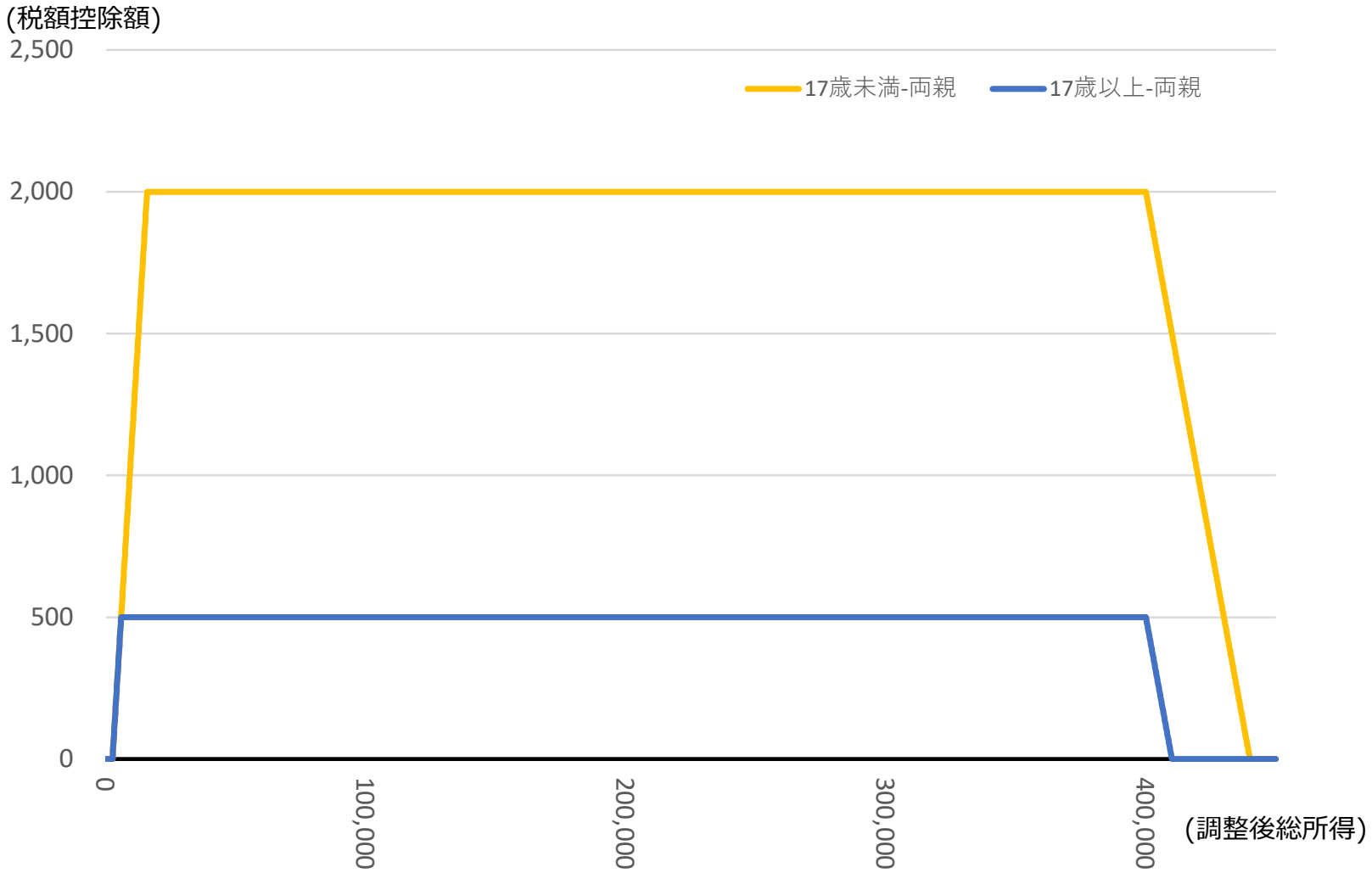
給付額(2023年)

- 所得に応じて３区間設定　**①逓増**(所得が増加するにつれて一定割合で増加)、**②定額**(所得が増加しても一定)、**③逓減(所得が減少するにつれて一定割合で減少)**
- ひとり親世帯・夫婦の別によって子ども一人当たりの金額が設定されている(**子どもの数に応じて金額設定**)

子供年齢	世帯	逓増	定額（17歳未満は$2,000 17歳以上は$500）	逓減
17歳未満	ひとり親	2,500～15,833（変動率：15%）	15,833～200,000	200,000～240,000（変動率：▲5%）
	夫婦	2,500～15,833（変動率：15%）	15,833～400,000	400,000～440,000（変動率：▲5%）
17～18歳 19~23歳の学生等	ひとり親	2,500～5,833（変動率：15%）	5,833～200,000	200,000～210,000（変動率：▲5%）
	夫婦	2,500～5,833（変動率：15%）	5,833～400,000	400,000～410,000（変動率：▲5%）

（３）給付付き税額控除

【児童税額控除の金額】



（３）給付付き税額控除

- アメリカにおける給付付き税額控除として、①勤労所得税額控除、②児童税額控除が導入されている。
- 勤労所得税額控除は、**低所得者に支援するとともに勤労意欲を阻害しないよう所得に応じて逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が設けられている**。この区間については、個人単位課税・世帯単位課税の別、子どもの数(0人、1人、2人、3人以上)に応じた８種類(２×４)の金額が設定されている(子どもの数が３人を超えても金額は変わらない)。
- 児童税額控除は、子どもを有する家庭の負担を軽減するため、1998年に導入されたものである。所得に応じて逓増・定額・逓減区間が設けられている(独身者かつ子どもなし世帯除く)。**子どもの数に応じて変動**する。なお、還付上限額(1,600ドル)が設定されている。

【児童税額控除の変遷】

時期	税額控除額・対象年齢	還付	削減
1998	・16 歳以下の子ども 1 人につき 400 ドル。	・なし。	・共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
1999	・16 歳以下の子ども 1 人につき 500 ドル。	・なし。	・共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
2001	・16 歳以下の子ども 1 人につき 600 ドル。	・10,000 ドル以上の所得[5]がある納税者に対しては一部もしくは全額還付。	・共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
2009	・16 歳以下の子ども 1 人につき 1,000 ドル。	・3,000 ドル以上の所得がある納税者に対して還付。	・共働きの場合は所得 11 万ドル以上から削減。 ・ひとり親・片働きの場合は所得 7.5 万ドル以上から削減。
2018	・16 歳以下の子ども 1 人につき 2,000 ドル。 ・17･18 歳の子どもと 19～23 歳のフルタイム大学生 1 人につき、還付なしの 500 ドルの税額控除。	・2,500 ドル以上の所得がある納税者に対して還付。 ・還付上限は 1,400 ドル。	・共働きの場合は所得 40 万ドル以上から削減。 ・ひとり親・片働きの場合は所得 20 万ドル以上から削減。
2021	・0～5 歳の子ども 1 人につき 3,600 ドル。 ・6～17 歳の子ども 1 人につき 3,000 ドル。 ・控除の半額は毎月給付され、残り半額は納税時に給付される。	・全額還付。	・共働きの場合は 15 万ドルから、ひとり親・片働きの場合は 11.25 万ドルから削減され、2021 年以前の水準に達するまで削減。 ・さらに、共働きの場合は所得 40 万ドルから、ひとり親・片働きの場合は所得 20 万ドル以上からゼロになるまで削減。
2022	・16 歳以下の子ども 1 人につき 2,000 ドル。 ・17･18 歳の子どもと 19～23 歳のフルタイム大学生 1 人につき、還付なしの 500 ドルの税額控除。	・2,500 ドル以上の所得がある納税者に対して還付。 ・還付上限は 1,500 ドル。	・共働きの場合は所得 40 万ドル以上から削減。 ・ひとり親・片働きの場合は所得 20 万ドル以上から削減。

（出所）小林庸平（2023）『子どもの貧困を劇的に減らしたアメリカの子ども税額控除（Child Tax Credit）をめぐる政策論議と日本への示唆』

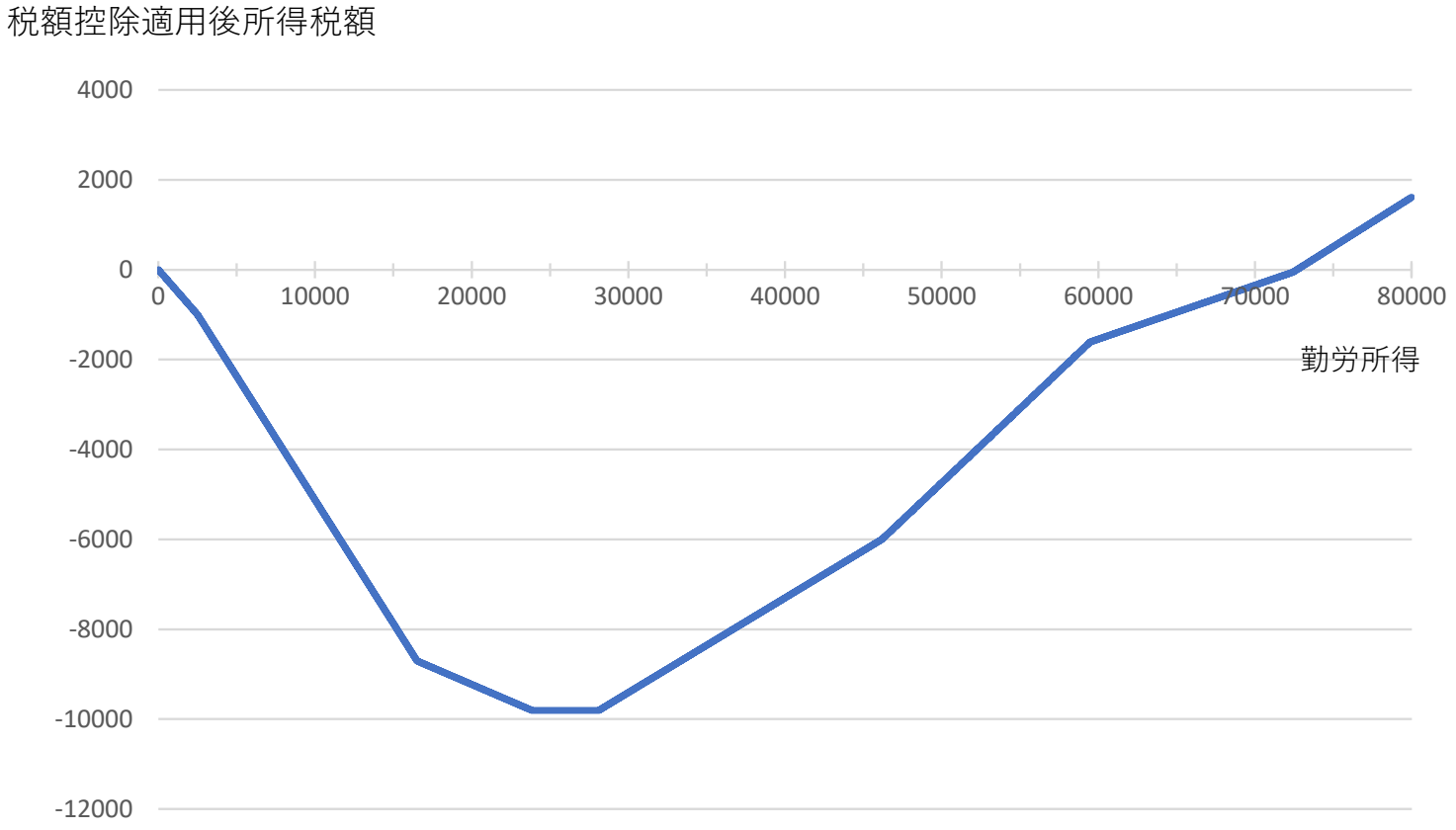
（3）給付付き税額控除

- 子育て世帯に適用可能な税額控除を適用した場合の勤労所得と所得税額の関係をシミュレーションした。
- 給付額は勤労所得が30,000ドル近辺になるまで最大約10,000ドルまで逓増し、その後逓減するが、所得税負担は70,000ドルを超える辺りまで発生しない

【子どもに関連する税額控除制度の適用シミュレーション】（夫婦合算申告・子ども二人）

【前提条件】

- 申告は夫婦合算申告にて行う
- 12歳と10歳の子どもがいる
- 各納税者の所得は、勤労所得のみであり、利子所得、配当所得等は含まない
- 夫婦は同額の勤労所得を得ている
- 調整総所得後控除は標準控除を適用する
- 課税年度は2023年である

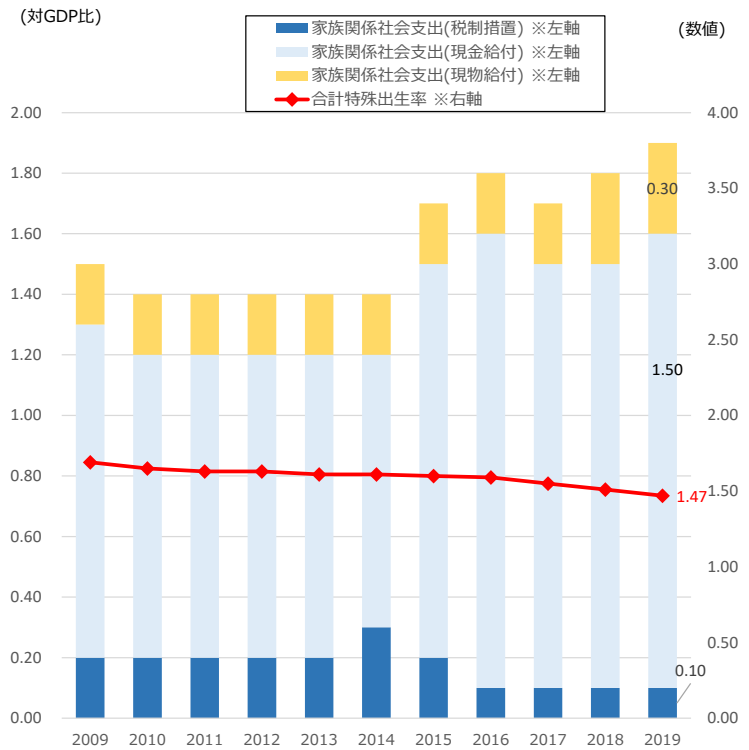


1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

(6)カナダ

（1）少子化・子育て世帯に対する支援策全般

- **カナダでは、家族関係社会支出はGDP比1.9%(うち税制措置0.1%、現金給付1.5%、現物給付0.3%)となっており、他のOECD諸国と比較して、家族関係社会支出はやや低い水準となっている。**
- **税制措置としては、所得税に係る所得控除として子どもの育児に掛かった費用が控除できる養育費控除がある。また、授業料の一定割合を税額控除できる。**
- **給付付き税額控除として、カナダ勤労給付(勤労意欲を阻害しない形での給付付き税額控除)、GST/HSTクレジット(消費税逆進性対策)がある。GST/HSTクレジットにおいては子どもの数に応じて金額が加算される形となっている。**
- **現金給付としては、カナダ子ども手当が所得等に応じて支給される。**



	主な支援制度	
	子育て世帯支援一般	特定時期におけるサービス等
税制措置 (GDP比0.1%)	● 養育費控除 ● 授業料税額控除 ● カナダ勤労給付 ● GST/HSTクレジット	
現金給付 (GDP比1.5%)	● カナダ子ども手当 (Canada Child Benefit) ➢ 所得等に応じて支給	● 教育費補助(州による) ● 育児休業給付金
現物給付 (GDP比0.3%)		● 保育の提供 ● 教育の提供 ● 育児休暇・看護休暇

(注)給付付き税額控除については、税額控除を超える給付分は「現金給付」に計上
(出典)OECD Stat

1　少子化・子育て世帯に対する税制上の措置と社会保障に関する各国調査

(6)カナダ

（2）個人所得課税の仕組み

- 個人所得に対する税として、連邦政府が課す個人所得税が導入されている。また、州ごとに個人所得税が別途導入されているが、税率表は州により大きく異なる。ただし、課税標準はケベック州を除いて国と同一となっている(申告もケベック州以外は一元的に実施可)。
- 課税単位は、個人単位課税である。
- 所得税率は国税が15%～33%となっており、州税は州により異なるが人口が最大のオンタリオ州の場合には5.05%～13.16%となっている。
- 少子化・子育て世帯に関わる項目としては、所得控除として元配偶者への慰謝料・扶養料、養育費、税額控除として授業料税額控除、カナダ勤労給付(給付付き税額控除) 、GST/HSTクレジット(給付付き税額控除)等が挙げられる。

【個人所得税の概況】

個人所得に対する税	● 個人所得税(国税) ● 個人所得税(州税)　※州により税率表は大きく異なる
課税単位	● 個人単位課税
所得控除(主なもの)	● 登録者退職貯金基金(節税貯蓄) ● 年金制度の拠出金 ● 職業上所属する協会に支払った年会費 ● 引っ越し費用で雇用主から支払われなかったもの ● 投資所得を得るために生じた費用（利子、貸金庫使用料、会計士費用、投資相談費用等） ● **元配偶者への慰謝料・扶養料(養育費は控除不可)** ● **養育費**
税額控除(主なもの)	● 個人基礎控除（本人の年齢、配偶者の有無、扶養家族の課税状況等に基づいて計算される） ● **授業料税額控除** ● 医療費控除 ● **カナダ勤労給付** ● **GST/HSTクレジット**

【所得税率(2023年度)】

●個人所得税(国税)

課税所得額(単位：カナダドル)	税率
0～53,359	15%
53,359～106,717	20.5%
106,717～165,430	26%
165,430～235,675	29%
235,675～	33%

●個人所得税(州税)　※オンタリオ州の場合

課税所得額(単位：カナダドル)	税率
0～49,231	5.05%
49,231～98,463	9.15%
98,463～150,000	11.16%
150,000～220,000	12.16%
220,000～	13.16%

（6）カナダ

（３）税の仕組みの中での少子化対策・子育て支援

- 個人所得に対する税として、連邦政府が課す個人所得税が導入されている。また、州ごとに個人所得税が別途導入されているが、税率表は州により大きく異なる。ただし、課税標準はケベック州を除いて国と同一となっている(申告もケベック州以外は一元的に実施可)。
- 課税単位は、個人単位課税である。
- 所得税率は国税が15%～33%となっており、州税は州により異なるが人口が最大のオンタリオ州の場合には5.05%～13.16%となっている。
- 少子化・子育て世帯に関わる項目としては、所得控除として元配偶者への慰謝料・扶養料、養育費、税額控除として授業料税額控除、カナダ勤労給付(給付付き税額控除)等が挙げられる。

【少子化対策・子育て支援に関わる税制度】

所得控除	元配偶者への慰謝料・扶養料	● 離婚判決等に基づき納税者が元配偶者等に支払う慰謝料・扶養料は控除対象(元配偶者等の課税所得に含まれる) ● ただし、一般的に、合意に基づいて支払われる養育費は支払う側は控除不可(元配偶者等の課税所得に含まれない)
	養育費	● 納税者が雇用収入等を得るために支出した費用であることが必要 ● 控除額は7歳未満の子ども一人につき8,000カナダドルが上限、7歳～16歳までの子ども一人につき5,000カナダドルが上限。
税額控除	授業料控除	● 対象機関の授業料の15%を税額控除できる
	カナダ勤労給付(給付付き税額控除)	● 詳細は次頁
	GST/HSTクレジット(給付付き税額控除)	

（４）給付付き税額控除

- カナダにおける給付付き税額控除として、①カナダ勤労給付、②GST/HSTクレジットが導入されている。
- カナダ勤労給付は、生活保護受給者が就労に伴って給付が減少することで、就労から得られる収入を含む手取収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するために導入されたものである。**低所得者に支援するとともに勤労意欲を阻害しないよう所得に応じて逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が設けられている**。この区間については、独身者かつ子どもなし世帯、その他世帯(家族)の２種類が設けられている。
- GST/HSTクレジットは、物品サービス税（Goods and Services Tax：GST）の導入に伴い、逆進性解消のために低中所得者への所得税率引下げと併せて導入されたものである。**勤労意欲の阻害が目的でないため、所得に応じて増加する区間(逓増区間)は設定されていない。**所得に応じて定額・逓減区間が設けられている(独身者かつ子どもなし世帯除く)。定額部分は、**子どもの数に応じて変動**する。

【カナダ勤労給付の概要】

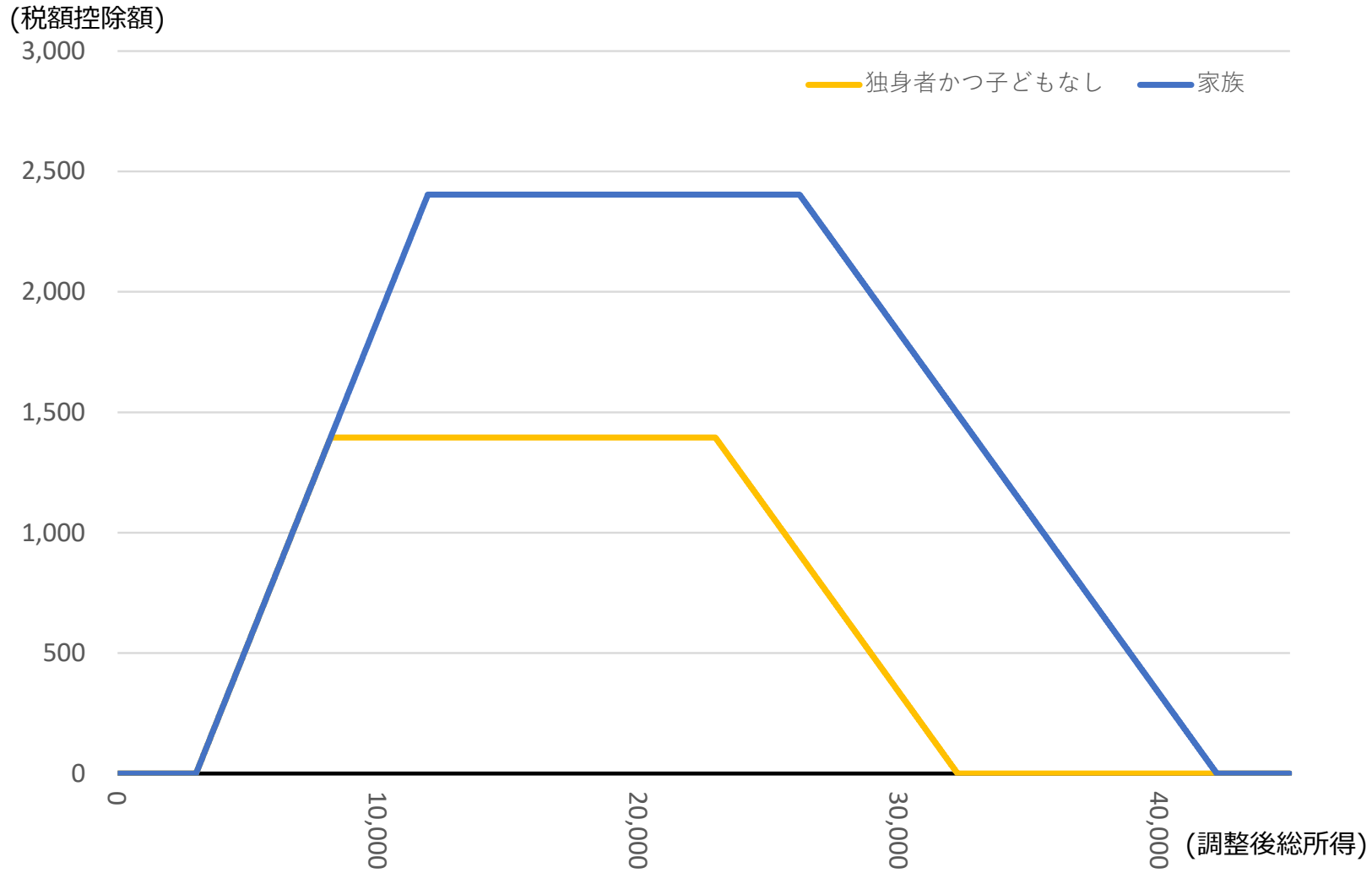
導入目的	● 生活保護受給者が就労に伴って給付が減少することで、就労から得られる収入を含む手取収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するため、2007年に就労所得手当（Working Income Tax Benefit）が導入された。 ● 2019年より、更なる制度拡充を行い、カナダ勤労給付に名称が変わった。
給付額 (2021年/2022年度)	● 所得に応じて３区間設定　**①逓増**(所得が増加するにつれて一定割合で増加)、**②定額**(所得が増加しても一定)、**③逓減(所得が減少するにつれて一定割合で減少)** ● 独身者かつ子どもなし、その他（家族）の２種類の金額が設定されている(**子どもの数は影響しない**)

	逓増	定額	逓減
独身者かつ子供なし	3,000　～　8,167 （変動率：27%）	8,167　～　22,944 （1,395カナダドル）	22,944～32,244 （変動率：▲15%）
家族	3,000　～　11,900 （変動率：27%）	11,900～26,177 （2,403カナダドル）	26,177～42,197 （変動率：▲15%）

（6）カナダ

（４）給付付き税額控除

【カナダ勤労給付の金額】



（４）給付付き税額控除

- カナダにおける給付付き税額控除として、①カナダ勤労給付、②GST/HSTクレジットが導入されている。
- カナダ勤労給付は、生活保護受給者が就労に伴って給付が減少することで、就労から得られる収入を含む手取収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するために導入されたものである。**低所得者に支援するとともに勤労意欲を阻害しないよう所得に応じて逓増・定額（最大控除額）・逓減区間が設けられている**。この区間については、独身者かつ子どもなし世帯、その他世帯(家族)の２種類が設けられている。
- GST/HSTクレジットは、物品サービス税（Goods and Services Tax：GST）の導入に伴い、逆進性解消のために低中所得者への所得税率引下げと併せて導入されたものである。
- **勤労意欲の阻害が目的でないため、所得に応じて増加する区間(逓増区間)は設定されていない**(独身者かつ子どもなし世帯除く)。所得に応じて定額・逓減区間が設けられている。定額部分は、**子どもの数に応じて変動**する。

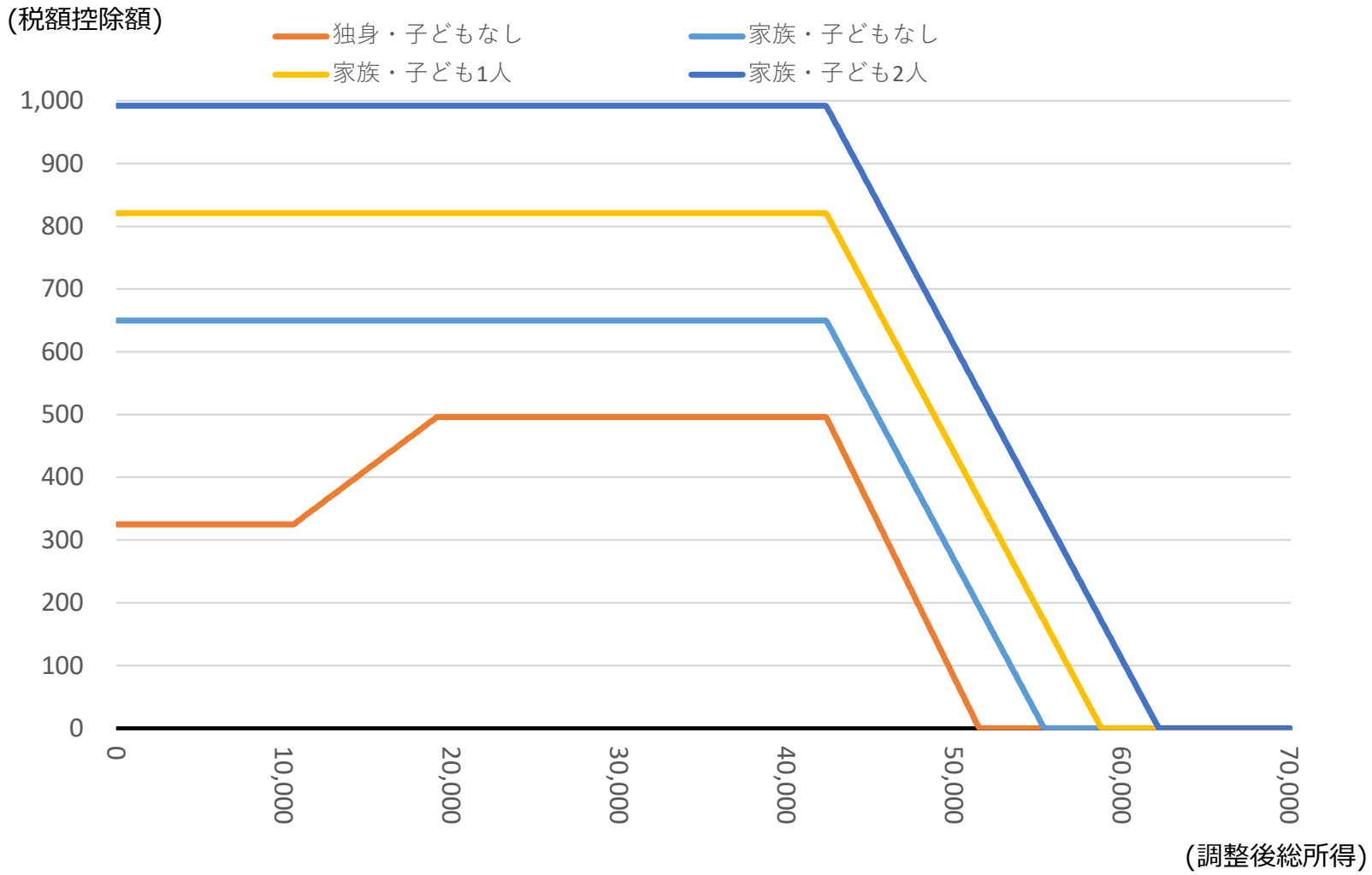
【GST/HSTクレジットの概要】

導入目的	● 物品サービス税（Goods and Services Tax：GST）が1991年に導入されたことに伴い、逆進性解消のために低中所得者への所得税率引下げと併せて導入された。
給付額（2023/2024年度）	● 独身者かつ子どもなし世帯は所得に応じて４区間設定。**①定額**、**②逓増**(所得が増加するにつれて一定割合で増加)、**③定額**(所得が増加しても一定)、**④逓減(所得が減少するにつれて一定割合で減少)** ● その他世帯は、所得に応じて２区間設定・**①定額**(所得が増加しても一定)、**②逓減**(所得が減少するにつれて一定割合で減少)。定額区間の金額については、**子ども一人当たり171カナダドル追加**)

	子供の数	定額	逓増	定額	逓減
独身者	0人	0～10,544 (325カナダドル)	10,544～19,094 (変動率：2%)	19,094～42,335 (496カナダドル)	42,335～51,455 (変動率：▲5%)
	1人	－	－	0～42,335 (821カナダドル)	42,335～58,755 (変動率：▲5%)
結婚している又はパートナーを有する	0人		－	0～42,335 (650カナダドル)	38,892～55,335 (変動率：▲5%)
	1人	－	－	0～42,335 (821カナダドル)	42,335～58,755 (変動率：▲5%)

（４）給付付き税額控除

【GST/HSTクレジットの金額】



Ⅱ　個人所得課税のシミュレーション調査

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(1)シミュレーション調査の前提条件

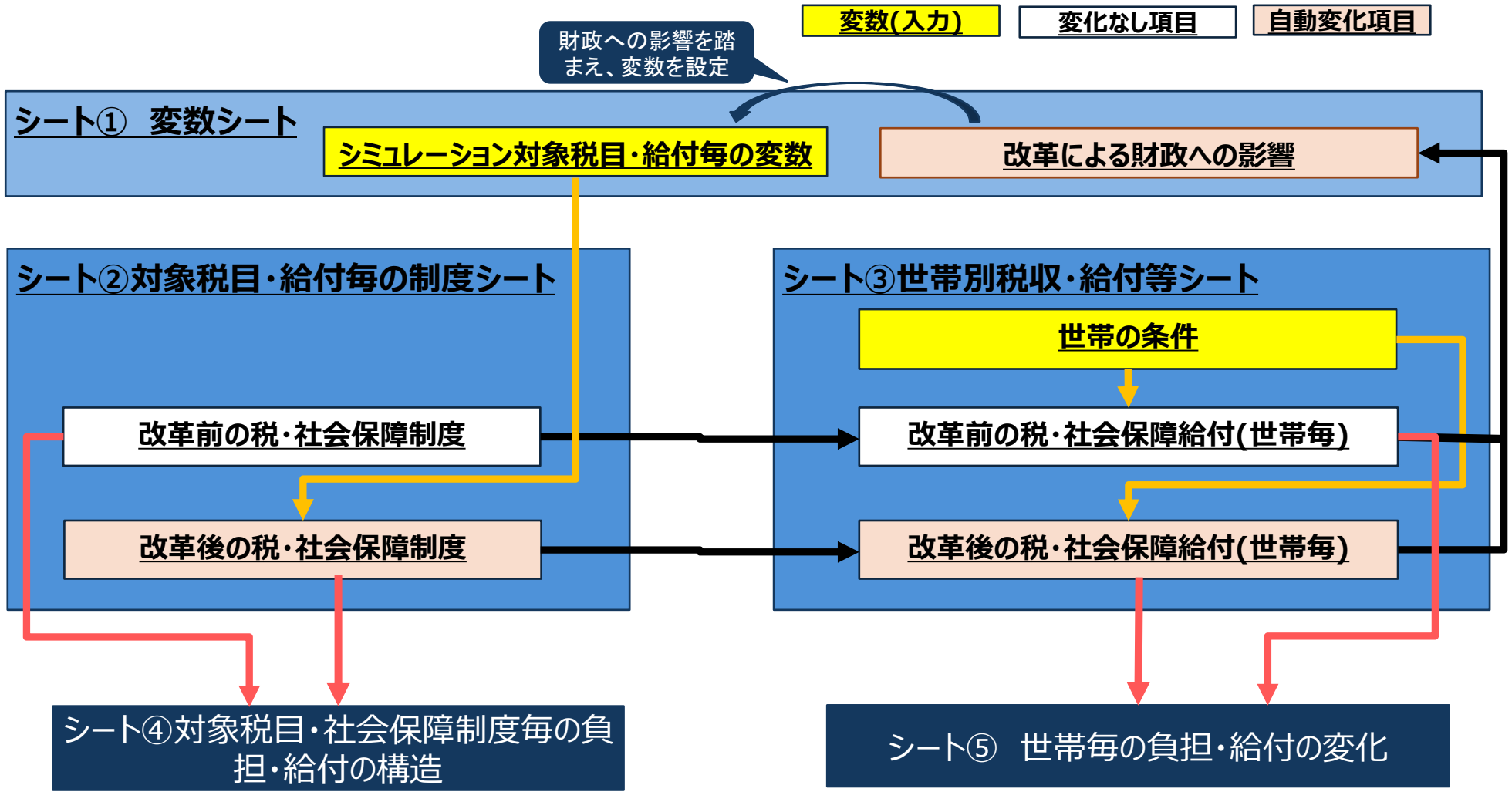
シミュレーションのシナリオ

- **少子化対策・子育て世帯への税制措置・給付措置等を対象として、必要な財源、財源を確保するために必要となる他の制度改正、マクロでの給付と負担の構造変化、個別世帯への影響をシミュレーションする。**
- **我が国における給付・負担構造の制度改正に関わる項目、アメリカの勤労所得税額控除・フランスのN分N乗方式等を対象とする。**

	シナリオ詳細
個別措置－支援策	● 定額の税額控除(所得税)の導入（給付なし） **(3(1))** ● 定額の税額控除(住民税)の導入（給付なし） **(3(2))** ● 定額の税額控除(所得税)の導入（給付付き） **(3(3))** ● 定額の税額控除(住民税)の導入（給付付き） **(3(4))** ● 児童手当の拡充） **(3(5))** ● 勤労所得税額控除の導入（給付付き） **(3(6))** ● N分N乗法の導入 **(3(7))**
個別措置－財源確保措置	● 扶養控除(所得税・16-22歳)の廃止 **(4(1))** ● 扶養控除(住民税・16-22歳)の廃止 **(4(2))** ● 配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)の廃止 **(4(3))** ● 配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)の廃止 **(4(4))** ● 基礎控除(所得税)の減額 **(4(5))** ● 基礎控除(住民税)の減額 **(4(6))** ● 消費税の引き上げ **(4(7))** ● 社会保険料の引き上げ(定額) **(4(8))** ● 社会保険料の引き上げ(定率) **(4(9))**
組み合わせによる制度改正	● 扶養控除の廃止＋税額控除(給付なし)の導入 **(5(1))** ● 配偶者控除等・扶養控除の廃止＋税額控除(給付なし)の導入 **(5(2)), (5(3))** ● 扶養控除の廃止＋税額控除(給付付き)の導入 **(6(1))** ● 配偶者控除等・扶養控除の廃止＋税額控除(給付付き)の導入 **(6(2)) (6(3)) (6(4))** ● 勤労所得税額控除(給付付き)の導入＋消費税率引き上げ **(7(1))** ● N分N乗方式導入＋消費税率引き上げ **(7(2))** ● 児童手当拡充＋扶養控除縮小＋支援金導入**(7(4))**

シミュレーションシートの体系

- シミュレーションシシートは、①変数シート、②対象税目・給付毎の制度シート、③世帯別税収・給付等シート、④対象税目・社会保障制度毎の負担・給付の構造、⑤世帯毎の負担・給付の変化の5種類のシートから構成される。
- シミュレーション対象税目・給付毎の変数(所得税ブラケット、控除範囲・金額等)、世帯の条件を変数として置き、他の項目が連動して変化



2 個人所得課税のシミュレーション調査

（1）シミュレーション調査の前提条件

対象とする税・社会保障制度

- シミュレーションにおいて、下記の税・社会保障制度をシミュレーションの対象とする。また、個々のケースにおいて、改正対象とするか否かについては中項目単位で設定し、更に各項目について詳細な条件を設定できるものとしている。
- なお、現行制度では存在していない新たな所得控除制度・税額控除制度の設定も可能としている。

	中項目	変数設定のイメージ
所得税	● 課税方式	● 個人単位/世帯単位(合算分割)/世帯単位(合算非分割)の選択 ● 合算分割については家族の係数も設定
	● 税率ブラケット	● 段階ごとの限界税率、上限・下限等を設定
	● 所得控除(現行制度) ● 所得控除(新制度・定額) ● 所得控除(新制度・定率) ● 税額控除(新制度・定額) ● 税額控除(新制度・定率)	● 納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれぞれ設定可とする
個人住民税	● 均等割額 ● 課税方式 ● 所得割税率ブラケット ● 所得控除(現行制度) ● 所得控除(新制度・定額) ● 所得控除(新制度・定率) ● 税額控除(新制度・定額) ● 税額控除(新制度・定率)	● 均等割額を除いて所得税と同様の変数を独自に設定可

（1）シミュレーション調査の前提条件

対象とする税・社会保障制度

- シミュレーションにおいて、下記の税・社会保障制度をシミュレーションの対象とする。また、個々のケースにおいて、改正対象とするか否かについては中項目単位で設定し、更に各項目について詳細な条件を設定できるものとしている。
- なお、現行制度では存在していない新たな所得控除制度・税額控除制度の設定も可能としている。

	中項目	変数設定のイメージ
消費税 地方消費税	● 税率(食料品・新聞) ● 税率(食料品・新聞以外)	食料品・新聞は軽減税率、その他は標準税率のイメージ
社会保険料	● 保険料率(健康保険) ● 保険料率(介護保険) ● 保険料率(厚生年金保険) ● 保険料率(雇用保険)	
児童手当	● 児童手当	納税者本人の年齢・収入制限、扶養家族等の年齢・所得制限、子どもの数(第●子)をそれぞれ設定可とする。

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(1)シミュレーション調査の前提条件

世帯条件

- **世帯構成について、世帯主を必須とし、配偶者・子ども(最大4名)・その他扶養家族(最大2名)まで設定可能としている。**
- **税負担に関わる各支出項目に係る支出額については、家計調査をもとに世帯年収との関係式を設定する。**
- **マクロの税収・社会保険料等の合計、世帯主年齢別の負担・給付の変化、ジニ係数の算定等にあたって、日本全体での世帯構成情報を利用。**
 ⇒令和４年就業構造基本調査、令和４年国民生活基礎調査、人口統計(2022年10月1日時点)、令和４年人口動態調査を組み合わせてモデル世帯類型を作成

	内容
世帯構成	● 世帯主(必須)、配偶者(選択式)、子ども(最大４名)、その他扶養家族(最大２名)まで設定可 ● 世帯主が最も収入が高いものと想定しており、生命保険料控除や扶養控除は世帯主の所得算定に用いることとする。

マクロの税収・社会保険料・児童手当給付額等算定に用いる世帯類型(計1,428パターン)

	選択肢
世帯構成(４パターン)	①単身、②夫婦のみ、③（祖父・祖母＋）夫婦＋23歳未満の子、④父または子＋23歳未満の子
世帯主の年齢（3パターン）	①39歳以下、②40～64歳、③65歳以上
子どもの数(4パターン)	①1人、②2人、③3人、④4人
第一子の年齢（4パターン）	①1歳、②8歳、③16歳、④19歳
世帯収入(14パターン)	①50万円、②150万円、③250万円、④350万円、⑤450万円、⑥550万円、⑦650万円、⑧750万円、⑨850万円、⑩950万円、⑪1,125万円、⑫1,325万円、⑬1,750万円、⑭2,500万円

(注1)国民生活基礎調査における「その他の世帯」は集計対象に含まない。また、夫婦と23歳以上の未婚の子どもの世帯も集計対象に含まない。

(注2)複数の子どもがいる場合、それぞれの子どもは2歳差と仮定する。ただし、1歳又は2歳の子に下の子どもいる場合には、同年齢とする。

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(1)シミュレーション調査の前提条件

世帯条件

- 世帯構成について、世帯主を必須とし、配偶者・子ども(最大4名)・その他扶養家族(最大2名)まで設定可能としている。
- 税負担に関わる各支出項目に係る支出額については、家計調査をもとに世帯年収との関係式を設定する。
- マクロの税収・社会保険料等の合計、世帯主年齢別の負担・給付の変化、ジニ係数の算定等にあたって、日本全体での世帯構成情報を利用。
 ⇒令和４年就業構造基本調査、令和４年国民生活基礎調査、人口統計(2022年10月1日時点)、令和４年人口動態調査を組み合わせてモデル世帯類型を作成

	内容
支出額	● 税負担に関わる各支出項目について、世帯年収と支出額を関係を以下の通り設定(2022年家計調査をもとに関係式を導出)

	世帯年収ゼロの場合の支出	世帯年収が10,000円増加するときの増加額
標準税率対象の支出額	1,000,000円	2,100円
軽減税率対象の支出額	550,000円	400円
医療費	40,000円	50円
一般生命保険料	56,000円	30円
介護医療保険料	10,000円	10円
地震保険料	8,000円	0円

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(2)【減税・給付 - 1】

(1)条件設定

- 減税・給付策として、22歳以下の子どもを対象とした定額の税額控除(所得税・住民税)を導入した場合の、マクロでの税負担の増加額、世帯類型毎の負担率、個別世帯への影響をシミュレーションした。
- 給付なし税額控除【3(1)】【3(3)】については、課税所得が一定額を下回る場合には減税額が税額控除よりも小さくなる、あるいはゼロとなる。
- 給付付き税額控除【3(2)】【3(4)】については、課税所得に関わらず一定額の減税・給付額となる。

			3(1)	3(2)	3(3)	3(4)
所得税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	10,000円	0	10,000円	0
		16-18歳	10,000円	0	10,000円	0
		19-22歳	10,000円	0	10,000円	0
		配偶者	0	0	0	0
		所得制限	なし	-	なし	-
		還付	なし	-	あり	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	10,000円	0	10,000円
		16-18歳	0	10,000円	0	10,000円
		19-22歳	0	10,000円	0	10,000円
		配偶者	0	0	0	0
		所得制限	-	なし	-	なし
		還付	-	なし	-	あり
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
消費税			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
児童手当			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(2)【減税・給付 - 1】

(2)制度改正の影響

			3(1)	3(2)	3(3)	3(4)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税) **※参考**			▲1,942億円	▲1,940億円	▲2,042億円	▲1,978億円
年代毎の増減税額配分 **※参考**	20代		2.3%	2.2%	2.3%	2.2%
	30代		24.2%	23.8%	23.9%	23.8%
	40代		46.9%	46.8%	46.9%	46.9%
	50代		23.8%	24.2%	24.0%	24.2%
	60代		2.8%	2.9%	3.0%	3.0%
世帯毎の増減税額配分 **※参考**	単身世帯		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	夫婦のみ世帯		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ジニ係数(調整なし) **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3865	0.3865	0.3865	0.3865
	再配分所得(改革前)との差		+0.0002	+0.0002	+0.0002	+0.0002
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整 **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3427	0.3427	0.3427	0.3427
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0001	▲0.0001	▲0.0001	▲0.0001
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	0	0	0
		世帯収入500万円	0	0	0	0
		世帯収入1,000万円	0	0	0	0
		世帯収入2,000万円	0	0	0	0
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	0	0	0
		世帯収入500万円	0	0	0	0
		世帯収入1,000万円	0	0	0	0
		世帯収入2,000万円	0	0	0	0
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	▲5,192	▲20,000	▲20,000	0
		世帯収入500万円	▲20,000	▲20,000	▲20,000	▲20,000
		世帯収入1,000万円	▲20,000	▲20,000	▲20,000	▲20,000
		世帯収入2,000万円	▲20,000	▲20,000	▲20,000	▲20,000
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	0	▲20,000	▲20,000	0
		世帯収入500万円	▲20,000	▲20,000	▲20,000	▲20,000
		世帯収入1,000万円	▲20,000	▲20,000	▲20,000	▲20,000
		世帯収入2,000万円	▲20,000	▲20,000	▲20,000	▲20,000

2　個人所得課税のシミュレーション調査

（3）【減税・給付 - 2】

（1）条件設定

- 減税・給付策として、2024年10月から予定されている児童手当拡充案が実施された場合の給付額の変化をシミュレーションする。
- 所得制限の撤廃、対象年齢の拡大、第三子以降の増額が改正点であるため、恩恵を受ける世帯は、①高所得者世帯、②高校生の子どもを持つ世帯、③3人以上の子どもを持つ世帯である。なお、本シミュレーションでは考慮していないが、児童手当拡充に伴い高校生の子どもの扶養控除額が縮小されることとなるため、実際には高校生の子どもを持つ世帯の恩恵はより小さくなる(税収中立シミュレーションにて実施)

			現行制度	拡充制度
児童手当	0～2歳	第1子・第2子	月1万5,000円	月1万5,000円
		第3子以降	月1万5,000円	**月3万円**
	3歳～小学生	第1子・第2子	月1万円	月1万円
		第3子以降	月1万5,000円	**月3万円**
	中学生	第1子・第2子	月1万円	月1万円
		第3子以降	月1万円	**月3万円**
	高校生	第1子・第2子	なし	**月1万円**
		第3子以降	なし	**月3万円**
	（共通）所得制限		あり	**なし**

2 個人所得課税のシミュレーション調査

（3）【減税・給付 - 2】

(２)制度改正の影響

			3(5)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税) **※参考**			▲1兆477億円
年代毎の増減税額配分 **※参考**	20代		0.8%
	30代		18.6%
	40代		51.0%
	50代		27.1%
	60代		2.5%
世帯毎の増減税額配分 **※参考**	単身世帯		0.0%
	夫婦のみ世帯		0.0%
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		100.0%
ジニ係数(調整なし) **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3880
	再配分所得(改革前)との差		＋0.0017
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整 **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3431
	再配分所得(改革前)との差		+0.0003
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0
		世帯収入500万円	0
		世帯収入1,000万円	0
		世帯収入2,000万円	0
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0
		世帯収入500万円	0
		世帯収入1,000万円	0
		世帯収入2,000万円	0
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	0
		世帯収入500万円	0
		世帯収入1,000万円	▲120,000
		世帯収入2,000万円	▲240,000
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	▲120,000
		世帯収入500万円	▲120,000
		世帯収入1,000万円	▲120,000
		世帯収入2,000万円	▲120,000

(３)所得階層・世帯類型毎の増減税 （児童手当の拡充）

● 児童手当の拡充の恩恵を受けるのは、世帯年収が高い世帯(特に特例給付も受けていない高所得世帯)・高校生の子どもがいる世帯である。

【3(５) 児童手当の拡充】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」変化なし。

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(4)【減税・給付 - 3】

(1)条件設定

- 米国のEITC(勤労所得税額控除)を参考として、日米の所得差を考慮した勤労所得税額控除を導入した場合のシミュレーションを実施【３(６)】⇒低所得者、特に子育て世帯の低所得者が重点的に恩恵を受け、ジニ係数は大幅に下落している。
- フランスのN分N乗方式を同様の方式を、現行の所得控除等を維持したまま導入した場合のシミュレーションを実施【３(７)】 ⇒高所得者、特に世帯人員が多い高所得者が重点的に恩恵を受け、ジニ係数は大幅に上昇している。

			3(6)	3(7)
所得税	課税単位変更		変更なし	N分N乗(世帯)
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0
		16-18歳	0	0
		19-22歳	0	0
		配偶者	0	0
		所得制限	-	-
		還付	-	-
	税額控除(変動)	金額	米国EITCの0.6倍	なし
		還付	あり	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	変更なし
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0
		16-18歳	0	0
		19-22歳	0	0
		配偶者	0	0
		所得制限	-	-
		還付	-	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし
		還付	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	変更なし
消費税			変更なし	変更なし
児童手当			変更なし	変更なし

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(4)【減税・給付 - 3】

(2)制度改正の影響

			3(6)	3(7)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税) **※参考**			▲1兆2,483億円	▲5兆1,743億円
年代毎の増減税額配分 **※参考**	20代		5.1%	1.3%
	30代		26.8%	14.3%
	40代		42.0%	36.6%
	50代		18.0%	38.0%
	60代		8.2%	9.7%
世帯毎の増減税額配分 **※参考**	単身世帯		14.3%	0.0%
	夫婦のみ世帯		5.4%	26.6%
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		80.2%	73.4%
ジニ係数(調整なし) **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3825	0.3997
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0038	＋0.0134
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整 **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3378	0.3535
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0050	＋0.0107
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	▲20,471	0
		世帯収入500万円	0	0
		世帯収入1,000万円	0	0
		世帯収入2,000万円	0	0
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	▲20,471	0
		世帯収入500万円	0	0
		世帯収入1,000万円	0	▲352,480
		世帯収入2,000万円	0	▲1,315,050
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	▲528,000	0
		世帯収入500万円	▲253,236	0
		世帯収入1,000万円	0	▲450,030
		世帯収入2,000万円	0	▲1,798,979
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	▲528,000	0
		世帯収入500万円	▲253,236	0
		世帯収入1,000万円	0	▲284,800
		世帯収入2,000万円	0	▲1,647,947

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税　（勤労所得税額控除の導入（給付付き））

【3(6) 勤労所得税額控除の導入（給付付き）】

世帯合算の総所得と、給付付き税額控除の金額は以下の関係とする。

米国の勤労所得税額控除と同様の構造としつつ、日本と米国の所得水準の差を考慮し、閾値・税額控除最大額は米国の勤労税額控除の0.6倍とする。

子どもの数	逓増	定額	逓減	控除最大額
0	0～705,600 (7.65%)	705,600～882,000	882,000～1,587,600 (▲7.65%)	54,000
1	0～1,057,500 (34%)	1,057,500～1,940,000	1,940,000～4,190,400 (▲15.98%)	359,550
2	0～1,485,900 (40%)	1,485,900～1,940,000	1,940,000～4,762,620 (▲21.06%)	594,360
3以上	0～1,485,900 (45%)	1,485,900～1,940,000	1,940,000～5,074,470 (▲21.06%)	668,700

(3)所得階層・世帯類型毎の増減税（勤労所得税額控除の導入（給付付き））

- 米国のEITC(勤労所得税額控除)については、低所得かつ子どものいる世帯の恩恵が大きい。

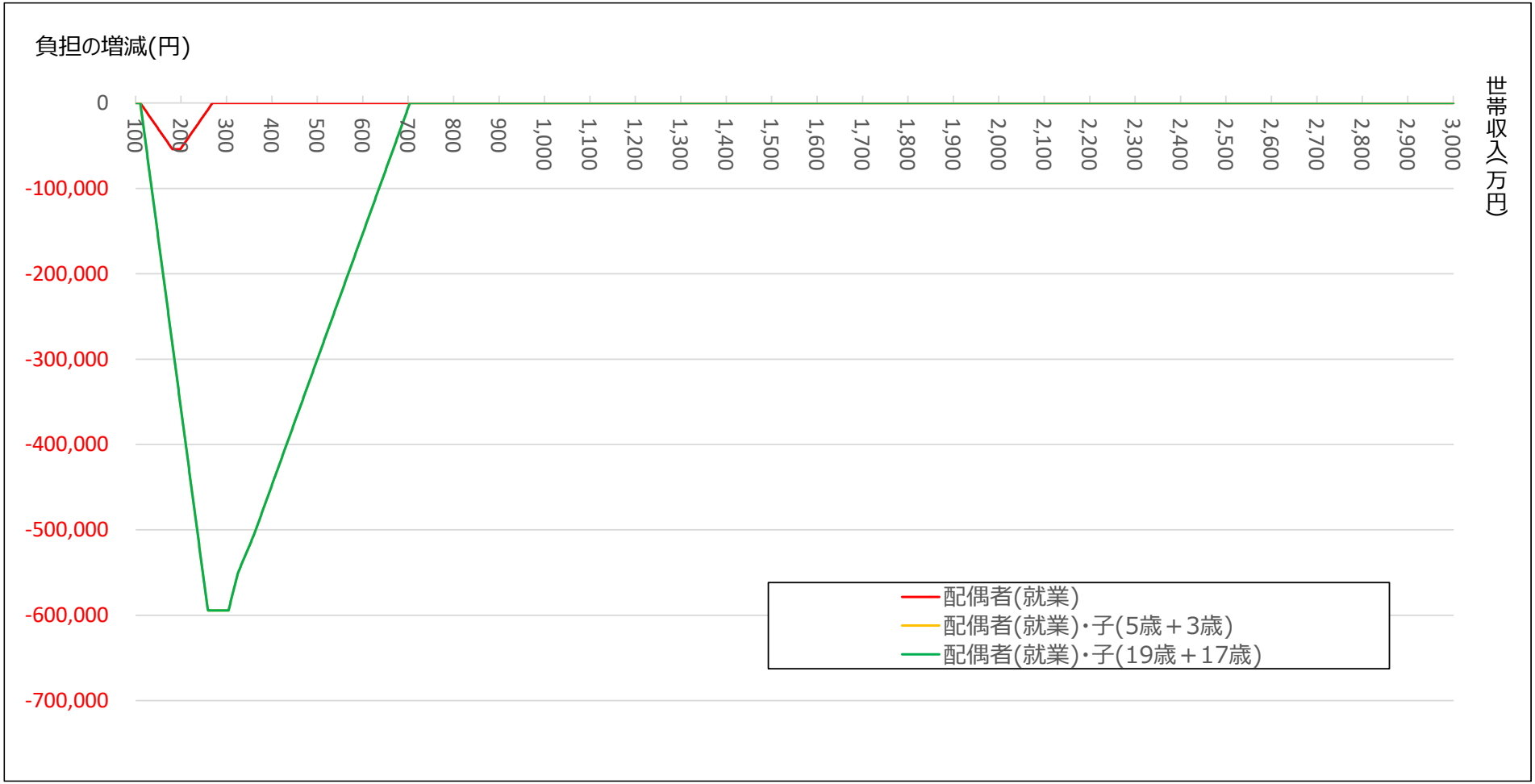
【3(6) 勤労所得税額控除の導入（給付付き）】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」は同一。また、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は同一

(3)所得階層・世帯類型毎の増減税（勤労所得税額控除の導入（給付付き））

【3(6) 勤労所得税額控除の導入（給付付き）】 グラフ2



(注)「配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)」、「配偶者(就業)・子(19歳＋17歳)」は同一

（４）所得階層・世帯類型毎の増減税（N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位））

【3(7) N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位）】

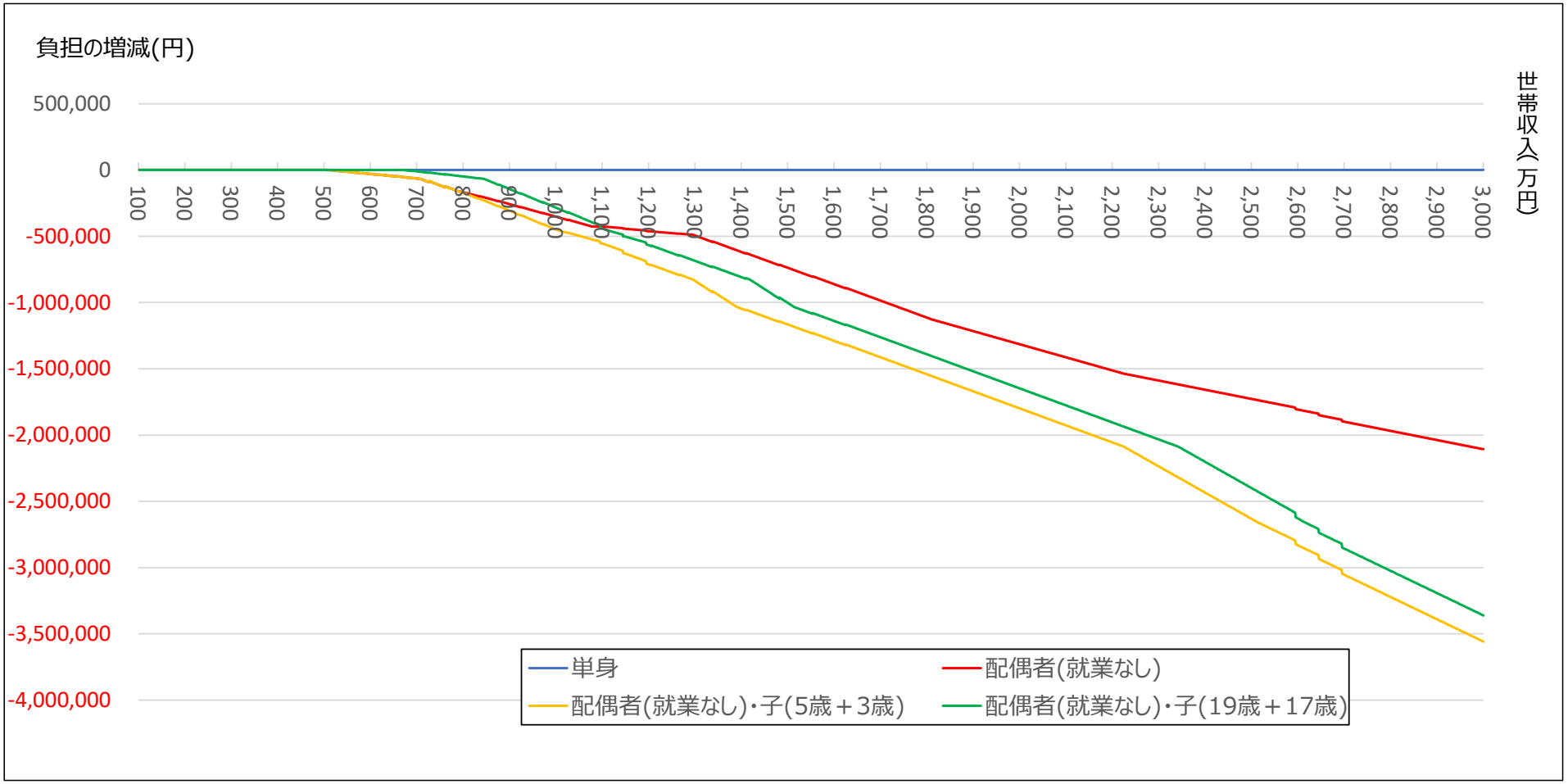
課税方式を個人単位から世帯単位に変更

分割計数は、納税者本人1、配偶者1、第1子0.5、第2子0.5、第3子1、第4子以降1、その他扶養家族0.5 とする。

(４)所得階層・世帯類型毎の増減税（N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位））

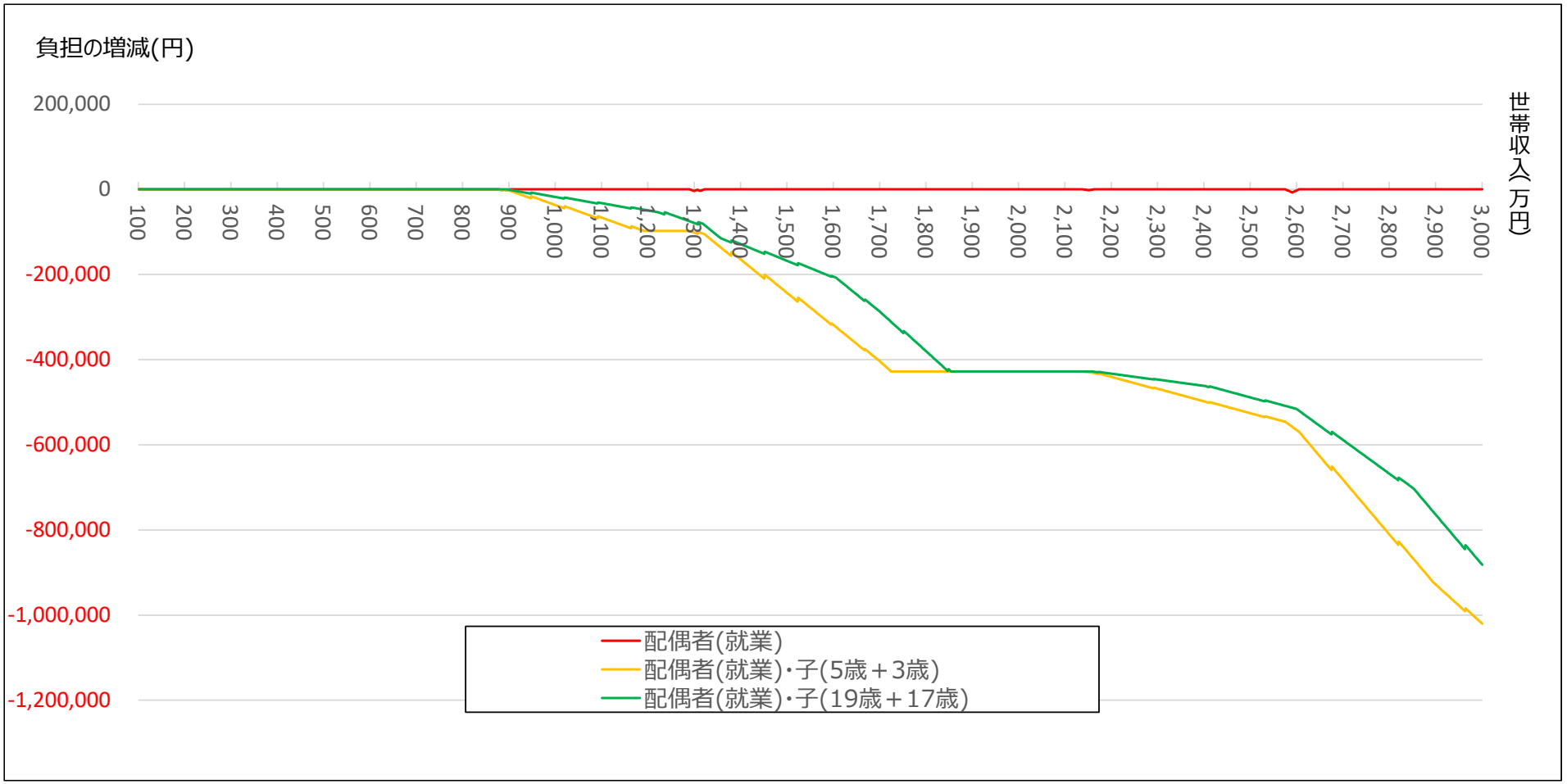
● N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位）は高所得世帯で恩恵が大きい。特に、子どもの数が多い家庭に恩恵が大きくなっている。

【3(7) N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位）】 グラフ１



（４）所得階層・世帯類型毎の増減税（N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位））

【3(7) N分N乗方式の導入（フランスと同様の世帯単位）】 グラフ２



2 個人所得課税のシミュレーション調査

(4)【減税・給付 - 3】

(5)N分N乗方式の比較 (フランス同様の世帯単位課税と、個人単位課税＋子どものみ分割計数に算定)

- フランス同様の世帯単位課税については、配偶者の就労インセンティブを阻害するとの指摘がなされている。また、世帯単位課税に切り替えることは、制度改正等の負担が大きい。
- そこで、個人単位課税を維持しつつ、子どもの数のみを係数に入れる新たなN分N乗方式を検討した。

	N分N乗方式(フランス同様)	N分N乗方式(個人単位)
所得税額の算定方法	①個人所得を合算し、世帯所得を算定 ②世帯員全員を考慮した分割計数を算定 ③世帯所得を分割計数で除して、課税所得を算定 ④税ブラケットに上記課税所得を当てはめて算定した所得税額に、計数を乗じて、世帯の所得税額を算定。	①子どもの数のみを考慮した分割計数を算定 ②個人所得を分割計数で除して課税所得を算定 ③税ブラケットに上記課税所得を当てはめて算定した所得税額に、計数を乗じて、個人の所得税額を算定。 ※子どもの数は、世帯のいずれかの納税者の税額算定で利用可。
課税単位	世帯単位課税 (共働きの場合、夫婦の所得を合算して課税)	個人単位課税
分割計数	納税者本人1、配偶者1、第1子0.5、第2子0.5、第3子1、第4子以降1、その他扶養家族0.5	納税者本人1、第1子0.5、第2子0.5、第3子1、第4子以降1 ※配偶者は分割計数に含まない。

（５）N分N乗方式の比較 （フランス同様の世帯単位課税と、個人単位課税＋子どものみ分割計数に算定）

- 配偶者の収入にかかる限界税率が、現行税制・N分N乗方式(世帯単位)・N分N乗方式(個人単位)それぞれ異なる可能性。
- 夫婦のみ世帯の場合で、世帯主の年収が1,000万円のケースを想定。
- 現行税制・N分N乗方式(個人単位)は、配偶者の収入にかかる限界税率は同一
 ⇒配偶者の就労インセンティブに影響しない。
- N分N乗方式(世帯単位)は、配偶者の収入にかかる限界税率が、現行税制より高くなる。
 ⇒配偶者の就労インセンティブにマイナス。ただし、世帯主と配偶者の収入が近いと、限界税率は変わらず、就労インセンティブに影響しない。

			現行税制	N分N乗方式（世帯単位）	N分N乗方式（個人単位）	N分N乗方式(世帯単位) － 現行税制	N分N乗方式(個人単位) － 現行税制
世帯主の年収が1,000万円の場合の世帯単位での税引後収入の増加額【配偶者のみ世帯】	配偶者収入の増加	250万円→300万円	347,077	310,309	347,077	▲ 36,768	0
		300万円→350万円	375,943	334,081	375,943	▲ 41,862	0
		350万円→400万円	369,943	322,081	369,943	▲ 47,862	0
		400万円→450万円	365,605	319,081	365,605	▲ 46,524	0
		450万円→500万円	365,573	330,967	365,573	▲ 34,606	0
		500万円→550万円	324,821	295,309	324,821	▲ 29,512	0
		550万円→600万円	365,573	330,967	365,573	▲ 34,606	0
		600万円→650万円	361,567	330,967	361,567	▲ 30,600	0
		650万円→700万円	283,309	283,309	283,309	0	0
		700万円→750万円	315,967	315,967	315,967	0	0
		750万円→800万円	303,367	303,367	303,367	0	0
		800万円→850万円	339,025	339,025	339,025	0	0
		850万円→900万円	319,825	319,825	319,825	0	0
		900万円→950万円	319,825	319,825	319,825	0	0
		950万円→1000万円	319,825	319,825	319,825	0	0
		1000万円→1050万円	315,625	315,625	315,625	0	0

（５）N分N乗方式の比較 （フランス同様の世帯単位課税と、個人単位課税＋子どものみ分割計数に算定）

- 配偶者の収入にかかる限界税率が、現行税制・N分N乗方式(世帯単位)・N分N乗方式(個人単位)それぞれ異なる可能性。
- 夫婦＋子どもを2人の世帯で、世帯主の年収が1,000万円のケースを想定。
- N分N乗方式(個人単位)は、現行税制と比較して、配偶者の収入に係る限界税率が低くなる。
 ⇒配偶者の就労インセンティブにプラスの影響を与えうる。
- N分N乗方式(世帯単位)は、配偶者の収入が低い場合には限界税率が現行税制より高く、配偶者の収入が高い場合には限界税率が現行税率よりも低くなる。
 ⇒配偶者の就労インセンティブへの影響は、配偶者の収入により異なる。

			現行税制	N分N乗方式（世帯単位）	N分N乗方式（個人単位）	N分N乗方式(世帯単位) － 現行税制	N分N乗方式(個人単位) － 現行税制
世帯主の年収が1,000万円の場合の世帯単位での税引後収入の増加額【配偶者＋未就学児2人世帯】	配偶者収入の増加	250万円→300万円	347,077	334,546	347,077	▲ 12,531	0
		300万円→350万円	375,943	361,714	375,943	▲ 14,229	0
		350万円→400万円	369,943	353,714	369,943	▲ 16,229	0
		400万円→450万円	365,605	351,714	368,443	▲ 13,891	2,838
		450万円→500万円	365,573	365,298	382,876	▲ 275	17,303
		500万円→550万円	324,821	324,546	339,577	▲ 275	14,756
		550万円→600万円	365,573	365,298	379,451	▲ 275	13,878
		600万円→650万円	361,567	365,298	365,573	3,731	4,006
		650万円→700万円	283,309	316,546	316,821	33,237	33,512
		700万円→750万円	315,967	318,469	355,573	2,502	39,606
		750万円→800万円	303,367	303,367	341,173	0	37,806
		800万円→850万円	339,025	339,025	381,925	0	42,900
		850万円→900万円	319,825	319,825	327,045	0	7,220
		900万円→950万円	319,825	319,825	319,825	0	0
		950万円→1000万円	319,825	319,825	319,825	0	0
		1000万円→1050万円	315,625	315,625	315,625	0	0

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(5)【財源確保 - 1】

(1)条件設定

- 財源確保策として、扶養控除・配偶者控除(所得税・住民税)を廃止した時の、マクロでの税負担の増加額、世帯類型毎の負担率、個別世帯への影響をシミュレーションした。
- 扶養控除(16-22歳)の廃止【3(1)】【3(2)】については16～22歳の子どもがいる世帯、配偶者控除の廃止【3(3)】【3(4)】については配偶者のいる世帯が負担増となる。なお、配偶者控除の廃止【3(3)】【3(4)】については、一定額の収入を超えると、負担増減なしとなる(配偶者控除の対象外のため)
- 住民税の所得控除の廃止【3(2)】【3(4)】については、一定額の収入を超えると、同一額の負担となる。

			4(1)	4(2)	4(3)	4(4)
所得税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	0	0
		16-18歳	0	0	0	0
		19-22歳	0	0	0	0
		配偶者	0	0	0	0
		所得制限	-	-	-	-
		還付	-	-	-	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	廃止	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	廃止	変更なし	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	0	0
		16-18歳	0	0	0	0
		19-22歳	0	0	0	0
		配偶者	0	0	0	0
		所得制限	-	-	-	-
		還付	-	-	-	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	変更なし	廃止
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	廃止	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
消費税			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
社会保険料			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

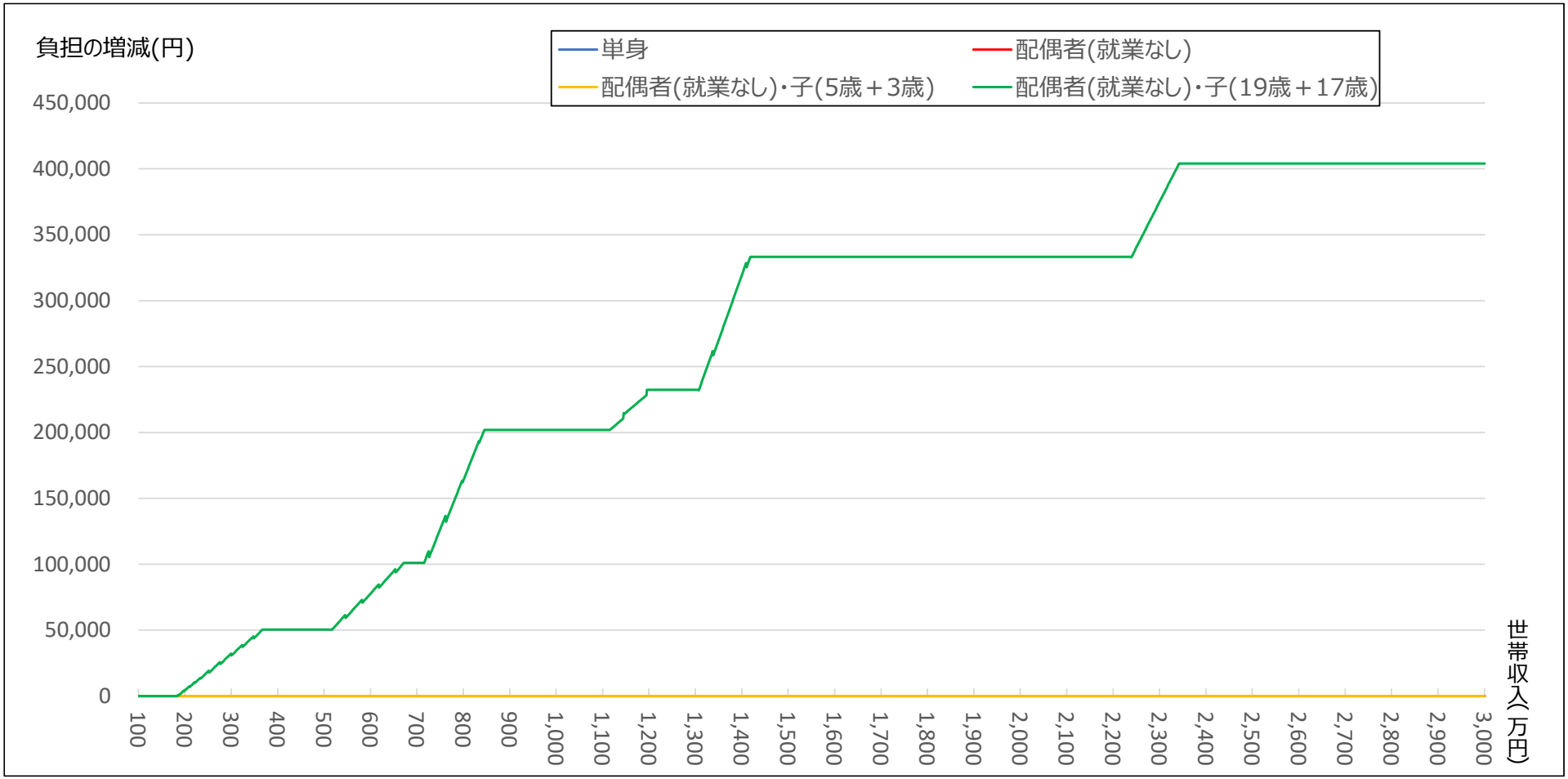
(2)制度改正の影響

			4(1)	4(2)	4(3)	4(4)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税) **※参考**			＋4,377億円	＋1,963億円	＋9,881億円	＋7,082億円
年代毎の増減税額配分 **※参考**	20代		0.0%	0.0%	3.3%	3.6%
	30代		0.5%	0.7%	18.7%	18.4%
	40代		30.6%	34.1%	33.6%	31.1%
	50代		59.5%	55.5%	26.3%	24.3%
	60代		9.4%	9.7%	18.1%	22.6%
世帯毎の増減税額配分 **※参考**	単身世帯		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	夫婦のみ世帯		0.0%	0.0%	48.5%	56.5%
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		100.0%	100.0%	51.5%	43.5%
ジニ係数(調整なし) **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3854	0.3861	0.3860	0.3868
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0009	▲0.0002	▲0.0003	＋0.0005
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整 **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3423	0.3428	0.3428	0.3436
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0005	±0.0000	±0.0000	＋0.0008
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	0	0	0
		世帯収入500万円	0	0	0	0
		世帯収入1,000万円	0	0	0	0
		世帯収入2,000万円	0	0	0	0
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	0	＋19,000	＋33,000
		世帯収入500万円	0	0	＋36,104	＋33,000
		世帯収入1,000万円	0	0	＋76,000	＋33,000
		世帯収入2,000万円	0	0	0	0
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	0	0	＋19,000	＋33,000
		世帯収入500万円	0	0	＋36,104	＋33,000
		世帯収入1,000万円	0	0	＋76,000	＋33,000
		世帯収入2,000万円	0	0	0	0
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	＋4,264	0	0	0
		世帯収入500万円	＋50,500	＋78,000	＋19,000	＋33,000
		世帯収入1,000万円	＋202,000	＋78,000	＋76,000	＋33,000
		世帯収入2,000万円	＋333,300	＋78,000	0	0

(３)所得階層・世帯類型毎の増減税 （扶養控除(所得税)廃止）

- 扶養控除(所得税)廃止は、対象となる被扶養者を扶養する世帯が負担増。
- 所得税は累進課税であり、収入に応じて負担額が増加する。

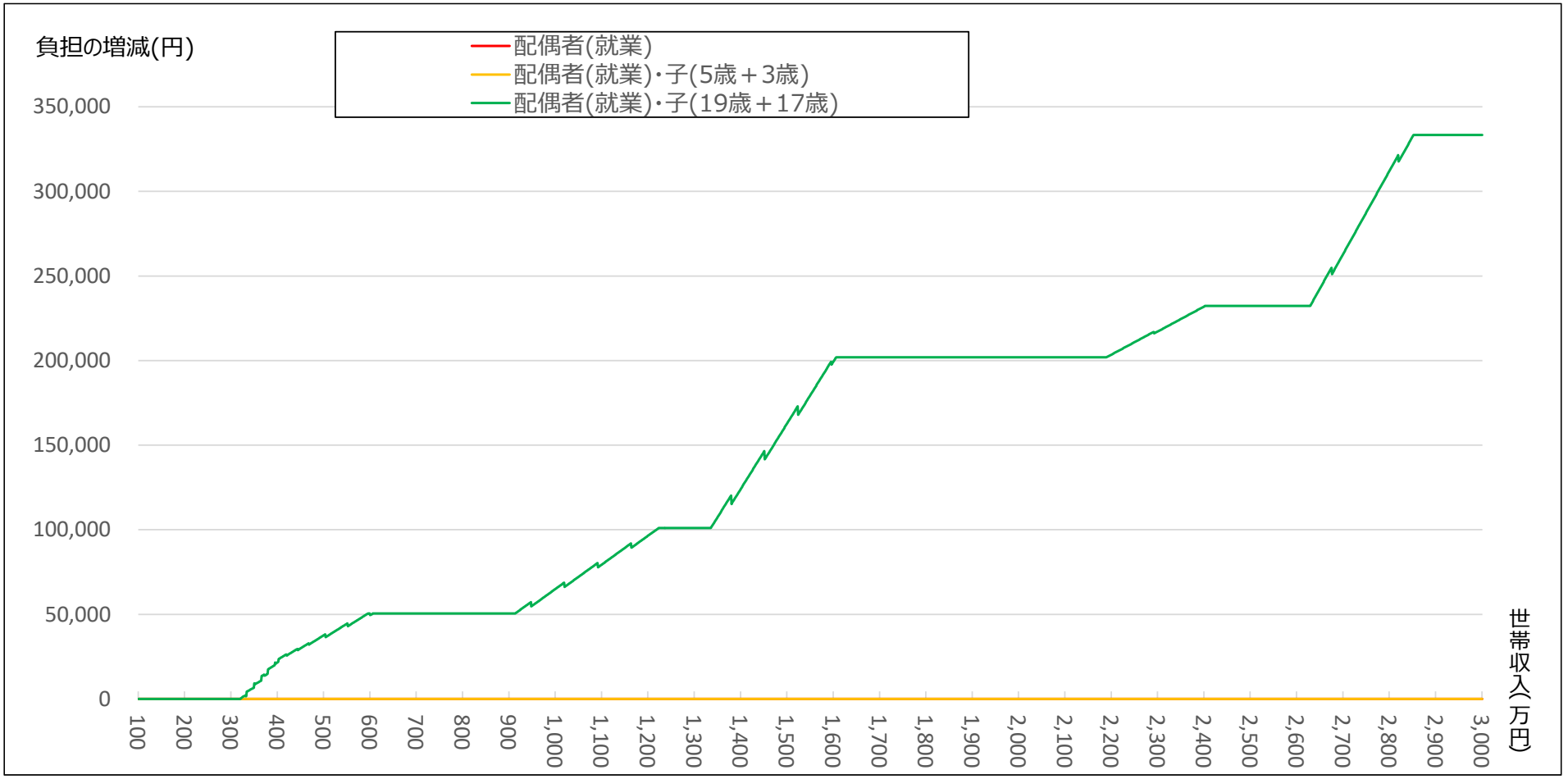
【4(1) 扶養控除(所得税)廃止】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」はいずれも変化ゼロ

(３)所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除(所得税)廃止）

【4(1) 扶養控除(所得税)廃止】 グラフ２

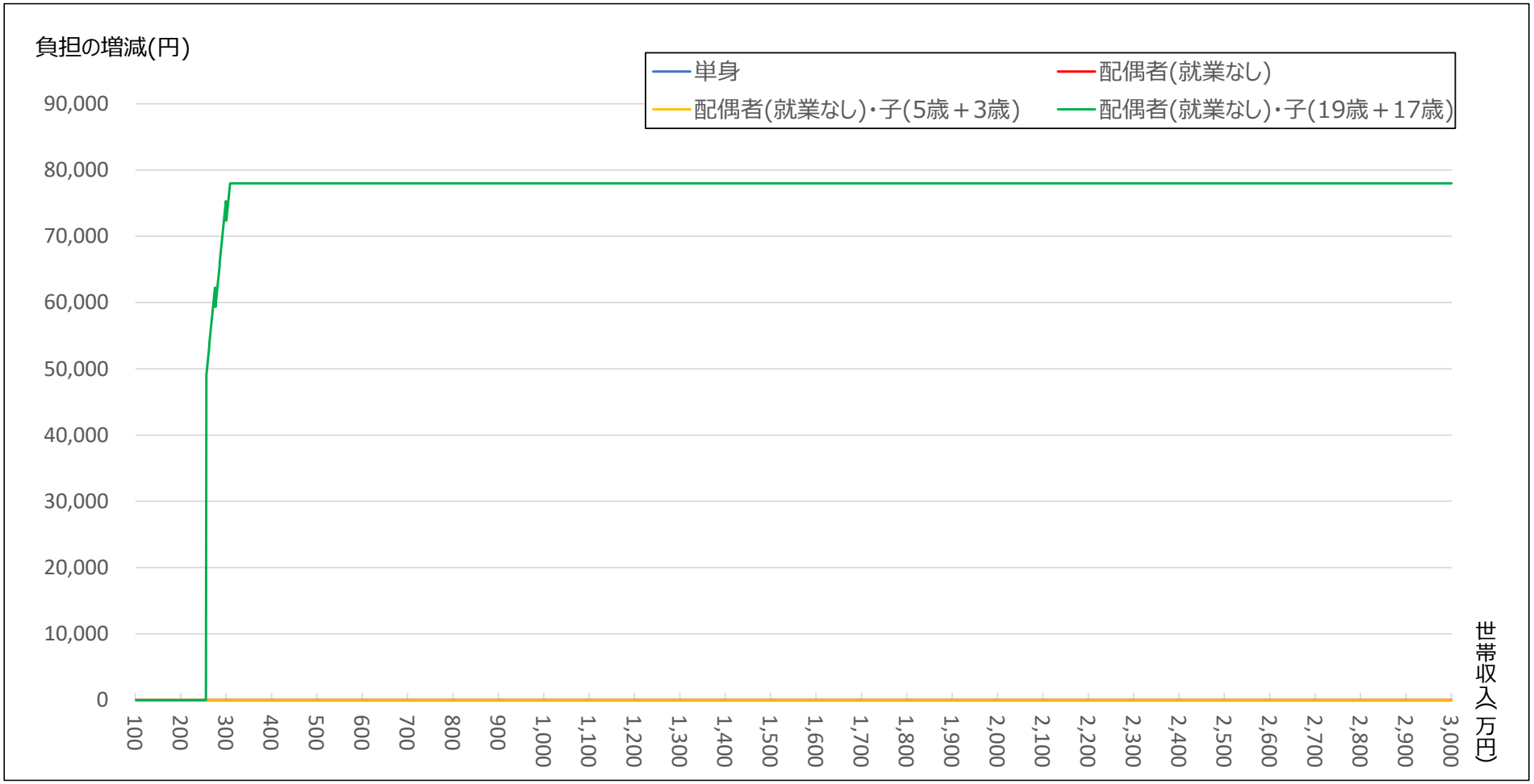


(注)「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5歳＋3歳)」はいずれも変化ゼロ

(４)所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除(住民税)廃止）

- 扶養控除(住民税)廃止は、対象となる被扶養者を扶養する世帯が負担増。
- 住民税は一定税率であり、一定収入を超えると負担増額は変化なし。

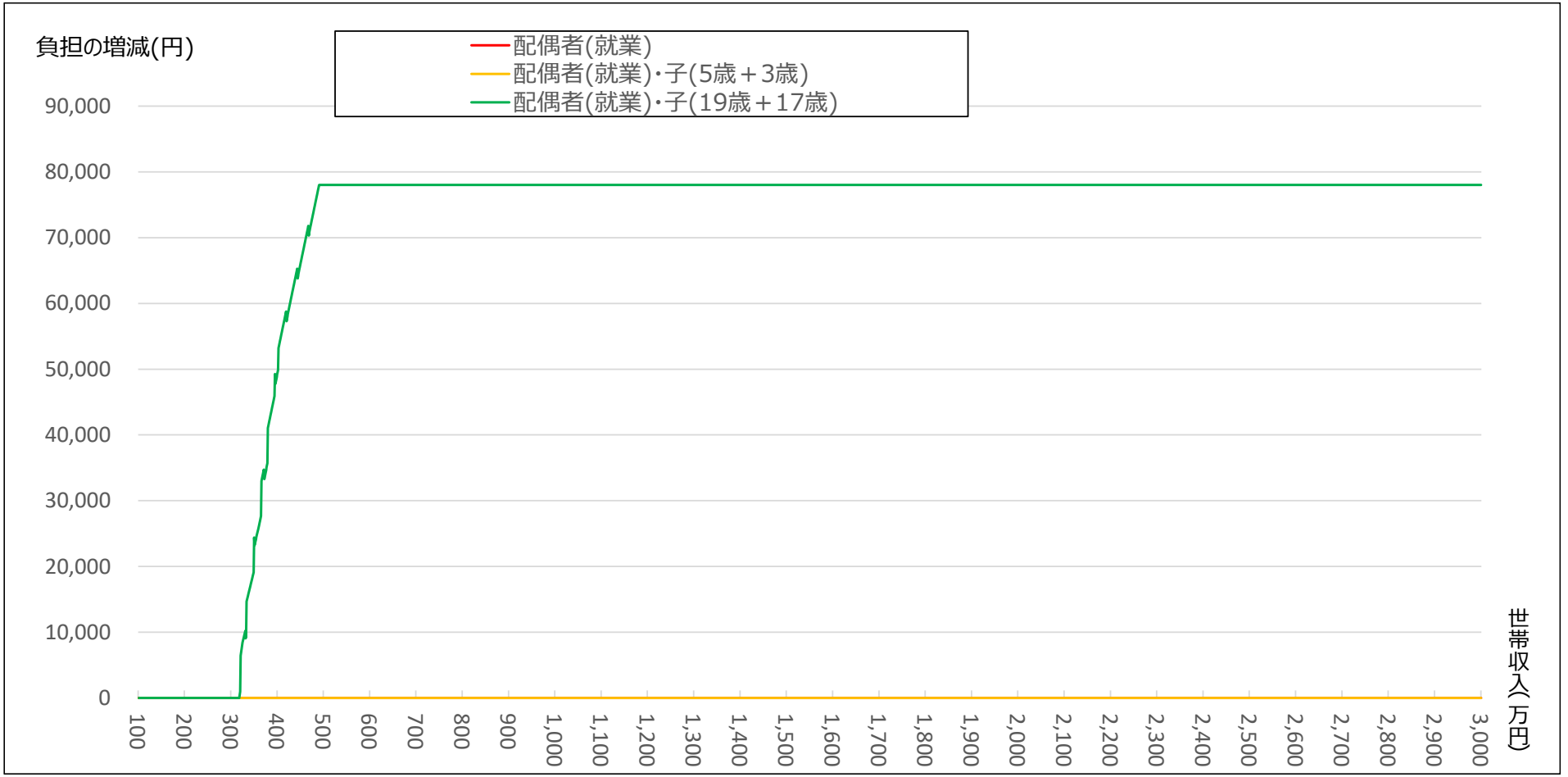
【４(2) 扶養控除(住民税)廃止】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」はいずれも変化ゼロ

(４)所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除(住民税)廃止）

【4(2) 扶養控除(住民税)廃止】 グラフ２

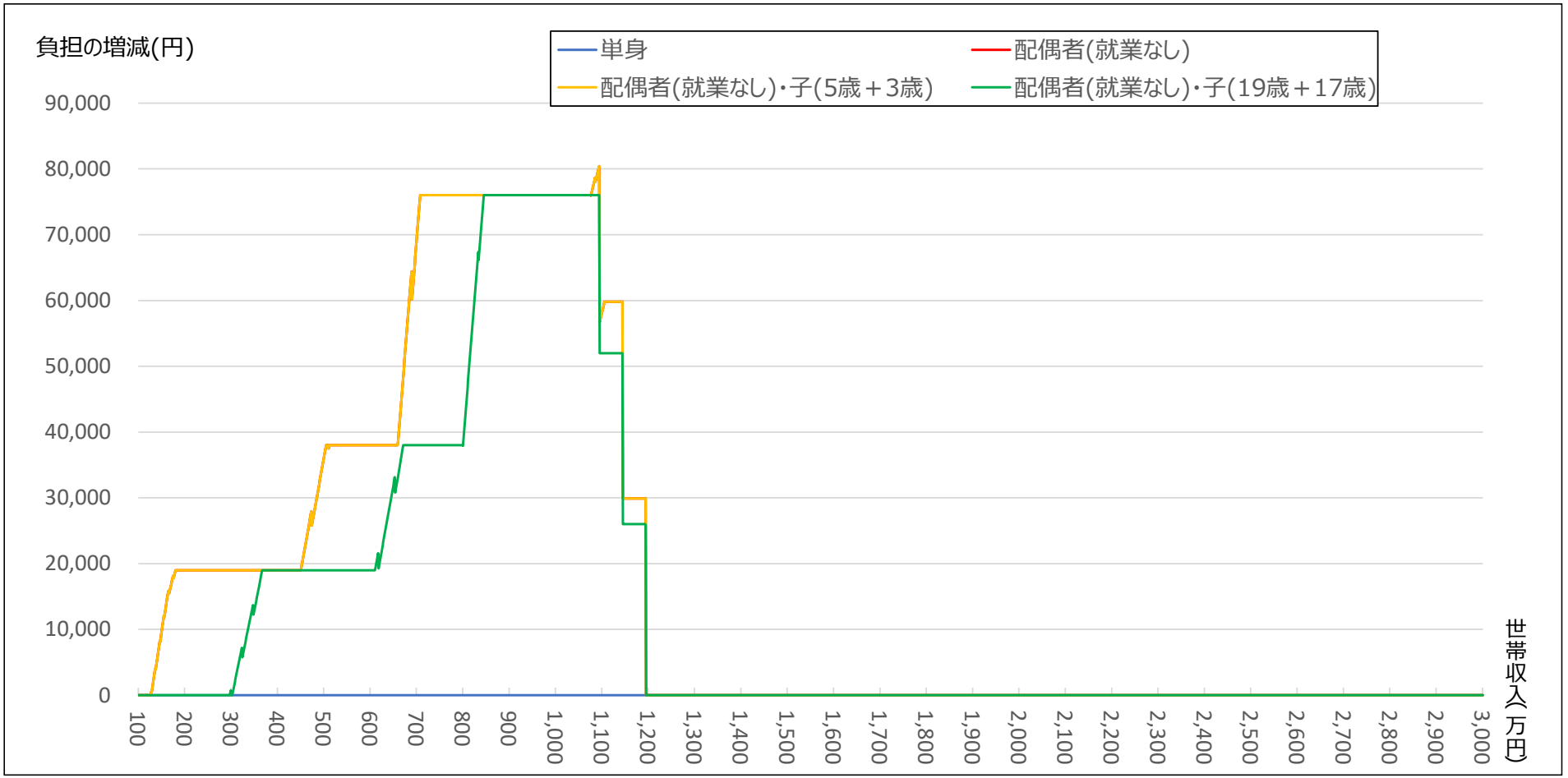


(注)「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5歳＋3歳)」はいずれも変化ゼロ

(５)所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)廃止）

- 配偶者控除(所得税)廃止は、配偶者がおり、配偶者の収入が一定額以下の場合に負担増となる。
- 所得税は累進課税であり、収入に応じて負担額が増加する。ただし、納税者の収入が配偶者控除等の制限を超えると、負担は増加なし。

【4(3) 配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)廃止】　※共働きの場合は変化なしのため捨象

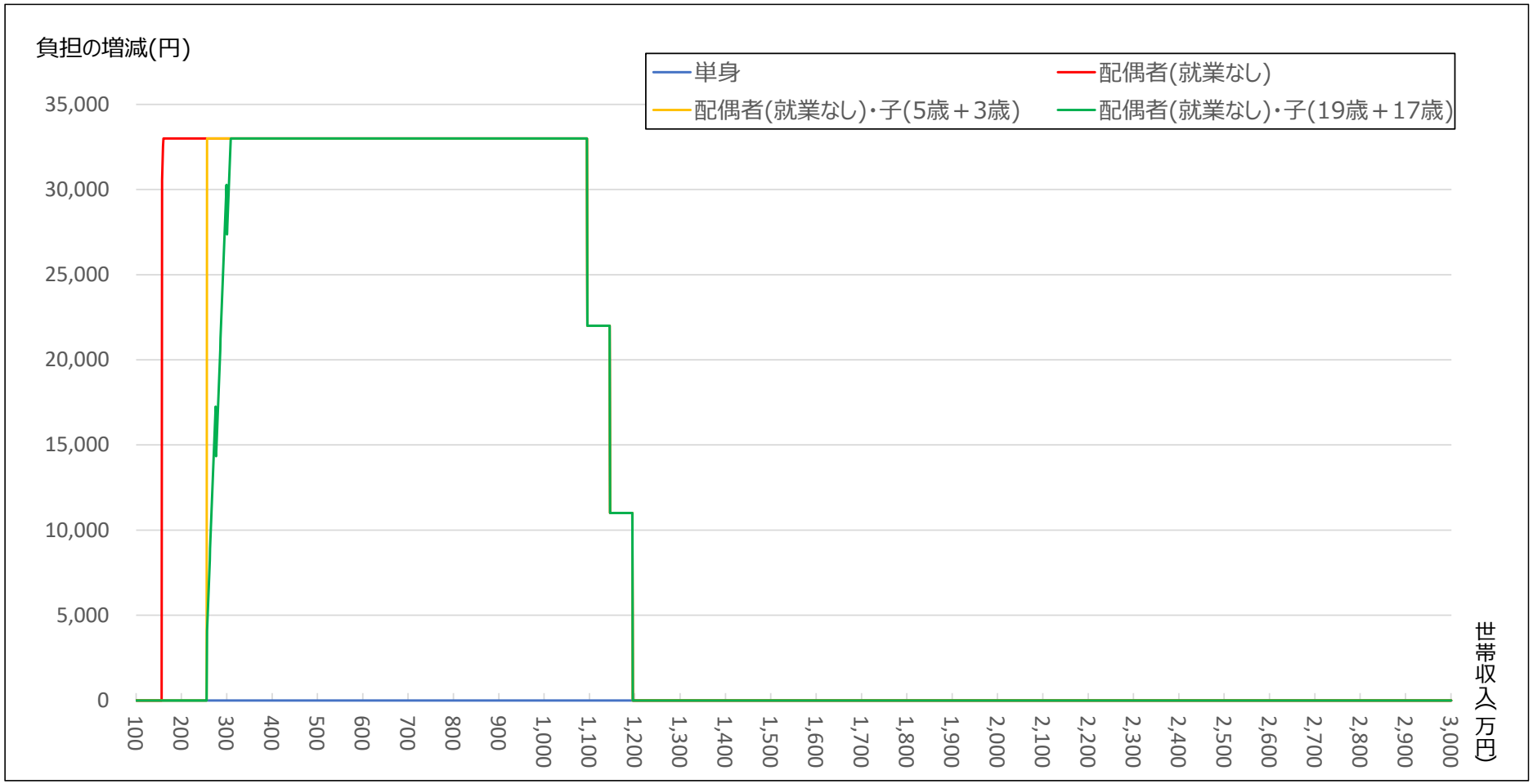


(注)「単身」は変化ゼロ。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は同額の変化となる。

(6)所得階層・世帯類型毎の増減税 （配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)廃止）

- 配偶者控除(住民税)廃止は、配偶者がおり、配偶者の収入が一定額以下の場合に負担増となる。
- 住民税は一定税率であり、一定収入を超えると負担増額は変化なし。ただし、納税者の収入が配偶者控除の制限を超えると、負担増加なし。

【4(4) 配偶者控除・配偶者特別控除(住民税)廃止】 ※共働きの場合は変化なしのため捨象



(注)「単身」は変化ゼロ。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳・3歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19歳・17歳)」は、住民税非課税世帯の基準が異なるために負担増となる閾値が異なるが、負担増額、負担増の減少・ゼロとなる閾値については変わらない。

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(6)【財源確保 - 2】

(1)条件設定

- 財源確保策として、基礎控除(所得税・住民税)の半減、消費税率の引き上げ、社会保険料の引き上げ(定額・定率)を実施した場合の、マクロでの税負担の増加額、世帯類型毎の負担率、個別世帯への影響をシミュレーションした。
- 基礎控除の廃止【4(5)】【4(6)】については、一定の所得額を超える全世帯が負担増となる。ただし、一定額の収入を超える負担増減なし。
- 住民税の基礎控除の廃止【4(6)】については、一定額の収入を超えると、同一額の負担となり、ジニ係数は上昇する。
- 消費税率の引き上げ【4(7)】については、収入に関わらず全て世帯で負担増となる。
- 社会保険料の引き上げ【4(8)】【4(9)】については、定額の場合には高所得世帯の方が、負担額が小さくなる。

			4(5)	4(6)	4(7)	4(8)	4(9)
所得税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	0	0	0
		16-18歳	0	0	0	0	0
		19-22歳	0	0	0	0	0
		配偶者	0	0	0	0	0
		所得制限	-	-	-	-	-
		還付	-	-	-	-	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		基礎控除	半減	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	0	0	0
		16-18歳	0	0	0	0	0
		19-22歳	0	0	0	0	0
		配偶者	0	0	0	0	0
		所得制限	-	-	-	-	-
		還付	-	-	-	-	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		基礎控除	変更なし	半減	変更なし	変更なし	変更なし
消費税			変更なし	変更なし	1%引き上げ	変更なし	変更なし
社会保険料			変更なし	変更なし	変更なし	一律12,000円	0.30%引き上げ

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(6)【財源確保 - 2】

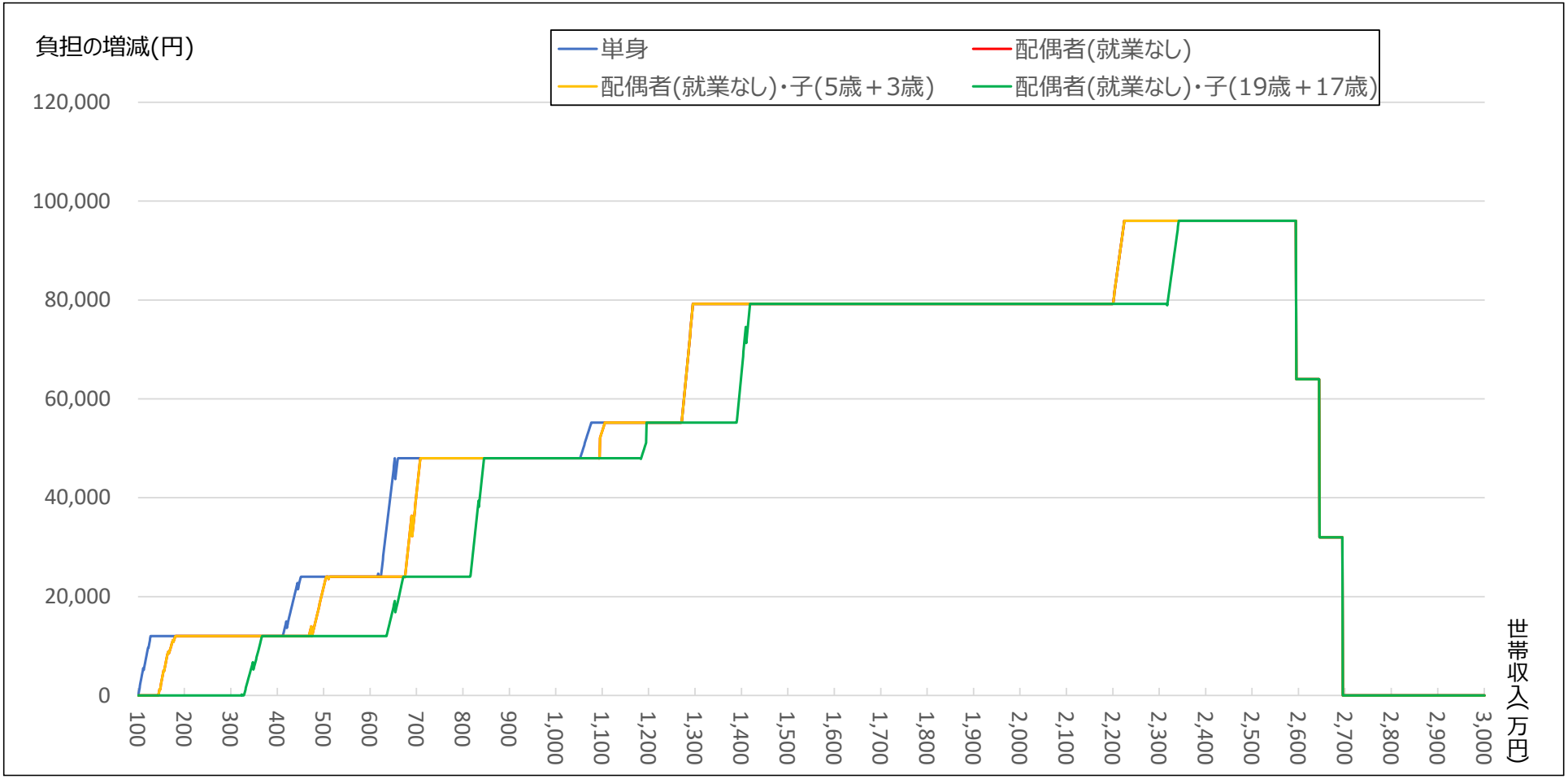
(2)制度改正の影響

			4(5)	4(6)	4(7)	4(8)	4(9)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税) **※参考**			＋1兆128億円	＋7,285億円	＋1兆2,170億円	＋4,201億円	＋3,976億円
年代毎の増減税額配分 **※参考**	20代		5.0%	7.9%	6.6%	8.8%	6.0%
	30代		17.0%	17.2%	16.3%	16.0%	17.9%
	40代		31.9%	28.4%	29.2%	25.9%	32.7%
	50代		31.6%	27.4%	29.1%	25.5%	32.1%
	60代		14.5%	19.2%	18.7%	23.7%	11.2%
世帯毎の増減税額配分 **※参考**	単身世帯		20.9%	29.6%	31.6%	43.1%	23.8%
	夫婦のみ世帯		31.5%	34.6%	30.8%	30.1%	22.7%
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		47.6%	35.7%	37.6%	26.8%	53.6%
ジニ係数(調整なし) **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3857	0.3868	0.3997 ※	0.3874	0.3863
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0006	＋0.0005	＋0.0016 ※	＋0.0011	±0.0000
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整 **※参考**	再配分所得(改革後)		0.3421	0.3436	0.3599 ※	0.344	0.3428
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0007	＋0.0008	＋0.0018 ※	＋0.0012	±0.0000
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	＋12,000	＋21,500	＋6,300	＋10,200	＋5,202
		世帯収入500万円	＋24,000	＋21,500	＋7,500	＋9,600	＋11,808
		世帯収入1,000万円	＋48,000	＋21,500	＋9,500	＋8,400	＋20,916
		世帯収入2,000万円	＋79,200	＋21,500	＋13,500	＋6,840	＋28,523
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	＋12,000	＋21,500	＋6,300	＋10,200	＋5,202
		世帯収入500万円	＋22,104	＋21,500	＋7,500	＋9,600	＋11,808
		世帯収入1,000万円	＋48,000	＋21,500	＋9,500	＋8,400	＋20,916
		世帯収入2,000万円	＋79,200	＋21,500	＋13,500	＋6,840	＋28,523
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	＋12,000	0	＋6,300	＋11,400	+5,814
		世帯収入500万円	＋22,104	＋21,500	＋7,500	＋10,200	+12,546
		世帯収入1,000万円	＋48,000	＋21,500	＋9,500	＋8,400	+20,916
		世帯収入2,000万円	＋79,200	＋21,500	＋13,500	＋6,840	+28,523
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	0	0	＋6,300	+12,000	+6,120
		世帯収入500万円	＋12,000	＋21,500	＋7,500	+10,200	+12,546
		世帯収入1,000万円	＋48,000	＋21,500	＋9,500	＋8,400	+20,916
		世帯収入2,000万円	＋79,200	＋21,500	＋13,500	＋6,840	+28,523

(３)所得階層・世帯類型毎の増減税 （基礎控除(所得税)半減）

- 基礎控除(所得税)半減は、課税所得ゼロの低所得者、基礎控除の所得制限に係る高所得者を除き、負担増となる。
- 所得税は累進課税であり、収入に応じて負担額が増加する。

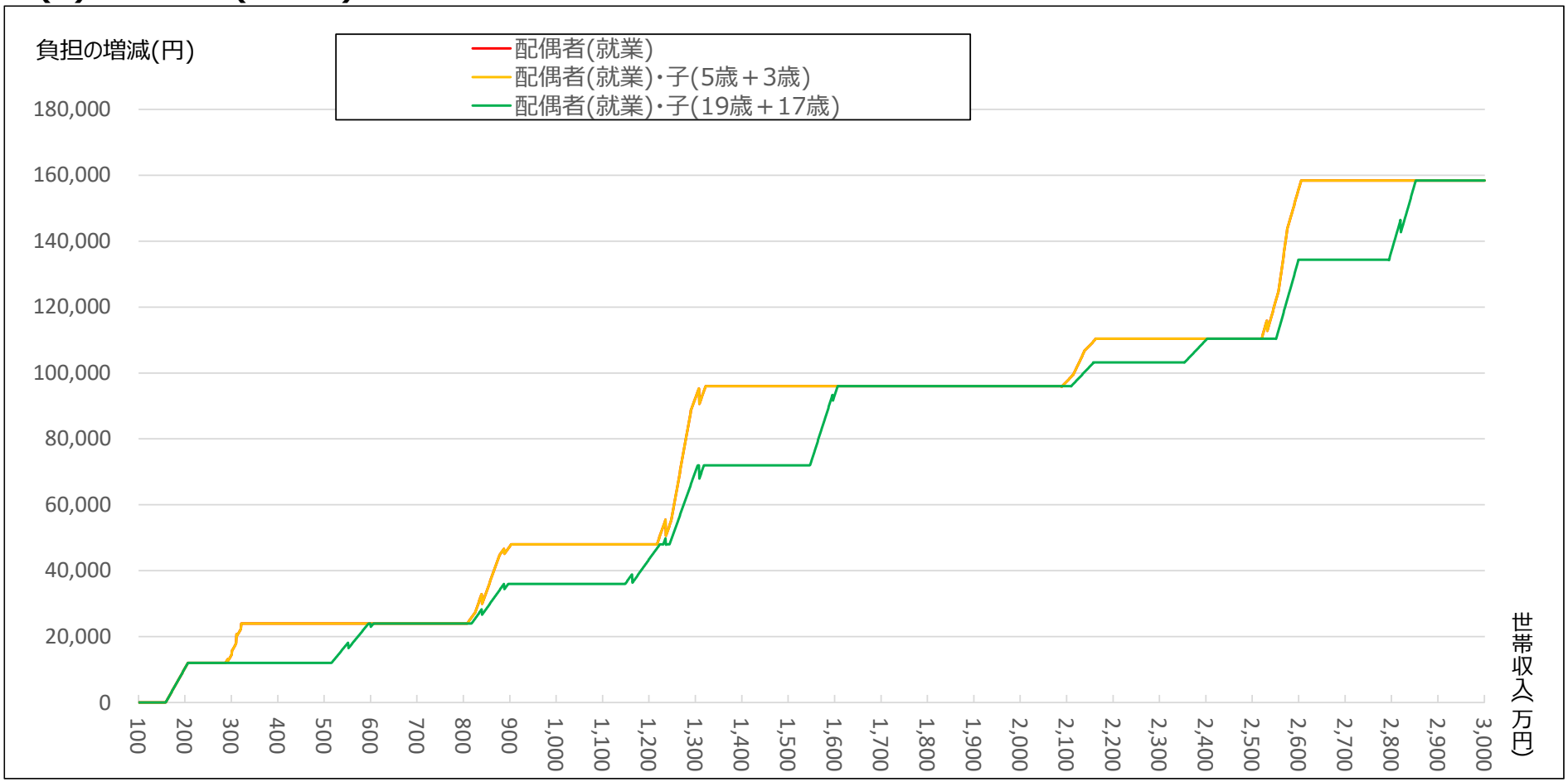
【4(5) 基礎控除(所得税)半減】 グラフ１



(注)「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は同額の変化となる

(３)所得階層・世帯類型毎の増減税 （基礎控除(所得税)半減）

【4(5) 基礎控除(所得税)半減】 グラフ2

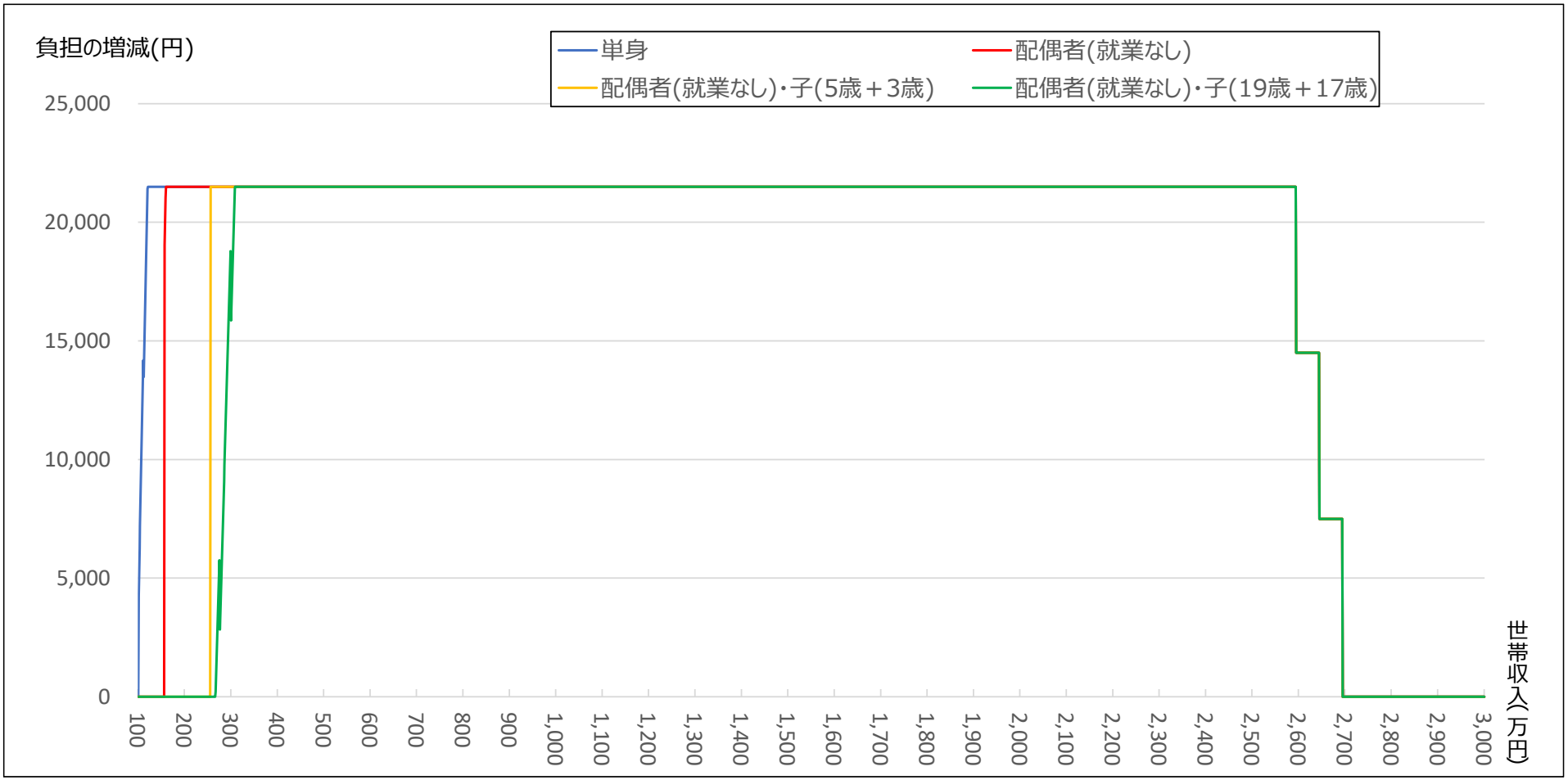


(注)「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5歳＋3歳)」は同額の変化となる

(４)所得階層・世帯類型毎の増減税 （基礎控除(住民税)半減）

- 基礎控除(所得税)半減は、課税所得ゼロの低所得者、基礎控除の所得制限に係る高所得者を除き、負担増となる。
- 住民税は一定税率であり、一定収入を超えると負担増額は変化なし。ただし、納税者の収入が基礎控除の制限を超えると、負担増加なし 。

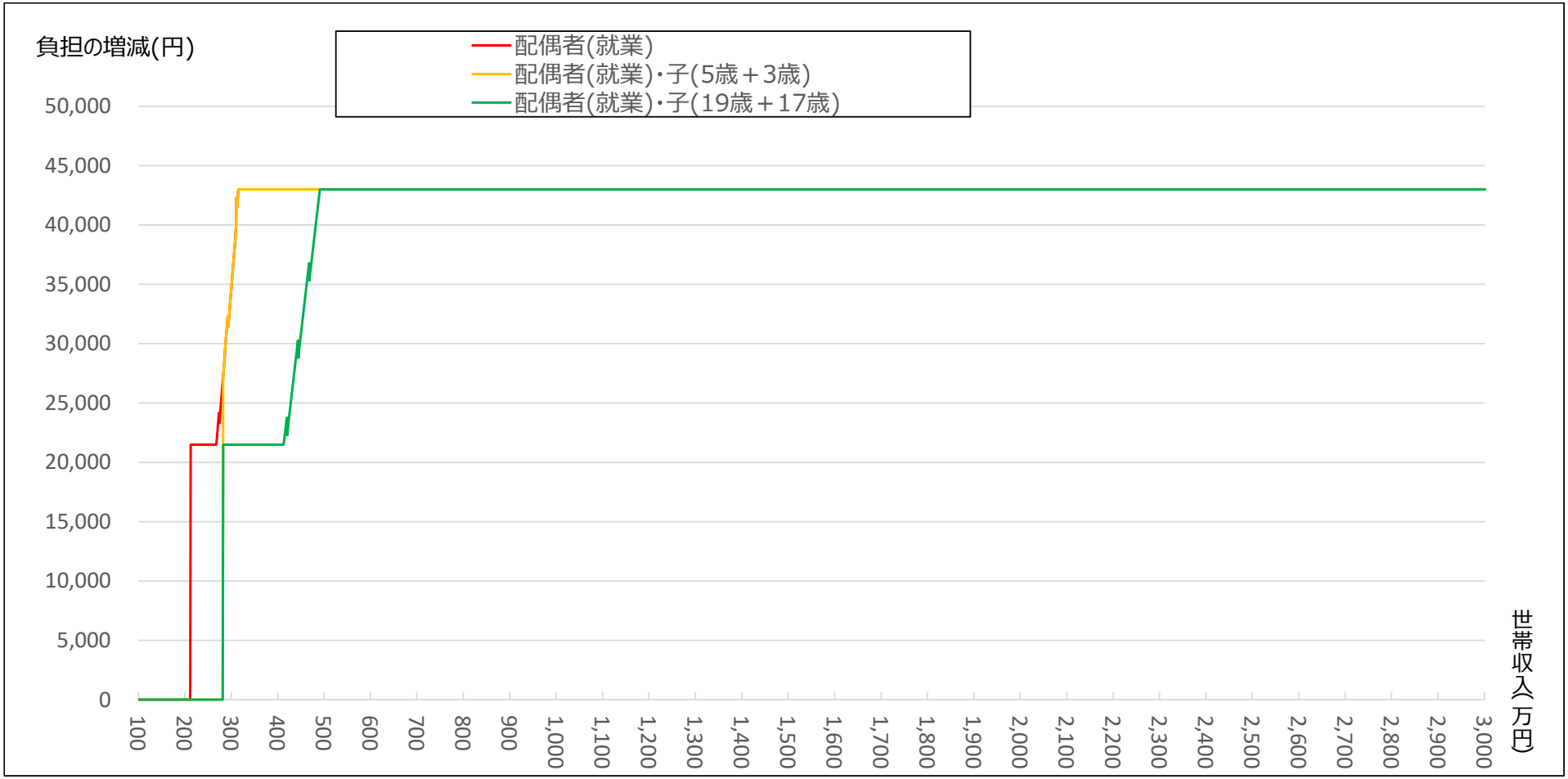
【4(6) 基礎控除(住民税)半減】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳・3歳)」、「配偶者(就業なし)・子(19歳・17歳)」は、住民税非課税世帯の基準が異なるために負担増となる閾値が異なるが、負担増額、負担増の減少・ゼロとなる閾値については変わらない。

(４)所得階層・世帯類型毎の増減税　（基礎控除(住民税)半減）

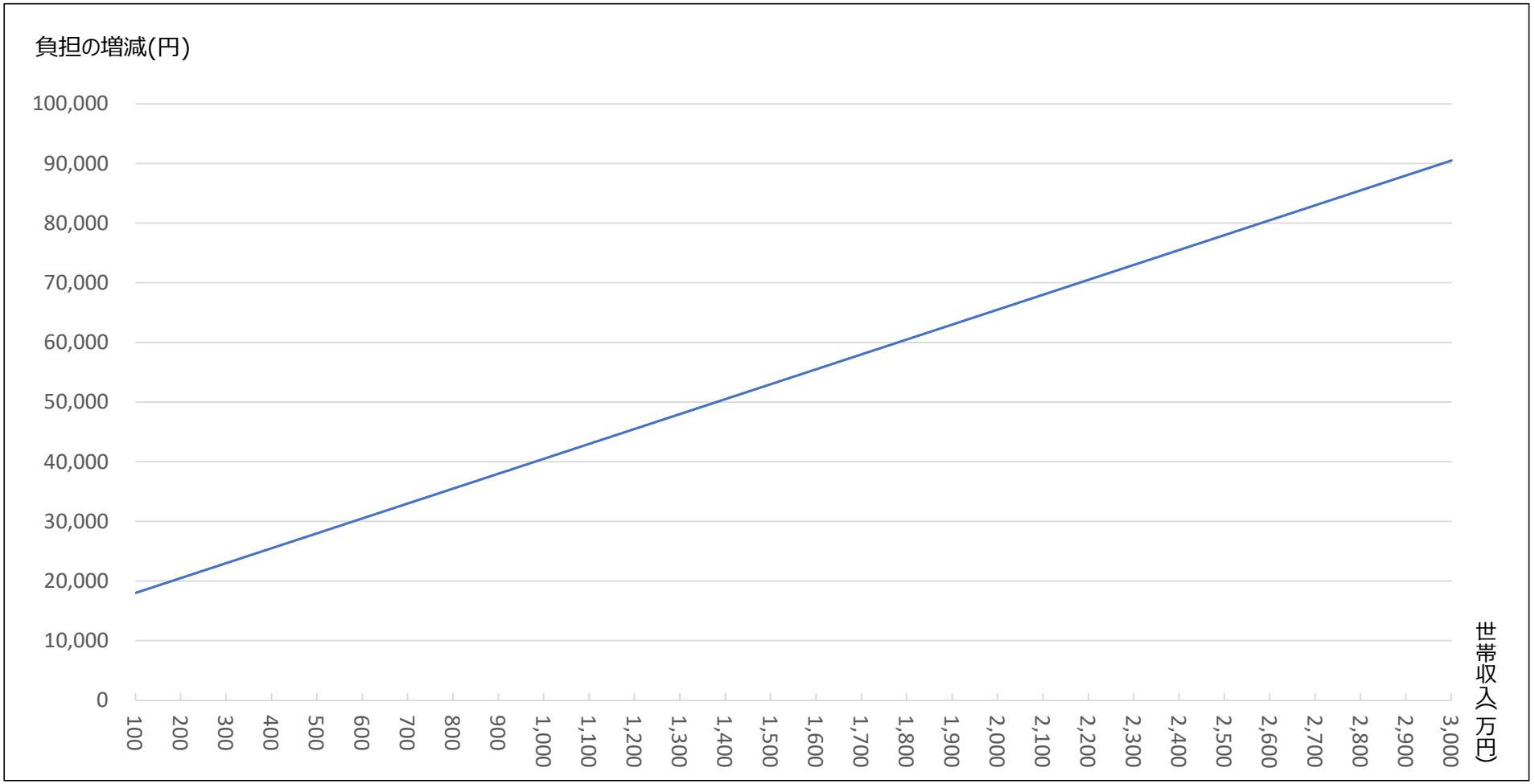
【4(6) 基礎控除(住民税)半減】 グラフ2



(5) 所得階層・世帯類型毎の増減税 （消費税率1%引き上げ）

● 本調査においては、家計の消費額は、世帯収入の一次関数として設定している。消費税率引き上げによる負担増加額は、収入の増加に伴って増加する。

【4(7) 消費税率1%引き上げ】

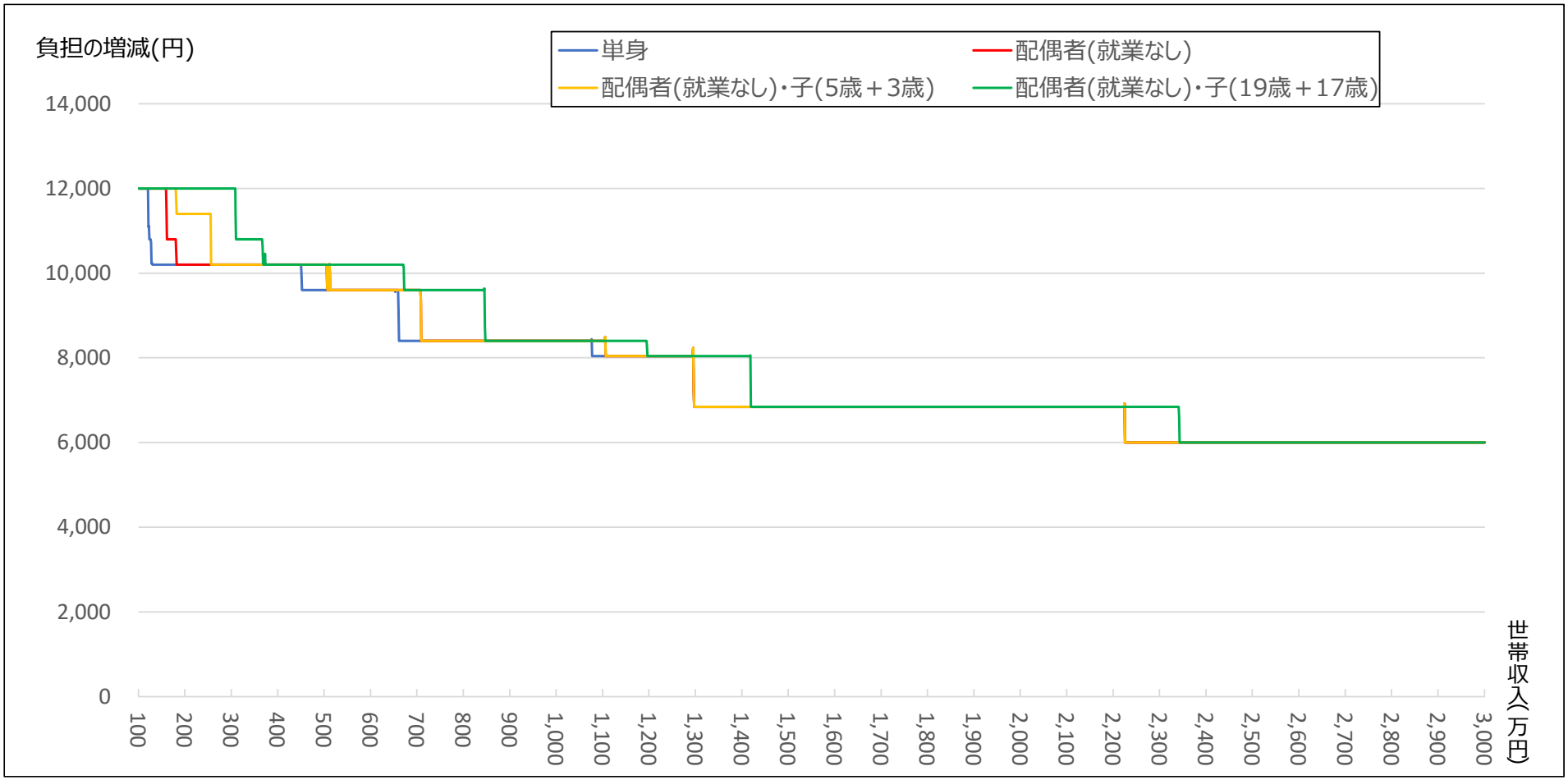


(注)世帯類型に関わらず、世帯収入によって消費額を設定していることから、世帯類型に依る相違はない。

(6) 所得階層・世帯類型毎の増減税 （社会保険料の引き上げ(定額：月1,000円)）

● 収入が高い世帯の方が、所得控除による恩恵が大きいことから、社会保険料を一定額引き上げる場合、限界税率の高い高所得者の方が実質的な負担増加額は小さくなる。
※社会保険料を一定額引き上げる場合で、所得税・住民税における社会保険料控除を維持する場合

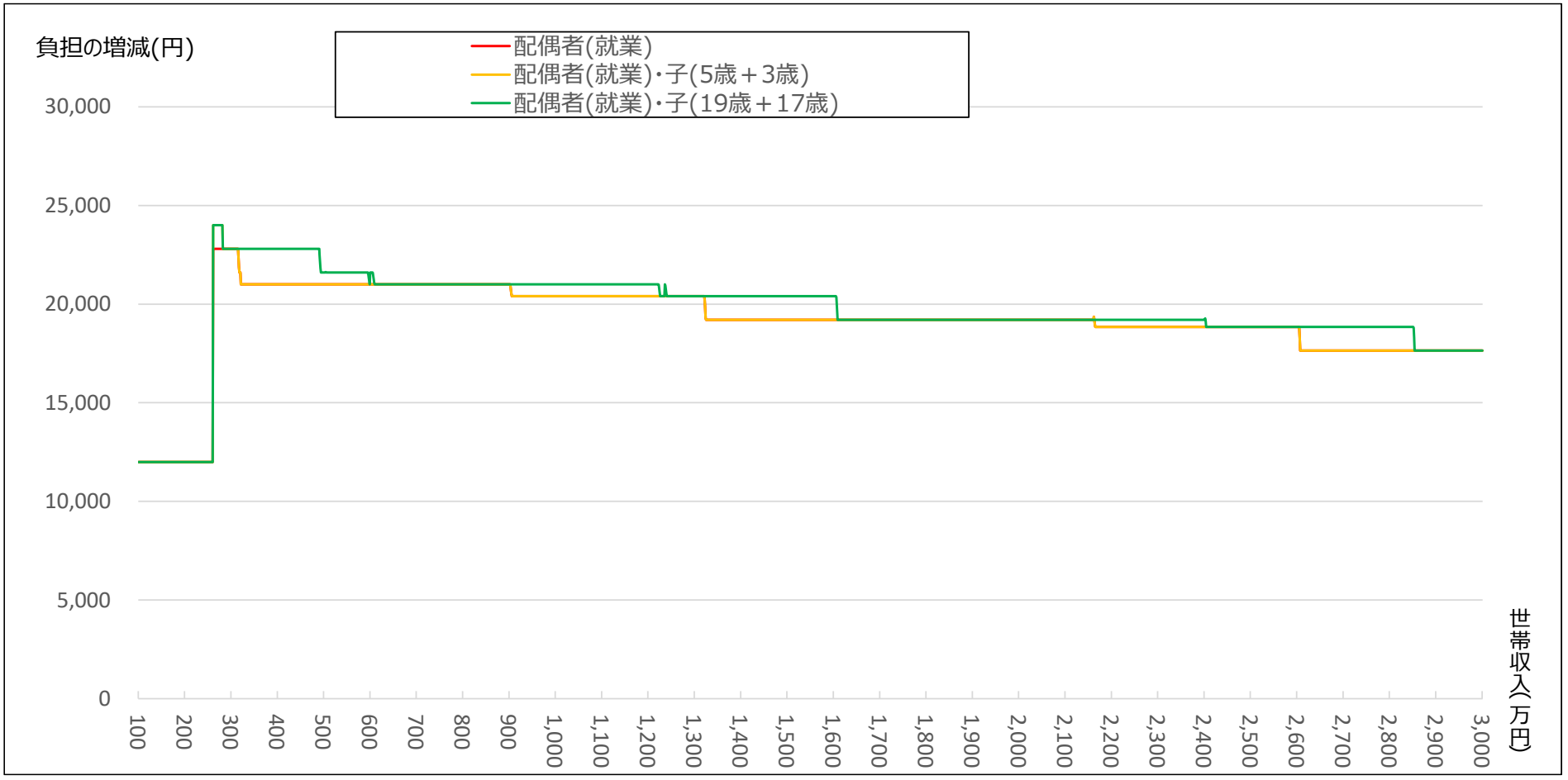
【4(8) 社会保険料の引き上げ(定額：月1,000円)】 グラフ1



(注) 社会保険料引き上げ分も、全額が社会保険料控除(所得税・住民税)の対象となることを前提とする。年収の1/12が毎月支払われることを想定する。

(6) 所得階層・世帯類型毎の増減税 （社会保険料の引き上げ(定額：月1,000円)）

【4(8) 社会保険料の引き上げ(定額：月1,000円)】 グラフ2



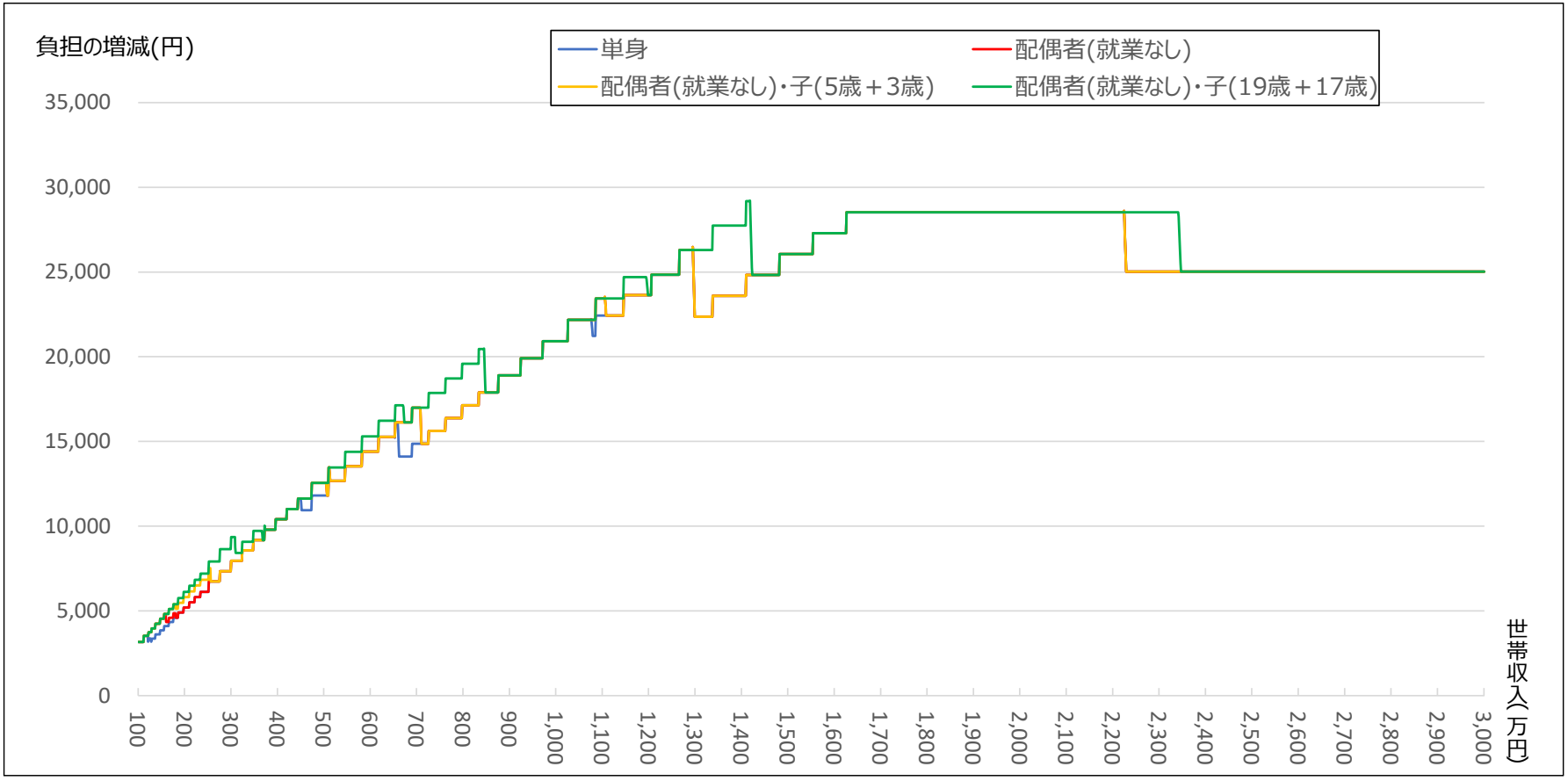
(注) 社会保険料引き上げ分も、全額が社会保険料控除(所得税・住民税)の対象となることを前提とする。年収の1/12が毎月支払われることを想定する。

(7) 所得階層・世帯類型毎の増減税 （社会保険料の引き上げ(定率：健康保険料に0.3%上乗せ)）

- ①標準報酬月額の等級が上がることによる負担増加額の増加、②所得税の限界税率が上がることによる負担軽減の双方の効果がある。
- 標準報酬月額の上限に達する水準までは、概ね所得の増加に応じて負担額は増加する。標準報酬月額の上限を超えると、収入が高い方が負担軽減額が小さくなる。

※社会保険料を一定額引き上げる場合で、所得税・住民税における社会保険料控除を維持する場合

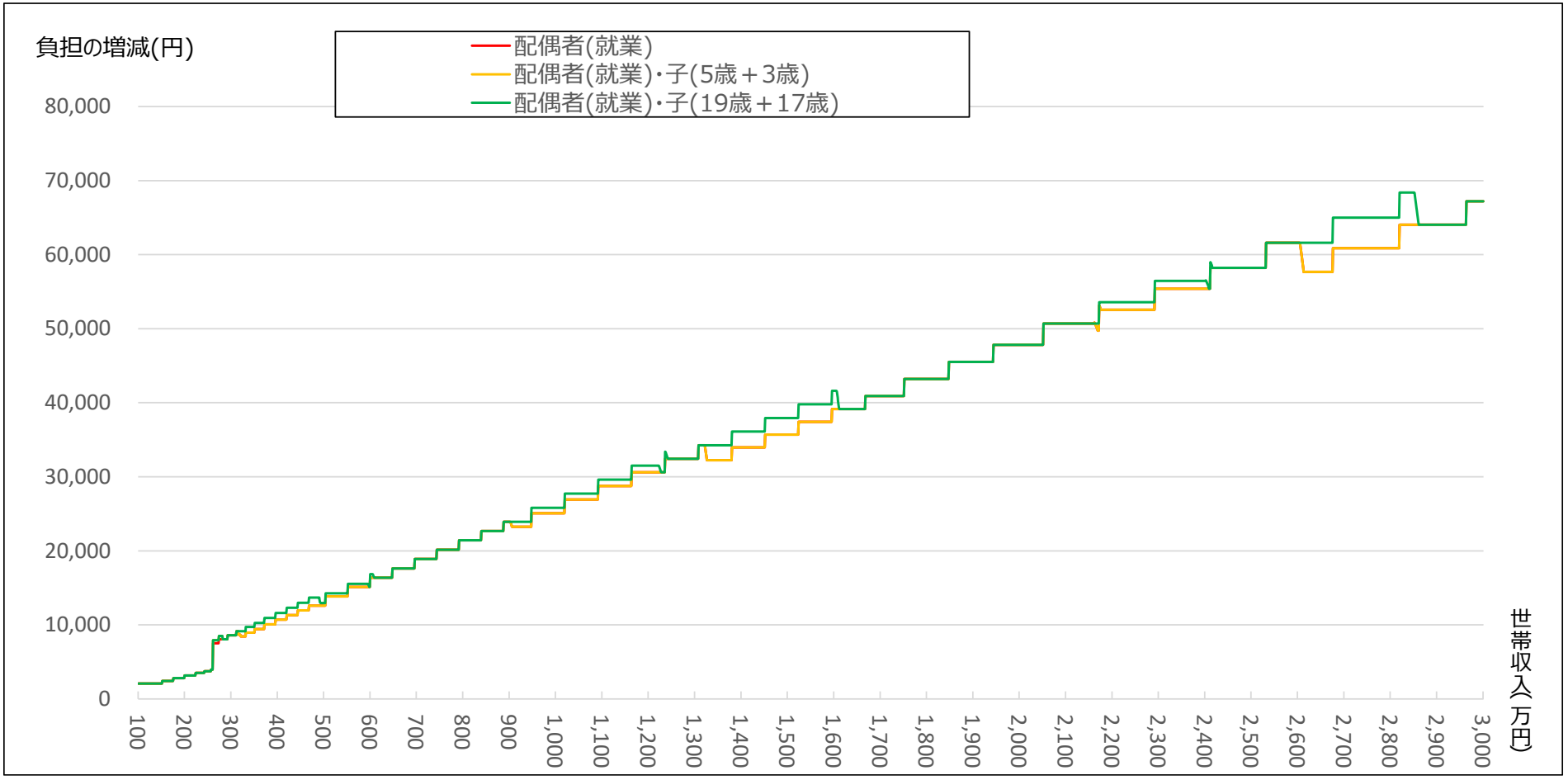
【4(9) 社会保険料の引き上げ(定率：健康保険料に0.3%上乗せ)】 グラフ１



(注) 社会保険料引き上げ分も、全額が社会保険料控除(所得税・住民税)の対象となることを前提とする。年収の1/12が毎月支払われることを想定する。

(7) 所得階層・世帯類型毎の増減税 （社会保険料の引き上げ(定率：健康保険料に0.3%上乗せ)）

【4(9) 社会保険料の引き上げ(定率：健康保険料に0.3%上乗せ)】 グラフ2



(注) 社会保険料引き上げ分も、全額が社会保険料控除(所得税・住民税)の対象となることを前提とする。年収の1/12が毎月支払われることを想定する。

2 個人所得課税のシミュレーション調査

(7)【財源確保 – 課題】

財源確保策の課題

- **少子化対策・子育て世帯向け支援の財源確保策として、①所得税・住民税の人的控除の廃止・縮小、②消費税率引き上げ、③社会保険料引き上げのそれぞれの課題を整理する。**
- **所得税・住民税の人的控除の廃止・縮小については、対象となる人的控除は憲法上の要請ではあるものの、立法府に広範の裁量があり、法的には可能であるものと思料される。また、実務上の課題も特段生じない。**
- **消費税率の引き上げについては、法的に整合するものであるが、実務上は政治的に困難であると思料される。**
- **社会保険料の上乗せについては、①社会保険料としての上乗せ、②社会保険料とは異なる支援金として徴収、の2パターンが考えられる。このうち、社会保険料の上乗せとする場合には給付と負担が整合しない問題がある。異なる支援金として位置づけ、社会保険料徴収ルートを用いる場合には。保険者の本来業務と関連しない業務での事務負担の増加が課題となる。**

		法的課題	実務上の課題
所得税 住民税	扶養控除の廃止・縮小	いずれの所得控除についても、「憲法25条の生存権の保障の租税法における現れ」と整理され、憲法上の要請によるもの。 ⇒ただし、立法府には広範囲の裁量権があり、「憲法14条１項の平等原則に違反するかどうかを判断する視点は、課税要件上の差別的取扱いが、明らかに合理性を欠くかどうかに限られる」との判例	特になし
	配偶者控除・配偶者特別控除の廃止・縮小		
	基礎控除の廃止・縮小		
消費税	引き上げ	憲法あるいは消費税法の一般規定と齟齬はない	実務上の課題はないが、消費税引き上げは政治的に困難
社会保険料	社会保険料として上乗せ	給付・負担関係が対応せず、社会保険として整合しない。	
	社会保険料とは異なる支援金として徴収	―	保険者の本来業務とは関係のない業務が追加され、保険者の事務負担が増大する。

（8）【税収中立シナリオ－１（給付なし税額控除＋税収中立）】

（１）条件設定

- 財政中立を保つ税制改革として、①扶養控除(16-22歳)を廃止して16-22歳を対象とする税額控除を導入【5(1)】、②扶養控除(16-22歳)・配偶者控除等を廃止して16-22歳及び配偶者を対象とする税額控除を導入【5(2)】、③扶養控除(16-22歳)・配偶者控除等を廃止して1-22歳及び配偶者を対象とする税額控除を導入【5(3)】の各パターンをシミュレーションしている(いずれも還付なし)。

			5(1)	5(2)	5(3)
税収中立			税収中立	税収中立	税収中立
所得税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	34,500円
		16-18歳	76,000円	51,000円	34,500円
		19-22歳	114,000円	78,000円	34,500円
		配偶者	0	51,000円	34,500円
		所得制限	なし	なし	なし
		還付	なし	なし	なし
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし
		還付	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	廃止	廃止
		扶養控除(16-22歳)	廃止	廃止	廃止
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	21,000円
		16-18歳	0	0	21,000円
		19-22歳	0	0	21,000円
		配偶者	0	0	21,000円
		所得制限	-	-	なし
		還付	-	-	なし
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし
		還付	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし	廃止
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし	廃止
消費税			変更なし	変更なし	変更なし

（２）制度改正の影響

			5(1)	5(2)	5(3)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税)			▲17億円	＋3億円	＋113億円
世帯毎の増減税額合計	単身世帯		±0	±0	±0
	夫婦のみ世帯		±0	▲826億円	＋2,268億円
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		▲17億円	＋829億円	▲2,155億円
ジニ係数(調整なし)	再配分所得(改革後)		0.3860	0.3854	0.3861
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0003	▲0.0009	▲0.0002
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整	再配分所得(改革後)		0.3425	0.3419	0.342
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0003	▲0.0009	▲0.0008
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	0	0
		世帯収入500万円	0	0	0
		世帯収入1,000万円	0	0	0
		世帯収入2,000万円	0	0	0
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	▲5,192	＋6,808
		世帯収入500万円	0	▲14,896	＋13,604
		世帯収入1,000万円	0	＋25,000	＋53,500
		世帯収入2,000万円	0	▲51,000	▲55,500
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	0	▲5,192	▲5,192
		世帯収入500万円	0	▲14,896	▲97,396
		世帯収入1,000万円	0	＋25,000	▲57,500
		世帯収入2,000万円	0	▲51,000	▲166,500
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	0	0	0
		世帯収入500万円	▲42,915	▲42,915	+28,865
		世帯収入1,000万円	＋12,000	＋98,000	+222,500
		世帯収入2,000万円	＋143,000	＋153,000	+244,800

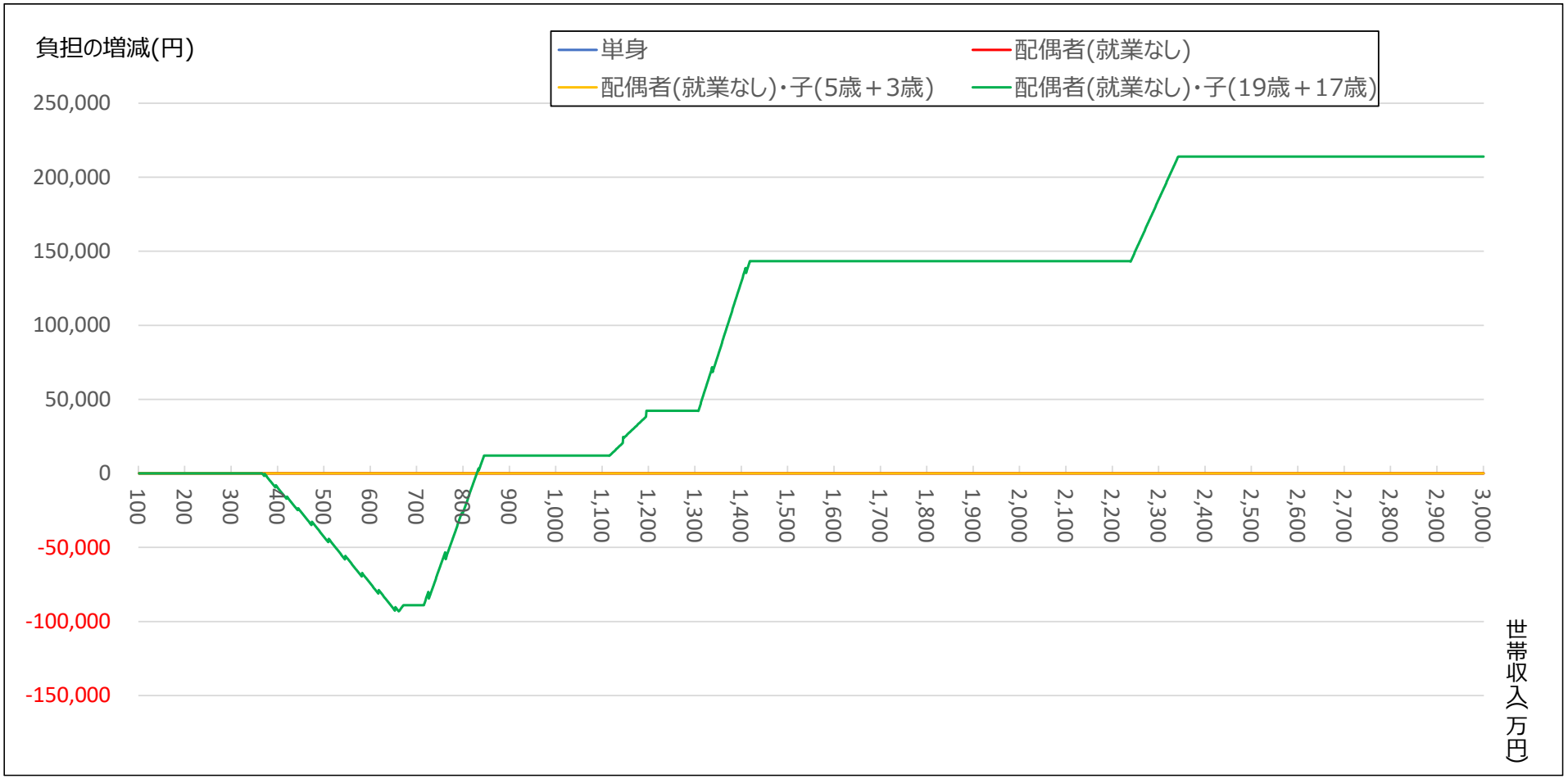
2 個人所得課税のシミュレーション調査

(8)【税収中立シナリオ－１（給付なし税額控除＋税収中立）】

(３)所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし））

- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入367万円～829万円は減税、830万円以上は増税。
- 「配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入606万円～1,573万円は減税、1,574万円以上は増税。

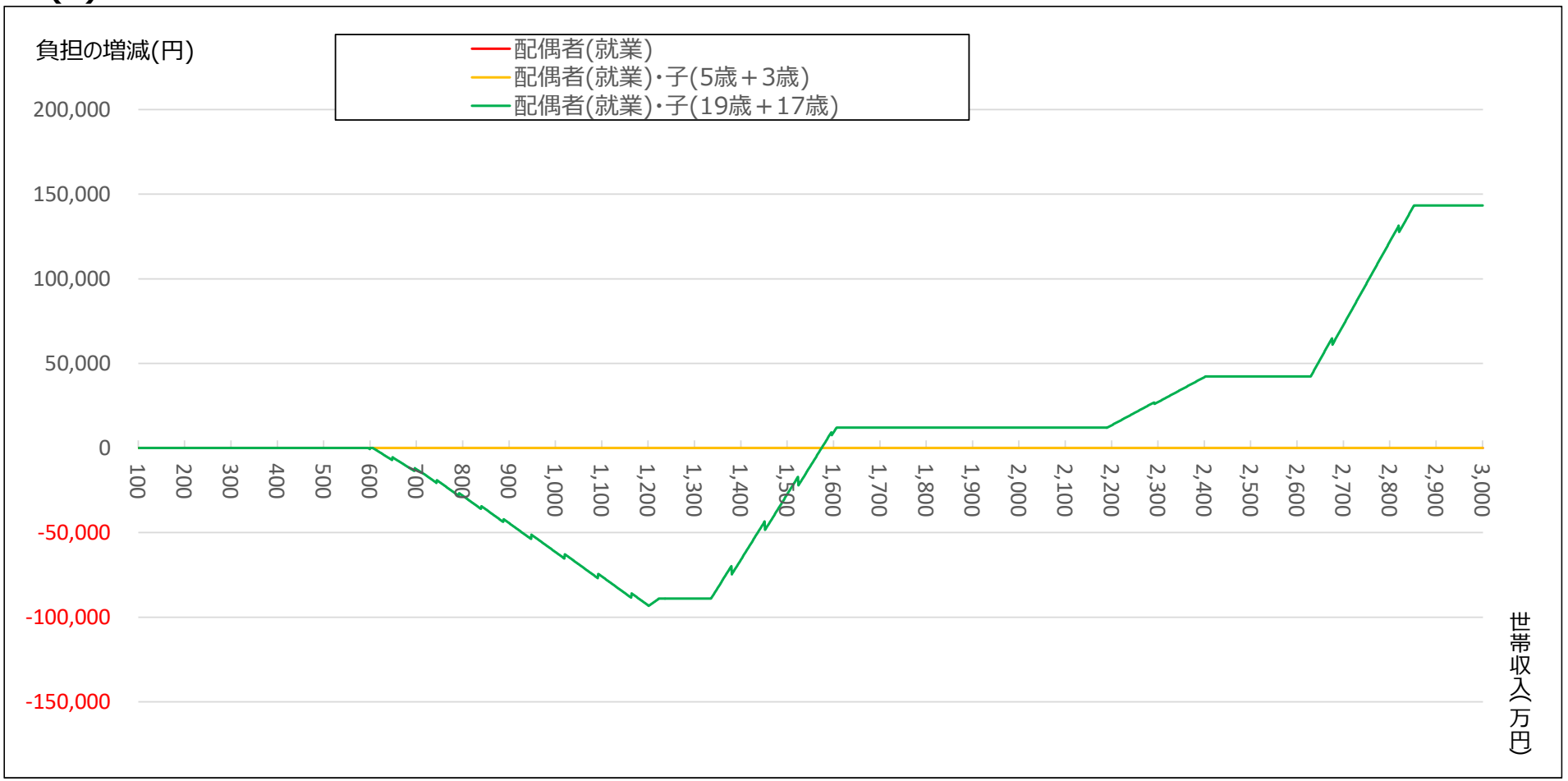
【5(1)扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし）】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」はいずれも影響なし

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし））

【5(1)扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし）】 グラフ２



(注)「配偶者(就業)」、「配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)」はいずれも影響なし

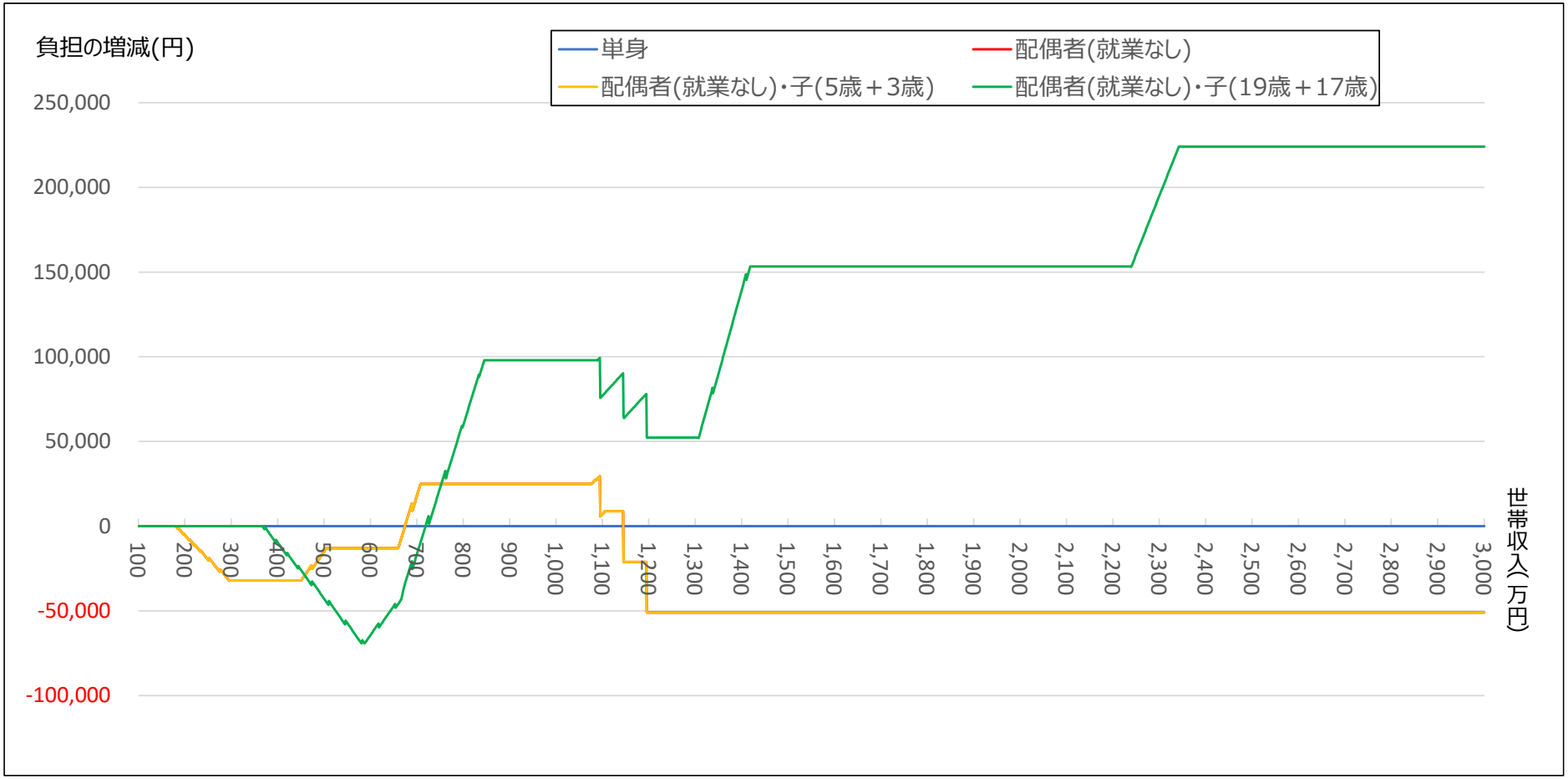
2 個人所得課税のシミュレーション調査

(8)【税収中立シナリオ－1 （給付なし税額控除＋税収中立）】

(4)所得階層・世帯類型毎の増減税 （配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし））

- 「配偶者(就業なし)」「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は、世帯収入181万円～674万円は減税、675万円～1,144万円は増税、1,145万円以上は減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入367万円～718万円は減税、719万円以上は増税。

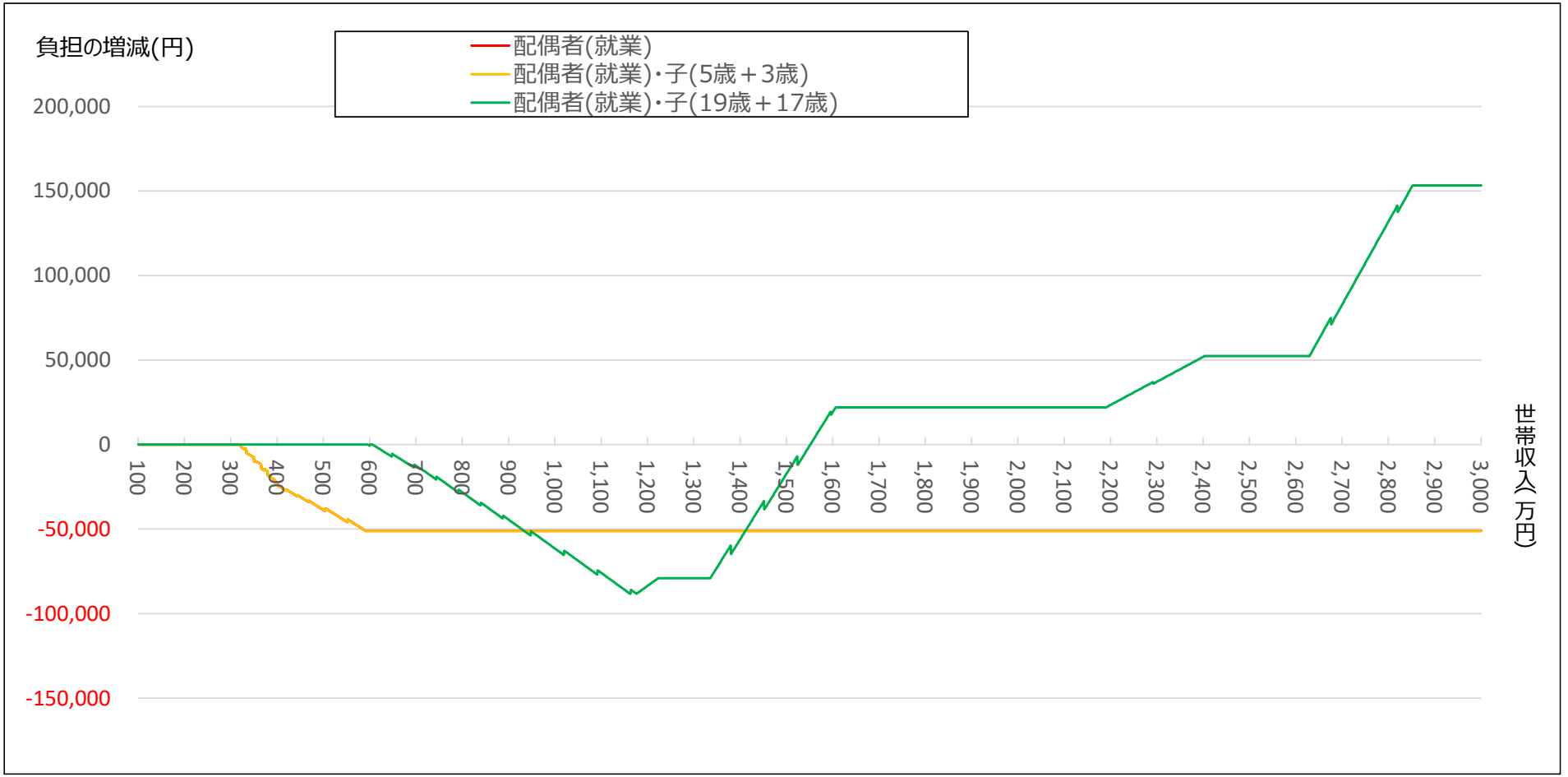
【5(2)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし）】 グラフ1



(注)単身は影響なし。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は完全に同一

（４）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし））

【5(2)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者変更なし）】 グラフ２

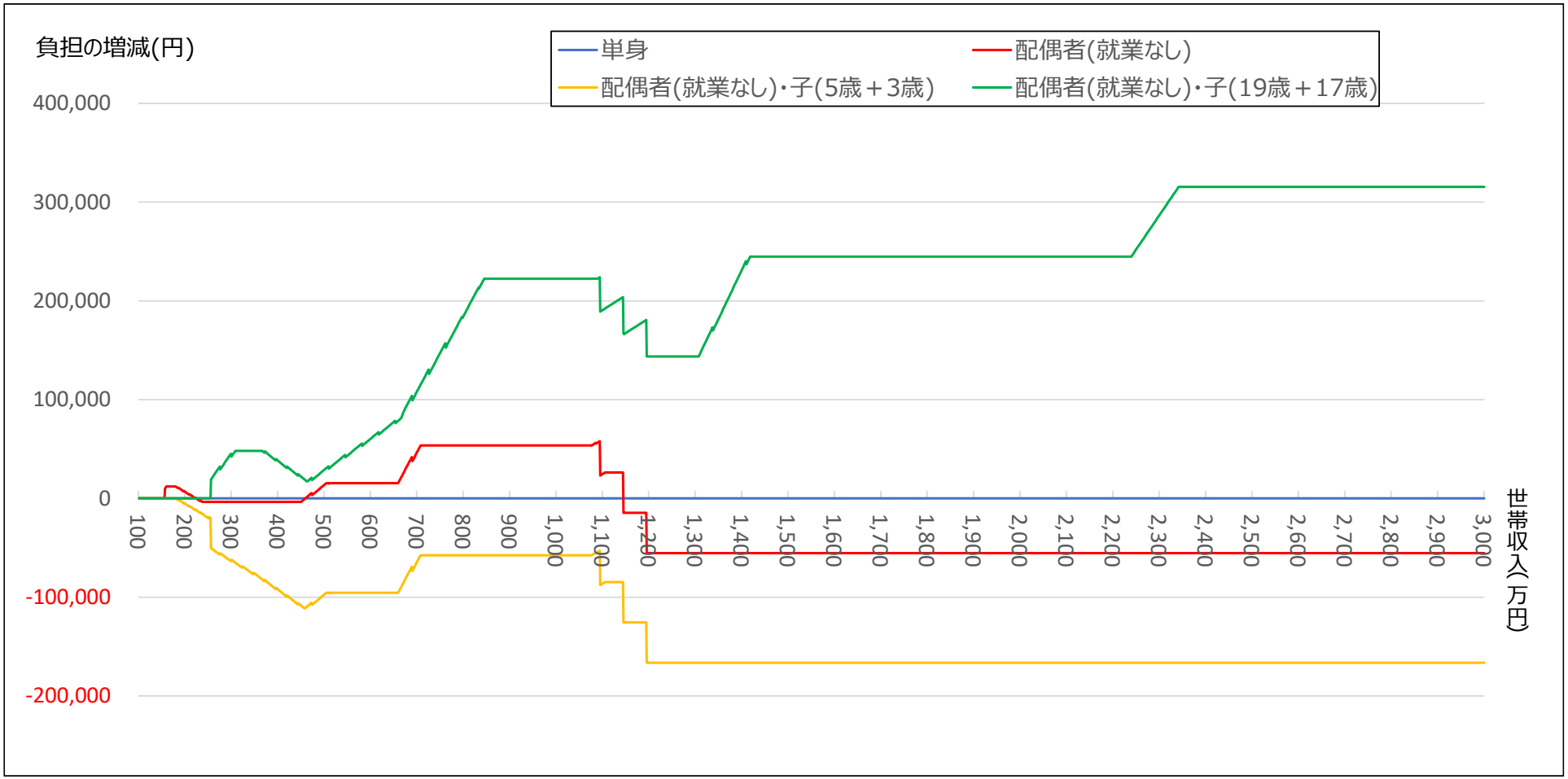


（8）【税収中立シナリオ－１（給付なし税額控除＋税収中立）】

（５）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む））

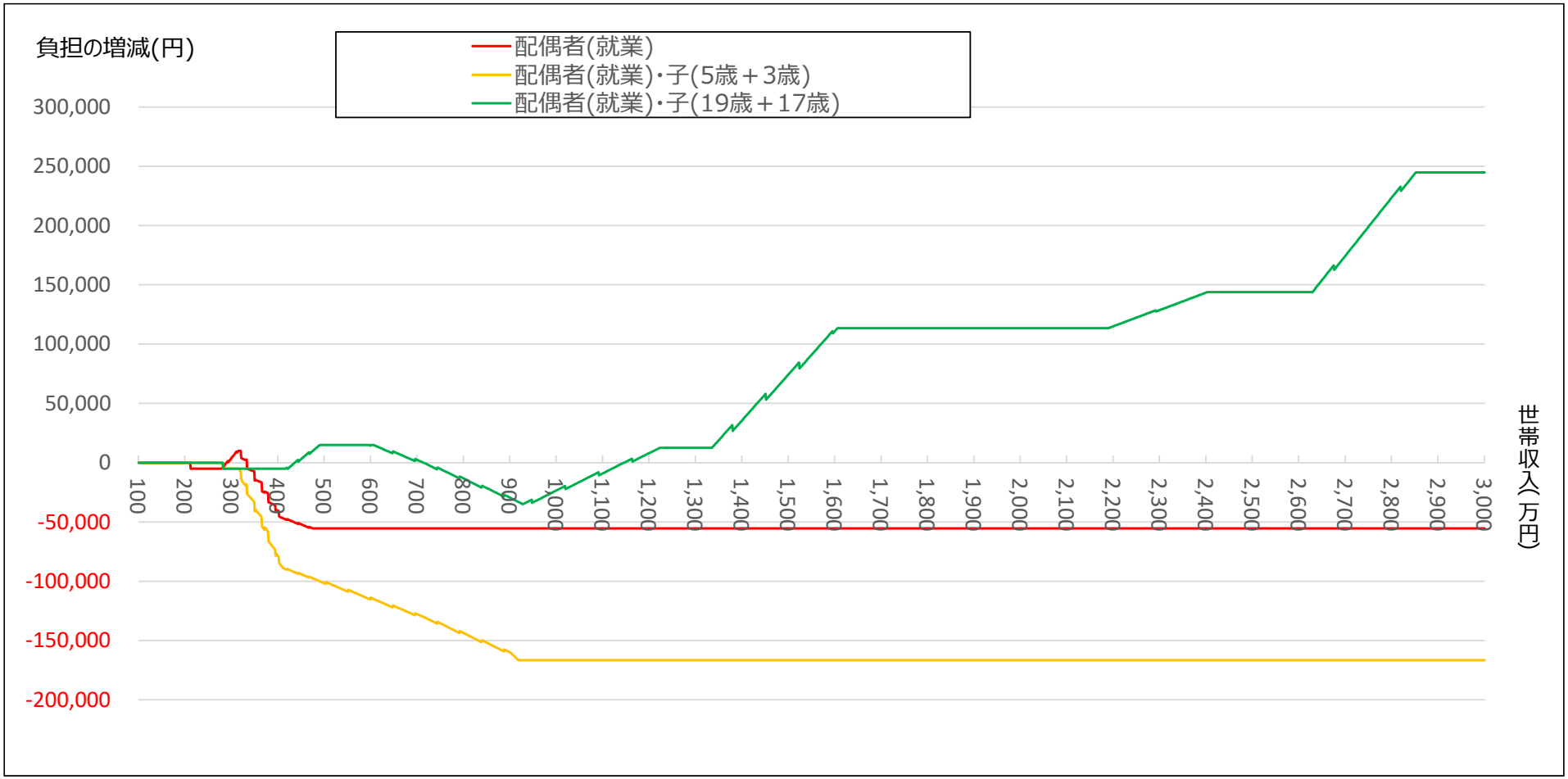
- 「配偶者(就業なし)」は、世帯収入157万円～224万円は増税、225万円～459万円は減税、460万円～1,144万円は増税,145万円以上は減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は、世帯収入181万円以上は減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入256万円以上は増税。

【5(3)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む）】 グラフ１



（５）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む））

【5(3)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付なし税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む）】 グラフ２



（9）【税収中立シナリオ - 2（給付付き税額控除＋税収中立）】

（1）条件設定

- 財政中立を保つ税制改革として、①扶養控除(16-22歳)を廃止して16-22歳を対象とする税額控除を導入【6(1)】、②扶養控除(16-22歳)・配偶者控除等を廃止して16-22歳及び配偶者を対象とする税額控除を導入【6(2)】、③扶養控除(16-22歳)・配偶者控除等を廃止して1-22歳及び配偶者を対象とする税額控除を導入【6(3)】の各パターンをシミュレーションしている(いずれも還付あり)。財源及び対象者は、【5(1)】【5(2)】【5(3)】と同様であるが、給付付きであるため、一人当たりの税額控除額はやや減少している。
- 併せて、④扶養控除(16-22歳)・配偶者控除等を廃止して1-22歳を対象とする（配偶者を対象としない）税額控除を導入【6(4)】

			6(1)	6(2)	6(3)	6(4)
税収中立			税収中立	税収中立	税収中立	税収中立
所得税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	32,500円	68,000円
		16-18歳	67,000円	46,000円	32,500円	68,000円
		19-22歳	100,000円	69,000円	32,500円	102,000円
		配偶者	0	46,000円	32,500円	0
		所得制限	なし	なし	なし	なし
		還付	あり	あり	あり	あり
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	廃止	廃止	廃止
		扶養控除(16-22歳)	廃止	廃止	廃止	廃止
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0	20,500円	42,000円
		16-18歳	30,000円	29,000円	20,500円	42,000円
		19-22歳	46,000円	45,000円	20,500円	63,000円
		配偶者	0	29,000円	20,500円	0
		所得制限	なし	なし	なし	なし
		還付	あり	あり	あり	あり
	税額控除(変動)	金額	なし	なし	なし	なし
		還付	-	-	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	廃止	廃止	廃止
		扶養控除(16-22歳)	廃止	廃止	廃止	廃止
消費税			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

（2）制度改正の影響

			6(1)	6(2)	6(3)	6(4)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税)			＋22億円	＋176億円	▲122億円	＋31億円
世帯毎の増減税額合計	単身世帯		±0	±0	±0	±0
	夫婦のみ世帯		±0	▲895億円	＋1,965億円	＋8,796億円
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		＋22億円	＋1,071億円	▲2,088億円	▲8,765億円
ジニ係数(調整なし)	再配分所得(改革後)		0.3858	0.3849	0.3854	0.3870
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0005	▲0.0014	▲0.0009	＋0.0007
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整	再配分所得(改革後)		0.3422	0.3413	0.3414	0.3421
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0006	▲0.0015	▲0.0014	▲0.0007
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	0	0	0
		世帯収入500万円	0	0	0	0
		世帯収入1,000万円	0	0	0	0
		世帯収入2,000万円	0	0	0	0
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	0	▲23,000	▲1,000	＋52,000
		世帯収入500万円	0	▲5,896	＋16,104	＋69,104
		世帯収入1,000万円	0	＋34,000	＋56,000	＋109,000
		世帯収入2,000万円	0	▲75,000	▲53,000	0
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	0	▲27,000	▲80,866	▲141,866
		世帯収入500万円	0	▲5,896	▲89,896	▲150,896
		世帯収入1,000万円	0	＋34,000	▲50,000	▲111,000
		世帯収入2,000万円	0	▲75,000	▲159,000	▲220,000
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	▲214,458	▲183,458	▲78,458	▲194,458
		世帯収入500万円	▲114,500	▲68,635	+36,365	▲79,635
		世帯収入1,000万円	＋37,000	+125,000	+230,000	+114,000
		世帯収入2,000万円	＋168,300	+147,300	+252,300	+136,300

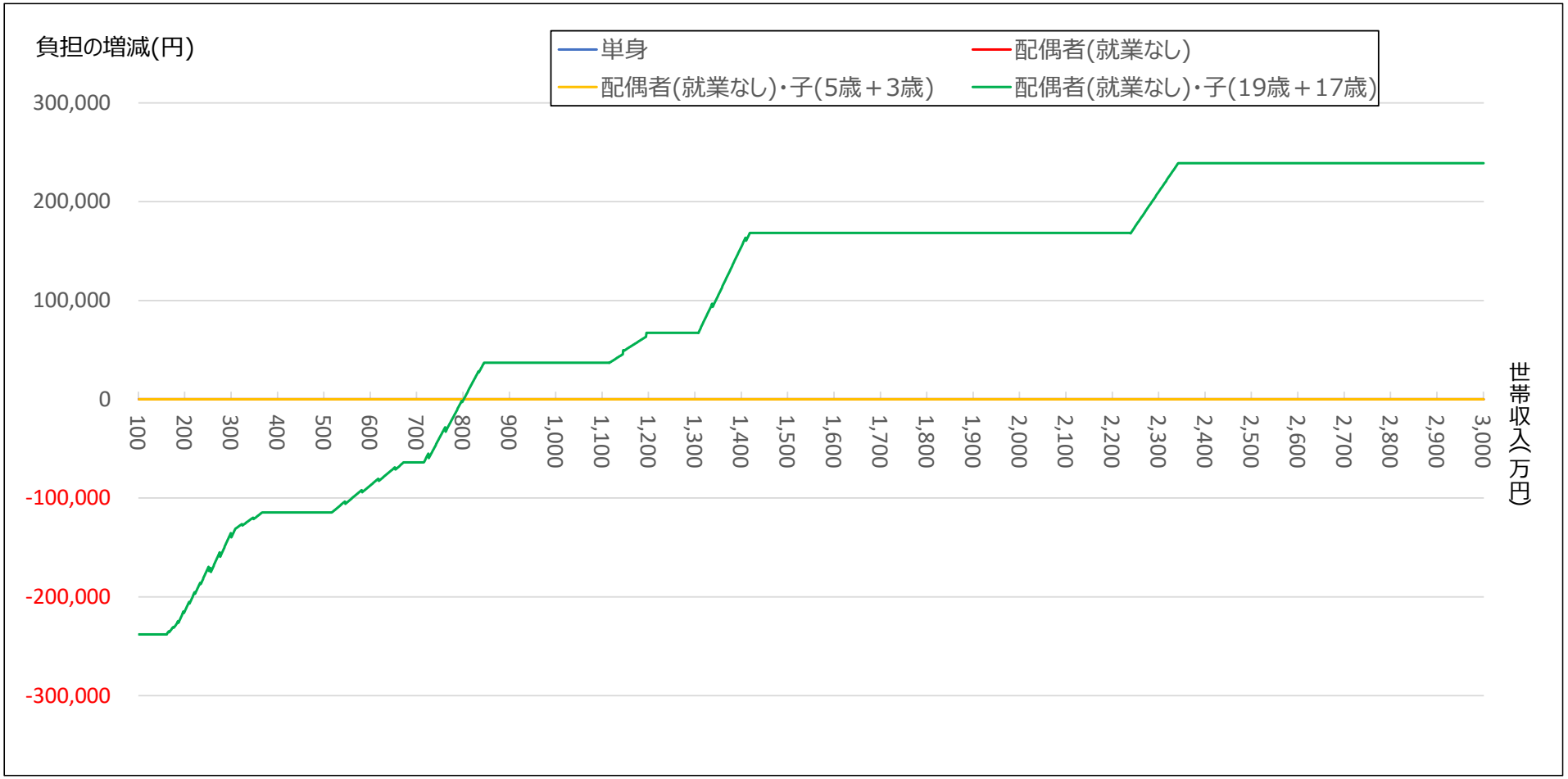
2 個人所得課税のシミュレーション調査

(9)【税収中立シナリオ - 2（給付付き税額控除＋税収中立）】

(3)所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし））

- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入801万円以下は減税、802万円以上は増税。
- 「配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入1,504万円以下は減税、1,505万円以上は増税。

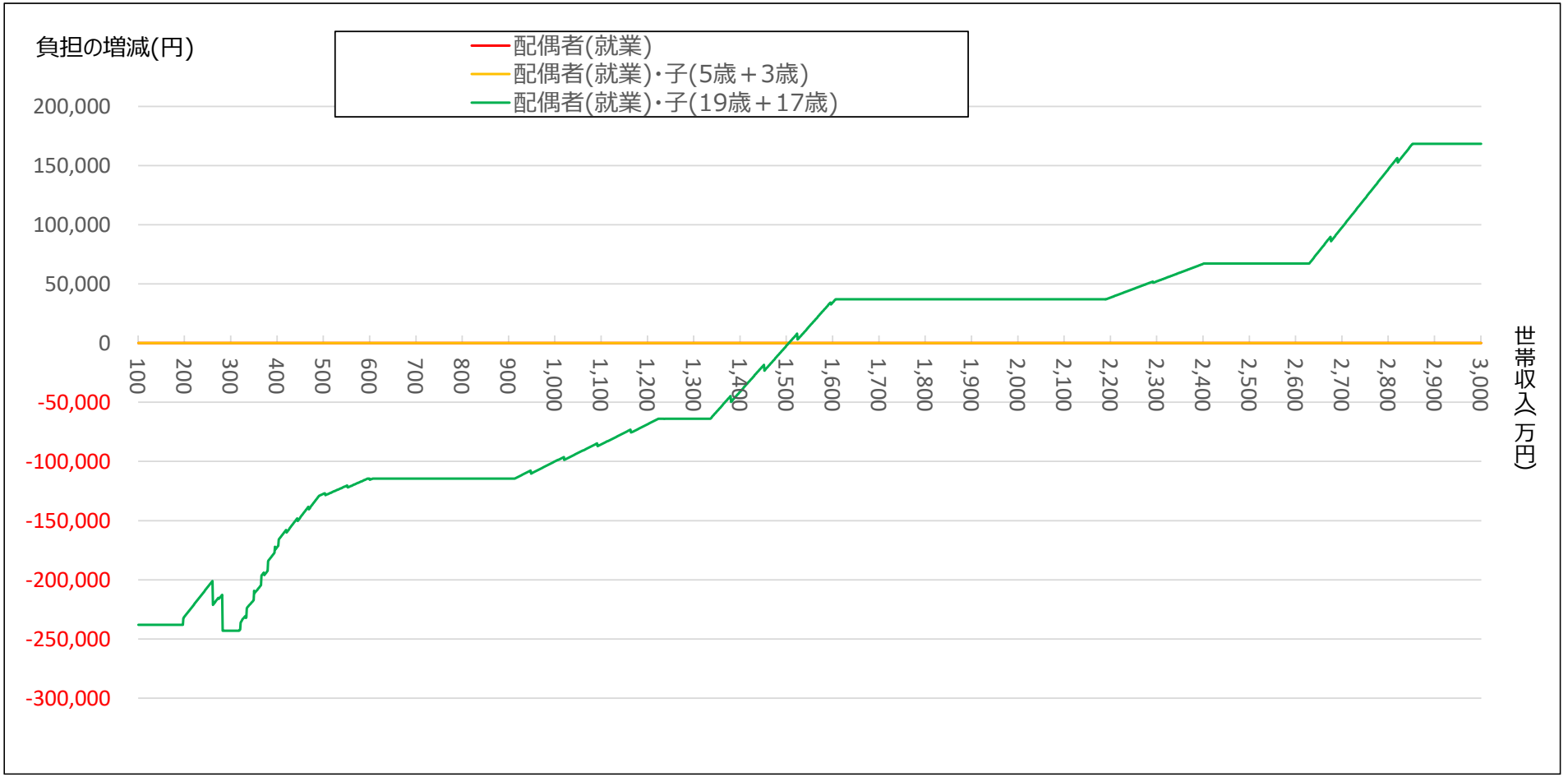
【6(1)扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし）】 グラフ1



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」はいずれも影響なし

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税　（扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし））

【6(1)扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし）】グラフ２



(注)「配偶者(就業)」、「配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)」はいずれも影響なし

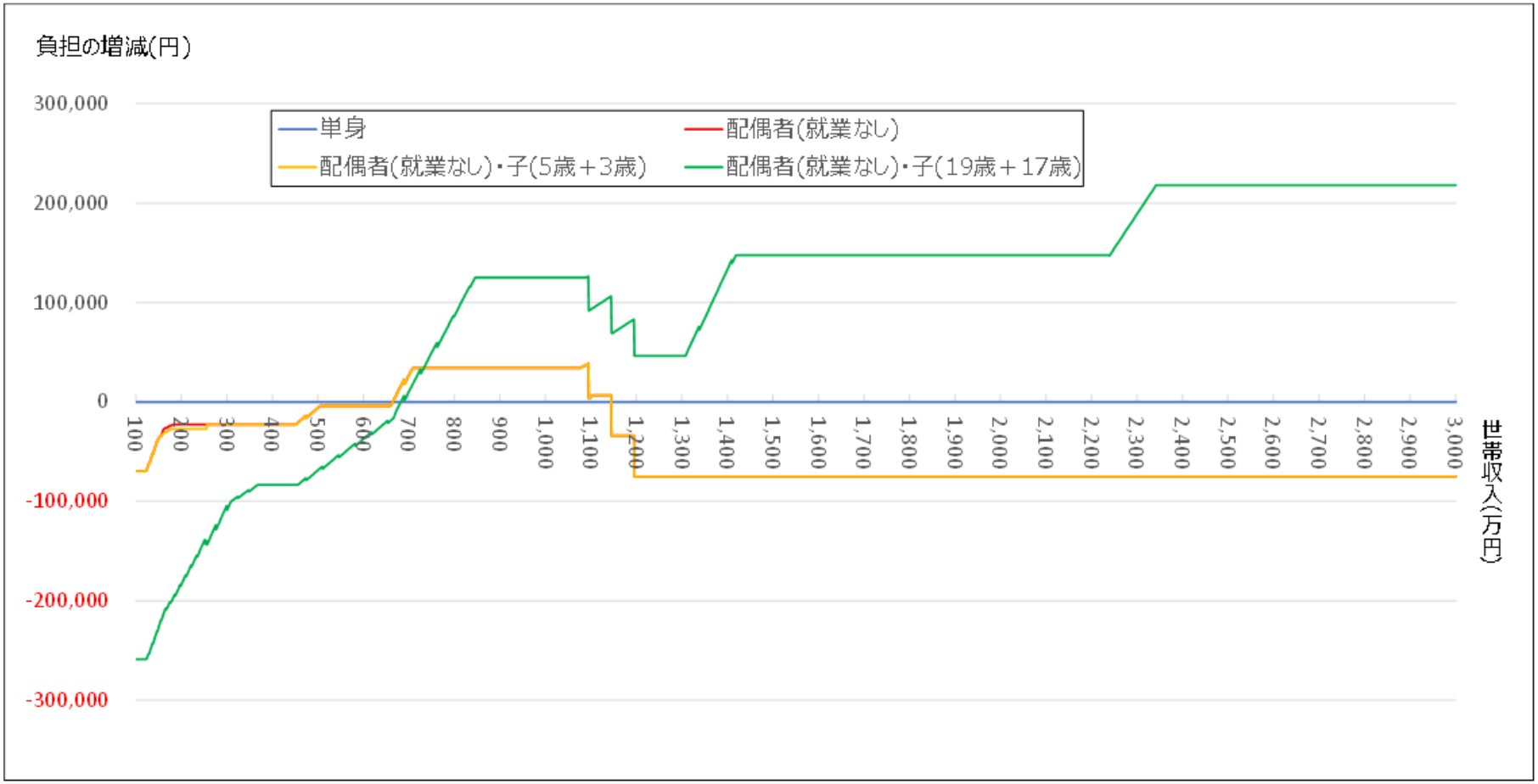
2 個人所得課税のシミュレーション調査

(9)【税収中立シナリオ - 2（給付付き税額控除＋税収中立）】

(４)所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし））

- 「配偶者(就業なし)」「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は、世帯収入663万円以下は減税、664万円～1,144万円は増税、1,145万円以上は減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入681万円以下は減税、682万円以上は増税。

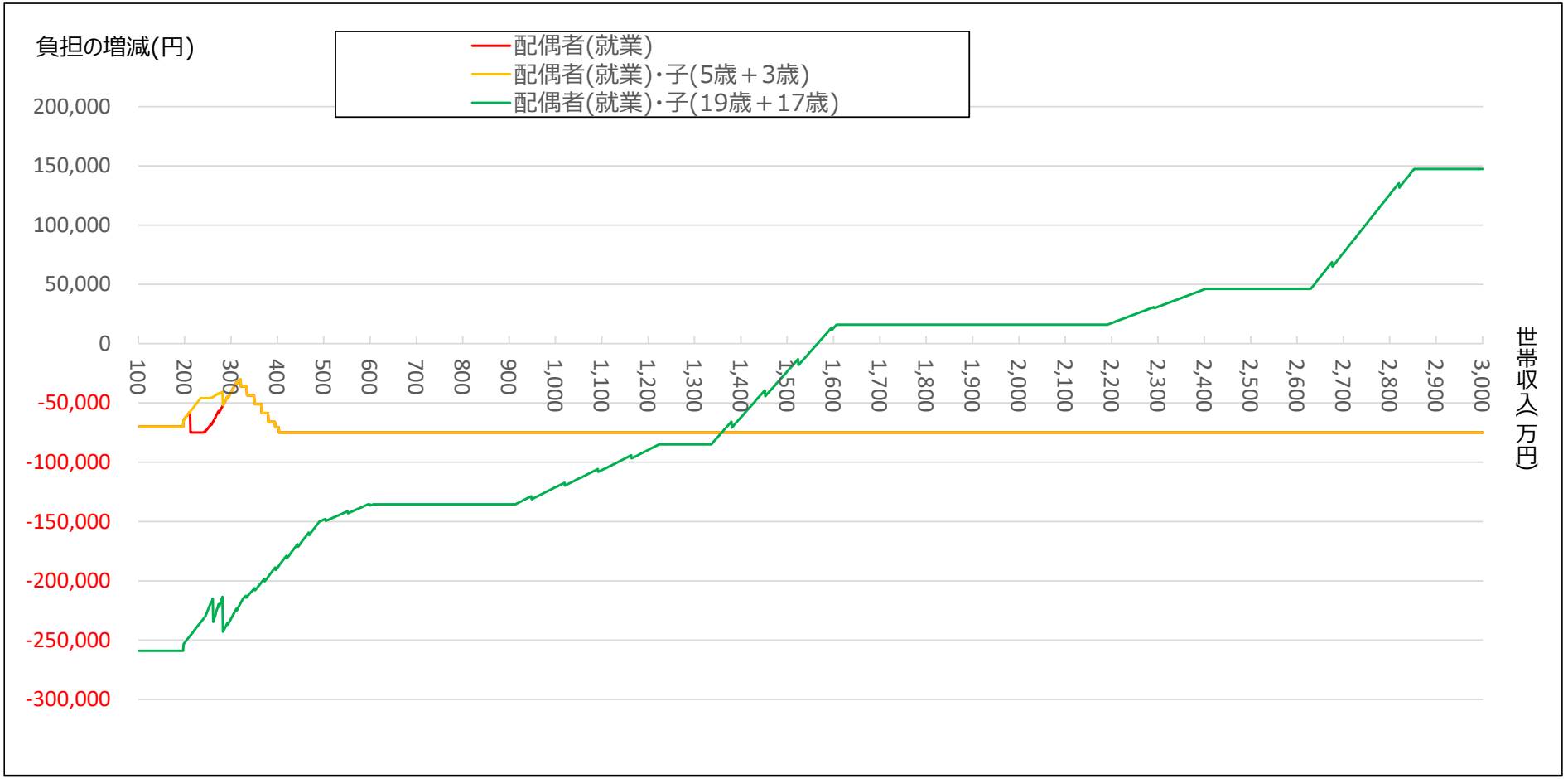
【6(2)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし）】 グラフ１



(注)単身は影響なし。「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は完全に同一

（４）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし））

【6(2)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者変更なし）】グラフ２



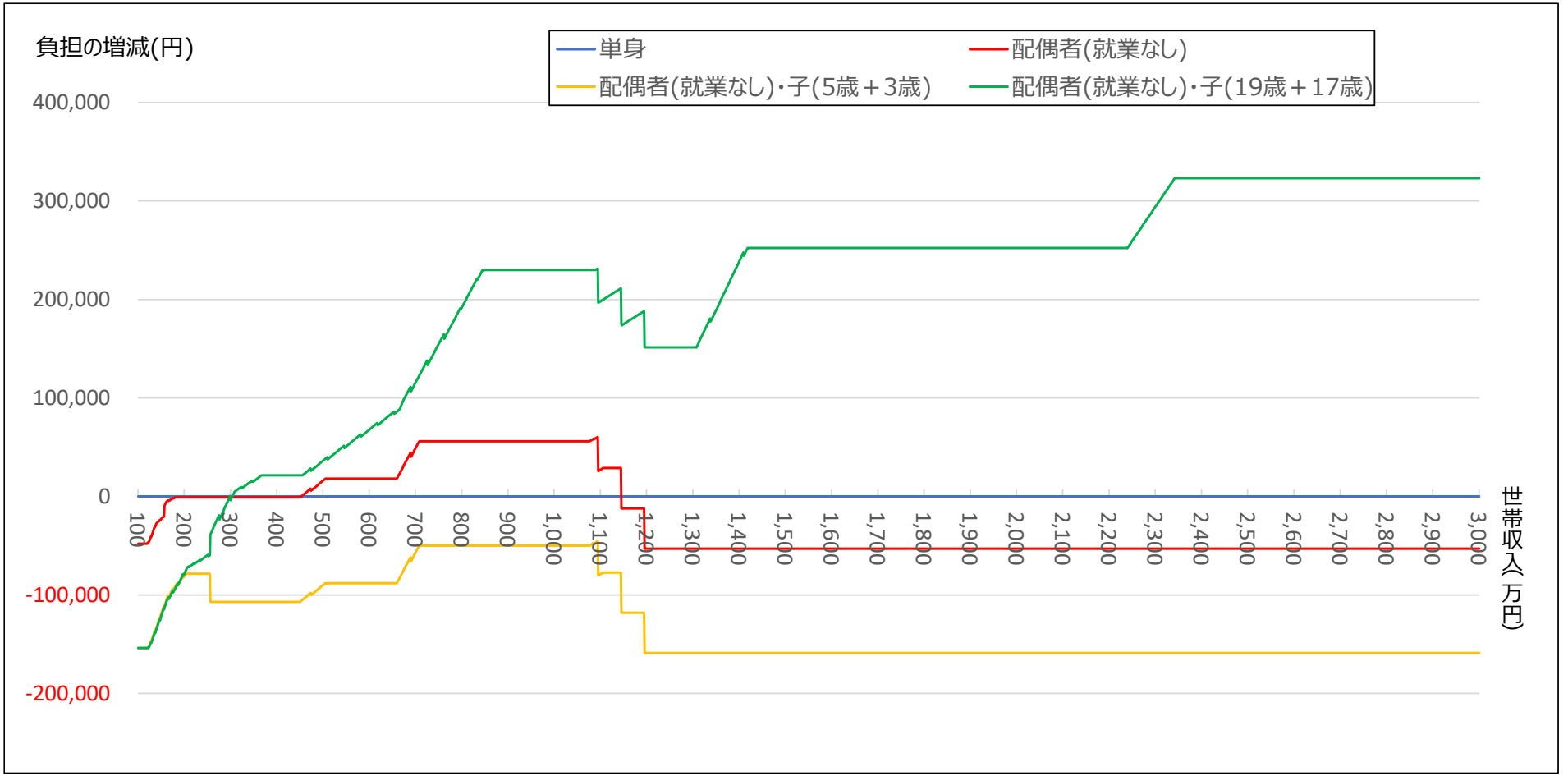
(注)「配偶者(就業)」、「配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)」はいずれも影響なし

（9）【税収中立シナリオ - 2（給付付き税額控除＋税収中立）】

（５）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む））

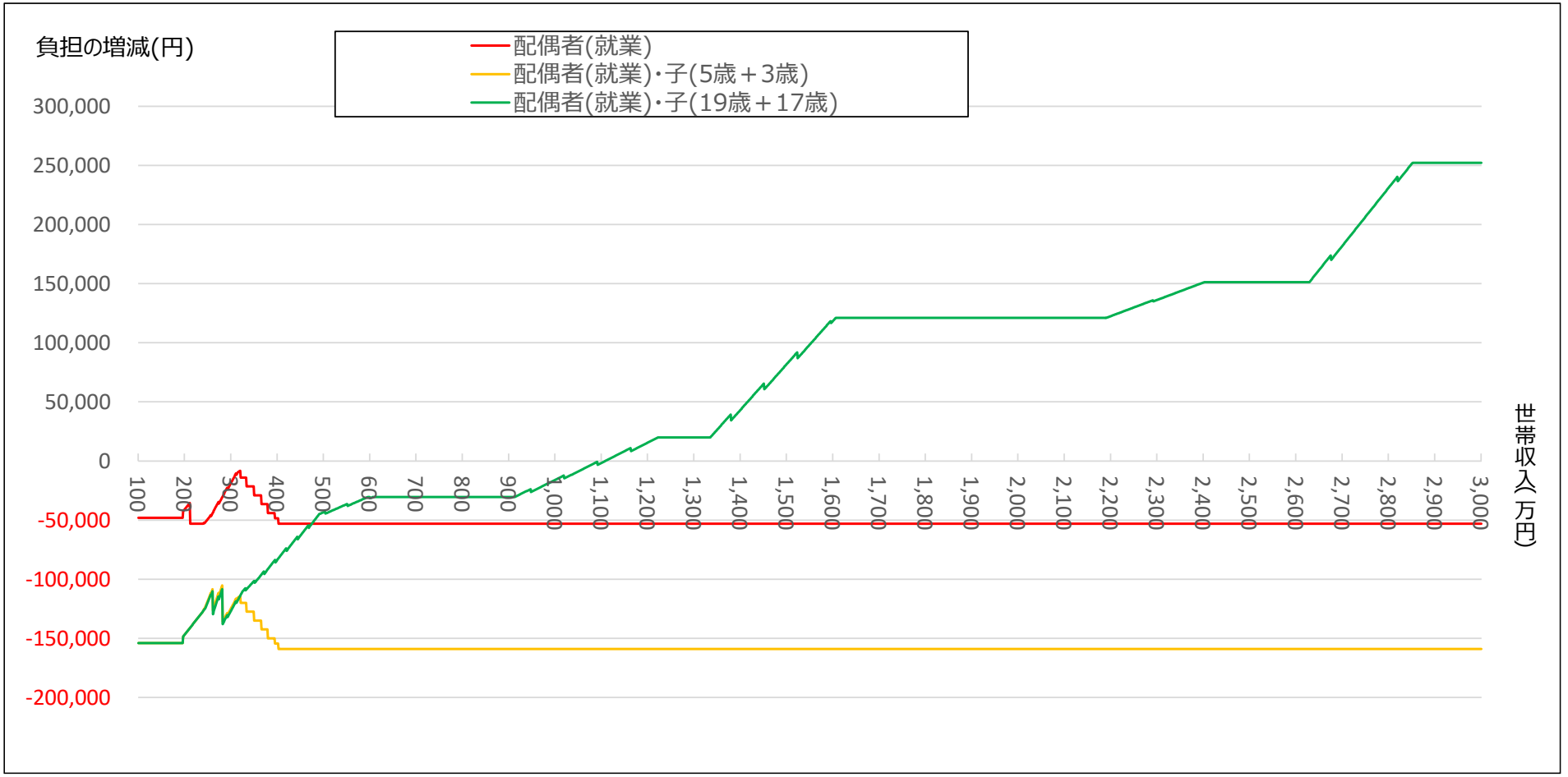
- 「配偶者(就業なし)」は世帯収入452万円以下は減税、453万円～1,144万円は増税、1,145万円以上は減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は、世帯収入に関わらず減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入303万円以下は減税、304万円以上は増税。

【6(3)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む）】 グラフ１



（５）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む））

【6(3)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（対象者拡大・15歳以下含む）】グラフ２

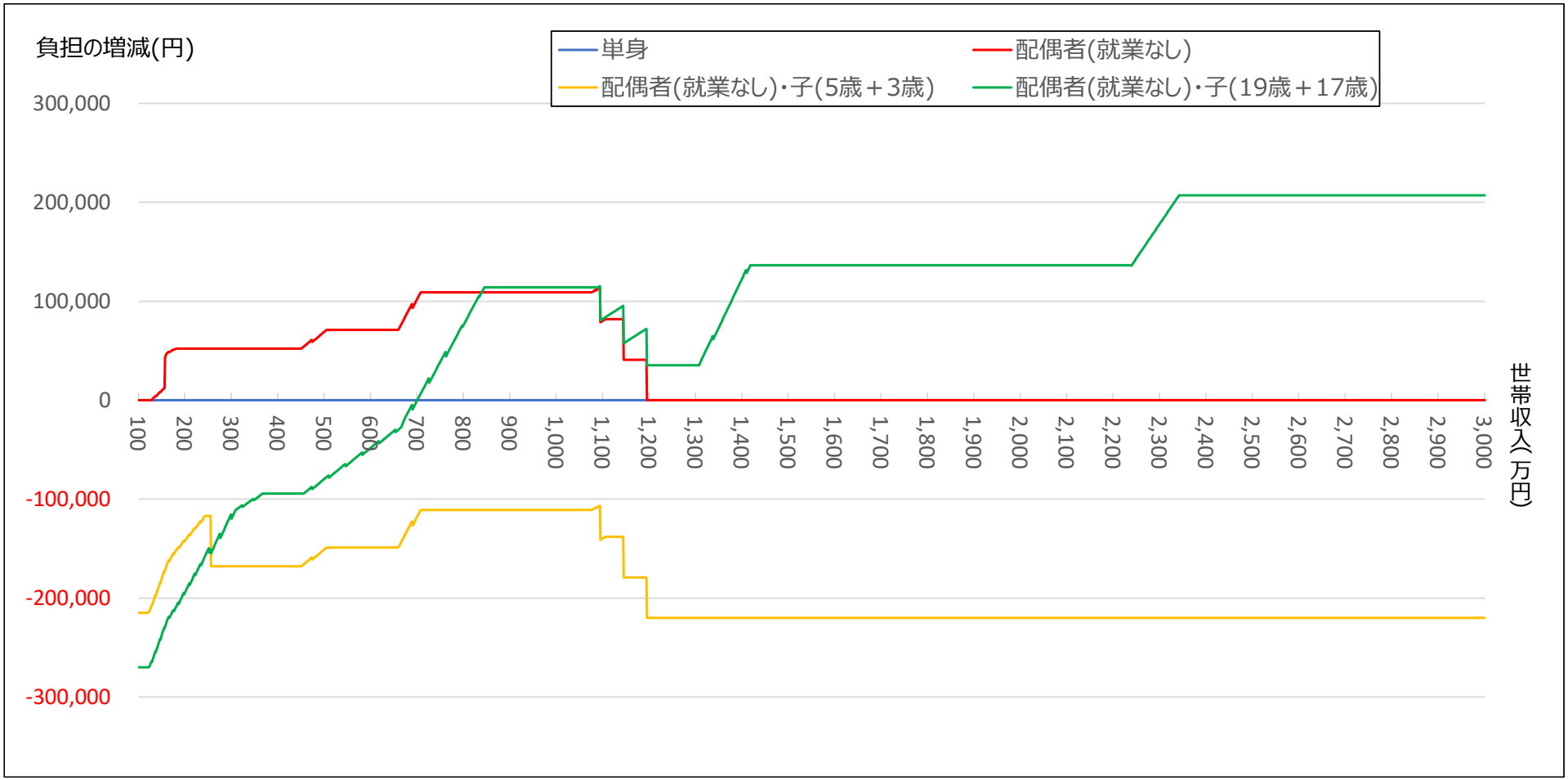


（9）【税収中立シナリオ - 2（給付付き税額控除＋税収中立）】

（６）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（22歳以下のみ））

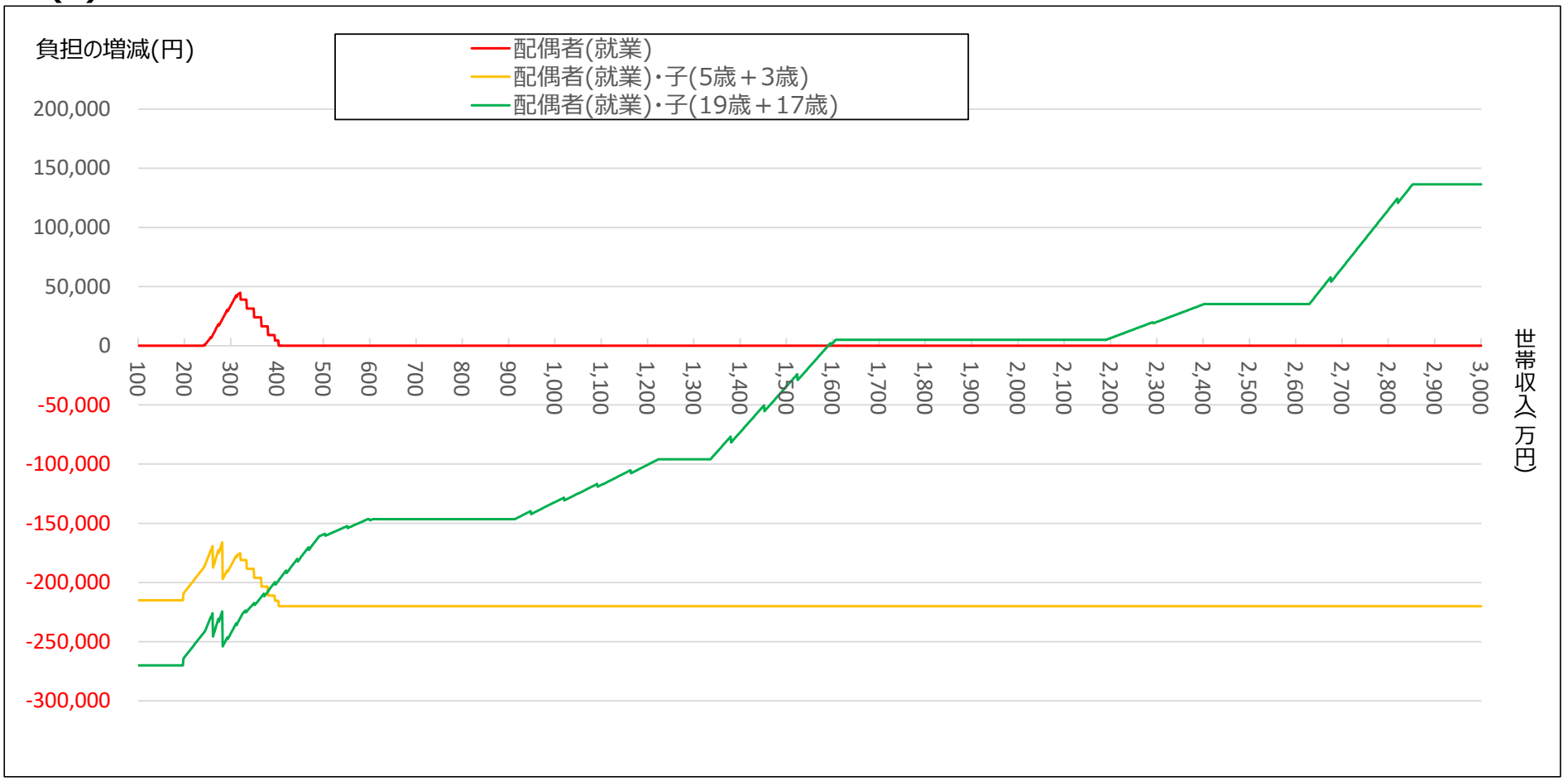
- 「配偶者(就業なし)」は世帯収入126万円～1,194万円は増税、1,195万円以上は変化なし。
- 「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は、世帯収入に関わらず減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入700万円以下は減税、701万円以上は増税。

【6(4)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（22歳以下のみ）】 グラフ１



（６）所得階層・世帯類型毎の増減税　（配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（22歳以下のみ））

【6(4)配偶者控除・扶養控除の廃止＋給付付き税額控除の導入（22歳以下のみ）】グラフ２



（10）【税収中立シナリオ - 3】

（１）条件設定

- 財政中立を保つ税制改革として、①米国の勤労税額控除同様の給付付き税額控除【7(1)】、②フランスのN分N乗方式同様の課税方式(扶養控除・配偶者控除等廃止)を採用する【7(2)】パターンをシミュレーションしている。いずれも、減税分は消費税率引き上げによって賄っている。
- いずれも子育て世帯に恩恵のある制度であるが、米国の勤労税額控除同様の給付付き税額控除は低所得世帯に恩恵がありジニ係数を引き下げ、N分N乗方式は高所得世帯に恩恵がありジニ係数を引き上げている。

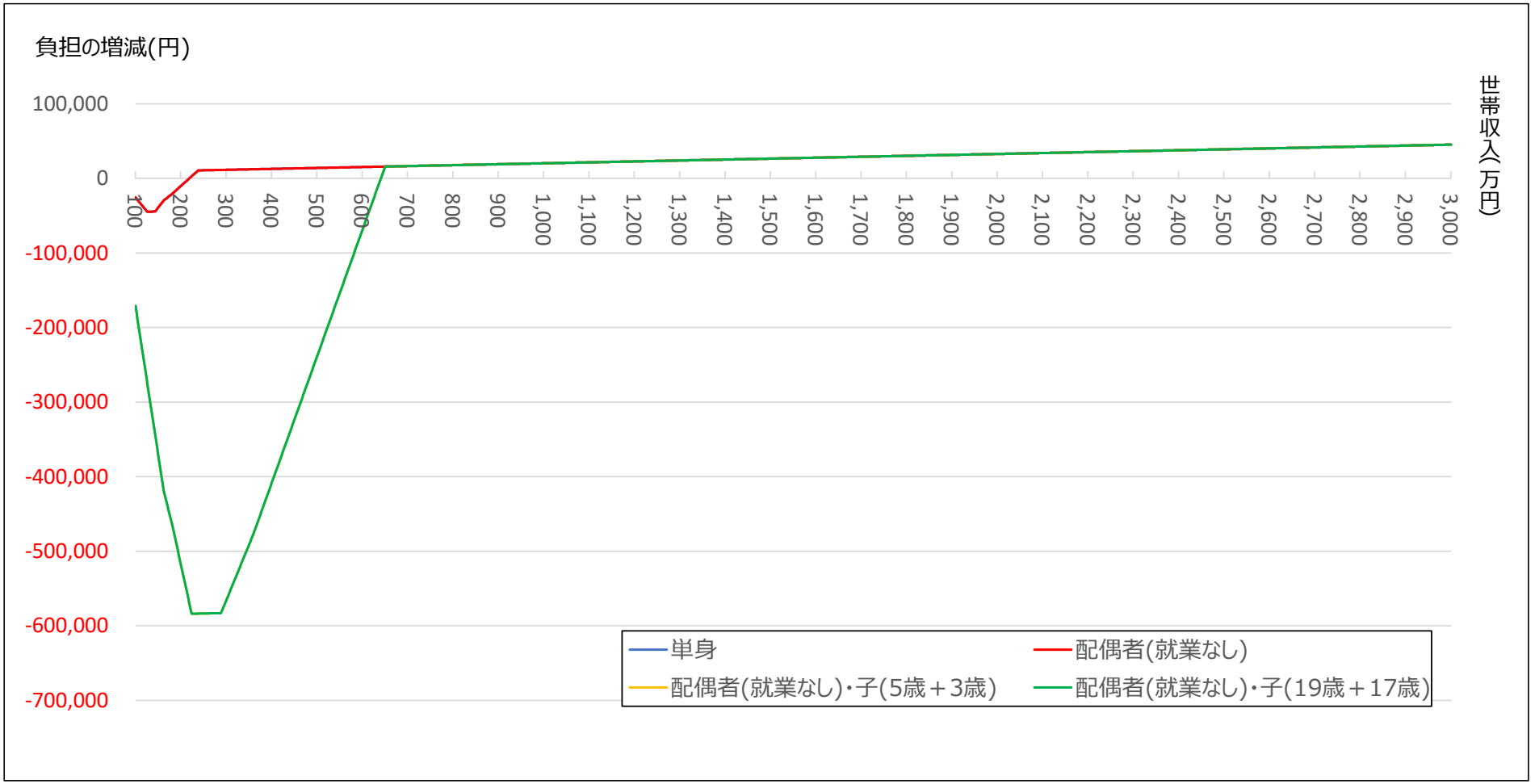
			7(1)	7(2)
税収中立			税収中立	税収中立
所得税	課税単位変更		変更なし	N分N乗(世帯)
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0
		16-18歳	0	0
		19-22歳	0	0
		配偶者	0	0
		所得制限	-	-
		還付	-	-
	税額控除(変動)	金額	米国EITCの0.6倍	なし
		還付	あり	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	廃止
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	廃止
住民税	課税単位変更		変更なし	変更なし
	税額控除(定額)	0-15歳	0	0
		16-18歳	0	0
		19-22歳	0	0
		配偶者	0	0
		所得制限	-	-
		還付	-	-
	税額控除(変動)	金額	なし	なし
		還付	-	-
	所得控除	配偶者控除・配偶者特別控除	変更なし	変更なし
		扶養控除(16-22歳)	変更なし	変更なし
消費税			0.5%引き上げ	2%引き上げ

(２)制度改正の影響

			7(1)	7(2)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税)				
世帯毎の増減税額合計	単身世帯		＋130億円	＋7,681億円
	夫婦のみ世帯		＋1,200億円	▲3,106億円
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		▲7,728億円	▲2兆4,596億円
ジニ係数(調整なし)	再配分所得(改革後)		0.3825	0.3995
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0038	＋0.0132
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整	再配分所得(改革後)		0.3378	0.3536
	再配分所得(改革前)との差		▲0.0050	＋0.0108
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	▲25,425	+41,000
		世帯収入500万円	＋14,000	+75,000
		世帯収入1,000万円	＋20,250	+81,000
		世帯収入2,000万円	＋32,750	+131,000
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	▲25,425	+60,000
		世帯収入500万円	＋14,000	+75,000
		世帯収入1,000万円	＋20,250	▲233,480
		世帯収入2,000万円	＋32,750	▲1,184,050
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	▲517,750	+60,000
		世帯収入500万円	▲239,236	+75,000
		世帯収入1,000万円	＋20,250	▲331,030
		世帯収入2,000万円	＋32,750	▲1,667,979
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	▲517,750	+64,264
		世帯収入500万円	▲239,236	+125,500
		世帯収入1,000万円	＋20,250	▲119,966
		世帯収入2,000万円	＋32,750	▲1,314,947

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税（勤労所得税額控除の導入＋消費税率0.5%引き上げ）

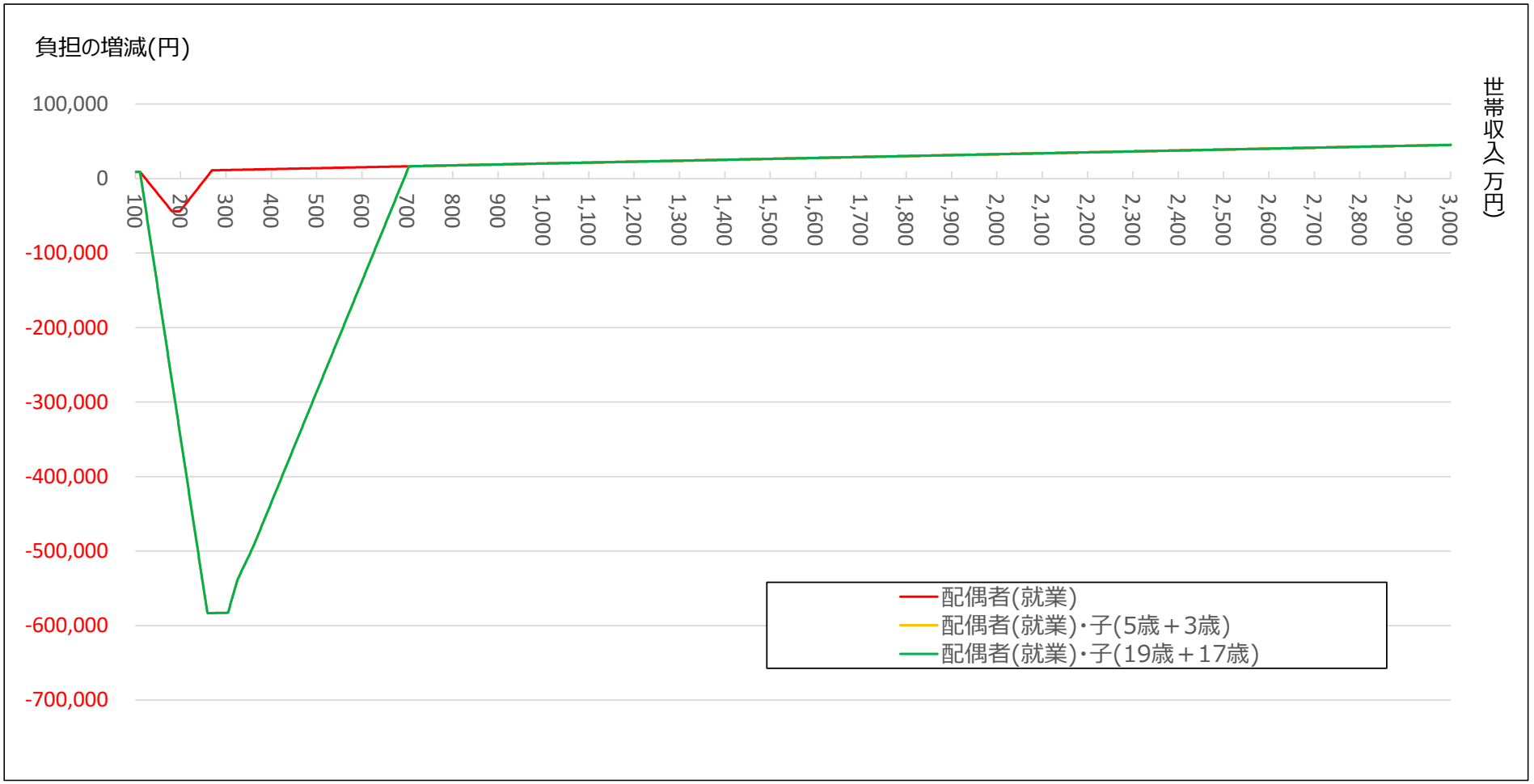
【7(1)勤労所得税額控除の導入＋消費税率0.5%引き上げ】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」は同一である。「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は同一である。

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税（勤労所得税額控除の導入＋消費税率0.5%引き上げ）

【7(1)勤労所得税額控除の導入＋消費税率0.5%引き上げ】 グラフ２

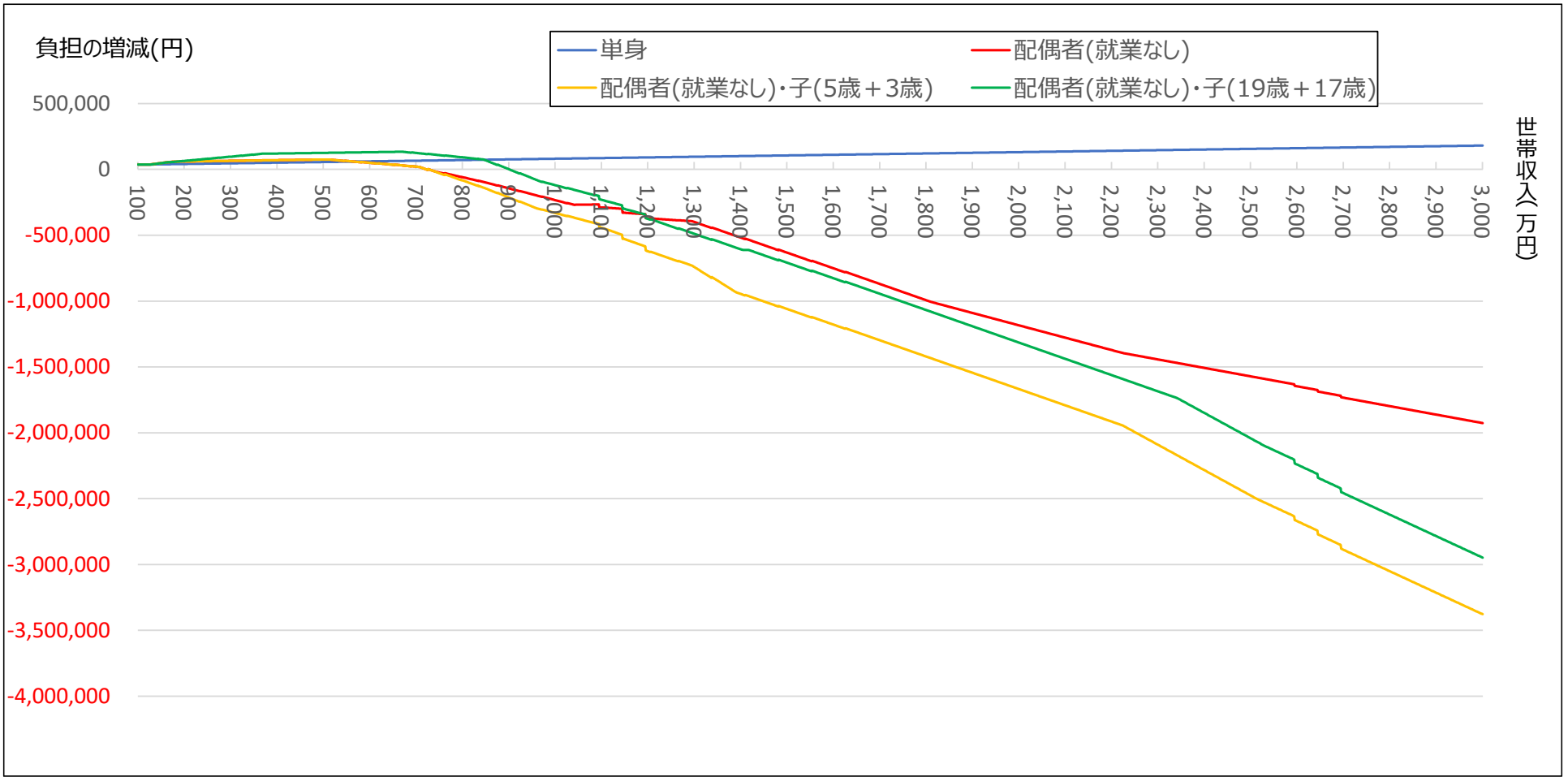


(注)「配偶者(就業)・子(5歳＋3歳)」「配偶者(就業)・子(19歳＋17歳)」は同一

（４）所得階層・世帯類型毎の増減税　（N分N乗法(世帯単位)の導入＋消費税率2%引き上げ）

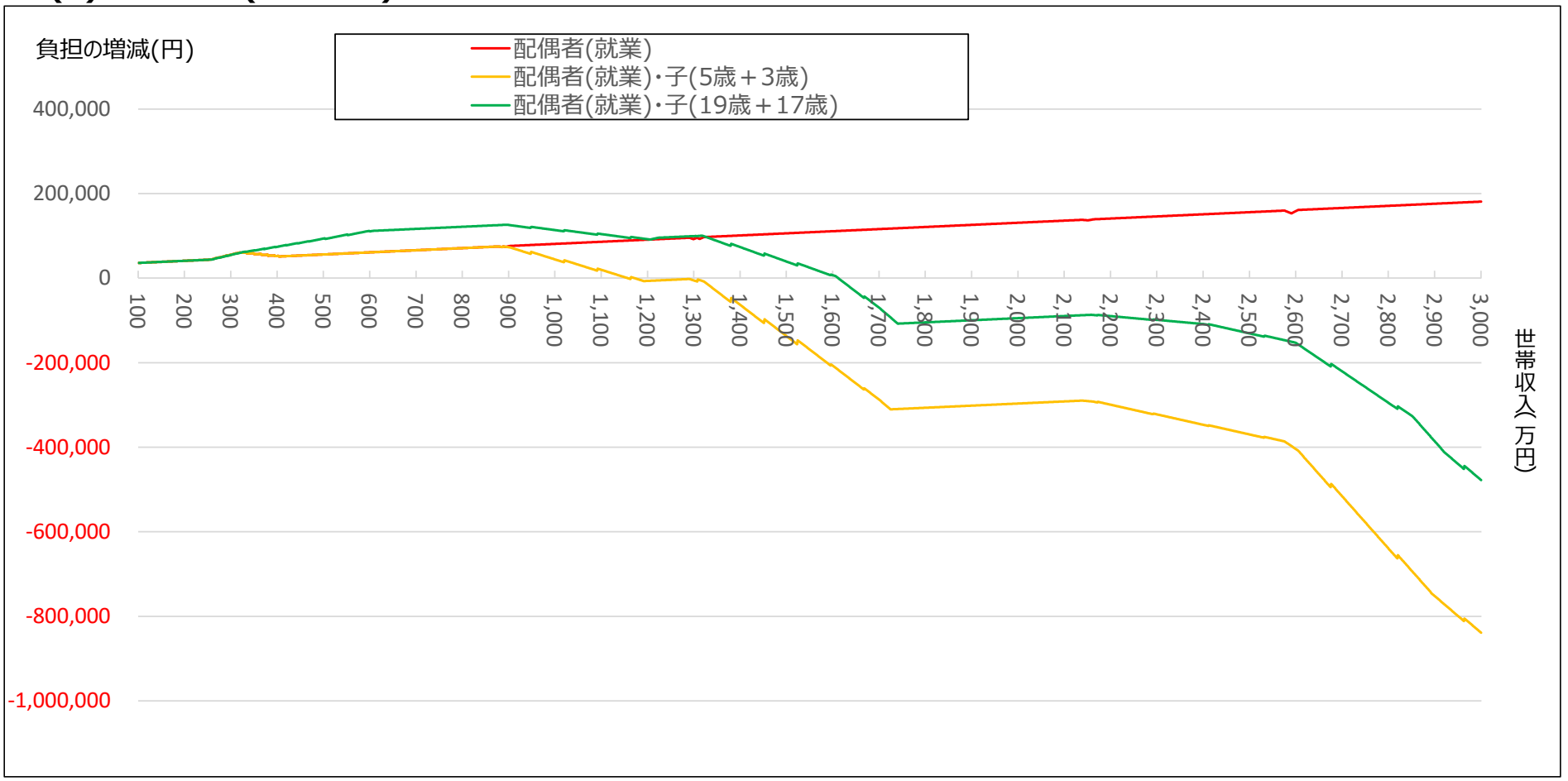
- 「単身」は世帯収入に関わらず増税。
- 「配偶者(就業なし)」「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は、世帯収入727万円以下は増税、728万円以上は減税。
- 「配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳)」は、世帯収入900万円以下は増税、901万円以上は減税。

【7(2)N分N乗法(世帯単位)の導入＋消費税率2%引き上げ】 グラフ１



（４）所得階層・世帯類型毎の増減税　（N分N乗法(世帯単位)の導入＋消費税率2%引き上げ）

【7(2)N分N乗法(世帯単位)の導入＋消費税率2%引き上げ】グラフ２



（11）【税収中立シナリオ - 4】

（1）条件設定

- **財政中立を保つ税制改革として、こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小を行う。また、月500円の支援金を医療保険料に上乗せして徴収する(医療保険の被保険者が対象)。**
- **子育て世帯に恩恵のある制度改正であるが、現行制度において児童手当の対象外となっている高所得者の恩恵が大きい。ジニ係数は上昇している。**

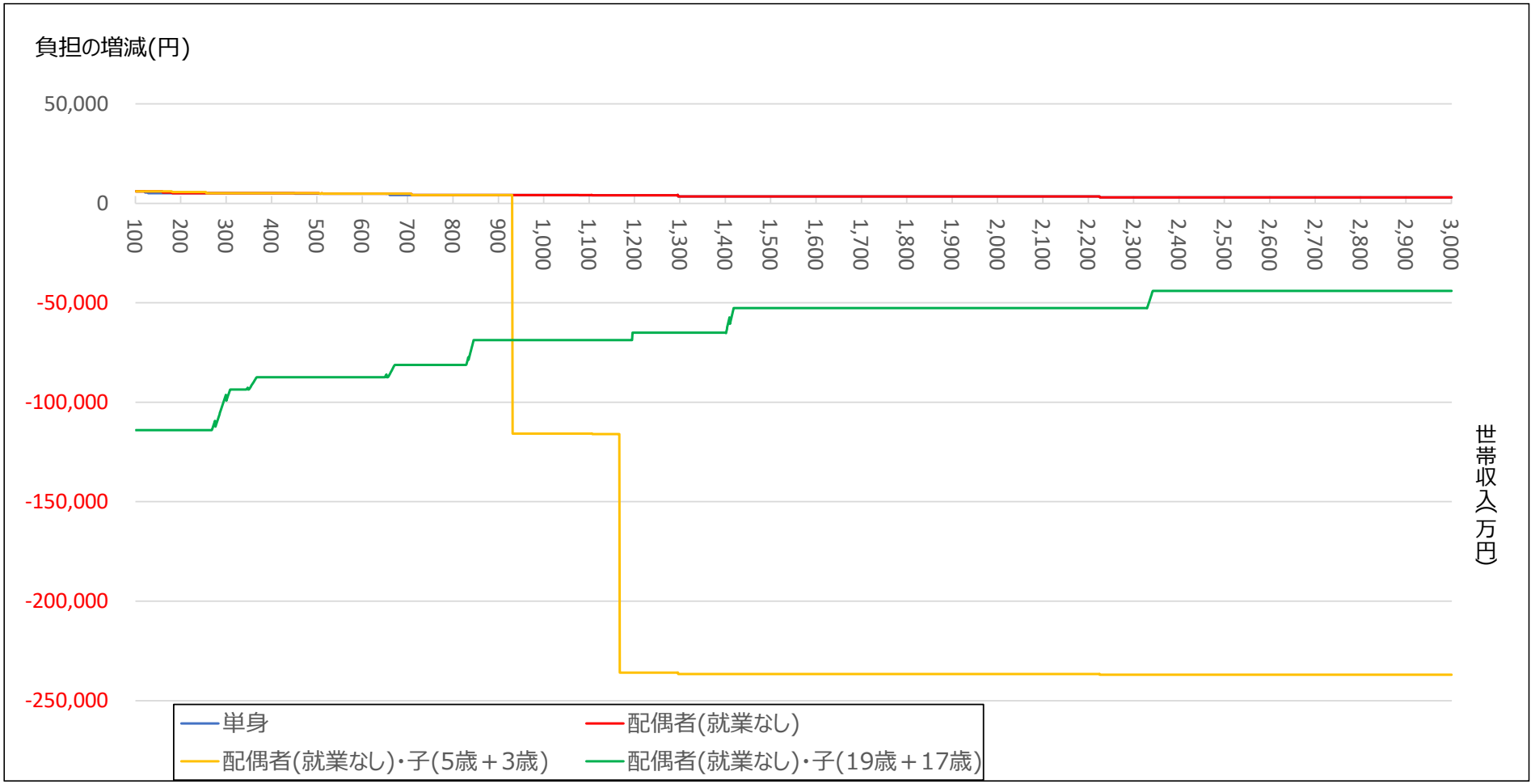
			現行制度	拡充制度
児童手当	0～2歳	第1子・第2子	月1万5,000円	月1万5,000円
		第3子以降	月1万5,000円	**月3万円**
	3歳～小学生	第1子・第2子	月1万円	月1万円
		第3子以降	月1万5,000円	**月3万円**
	中学生	第1子・第2子	月1万円	月1万円
		第3子以降	月1万円	**月3万円**
	高校生	第1子・第2子	なし	**月1万円**
		第3子以降	なし	**月3万円**
	（共通）所得制限		あり	**なし**
扶養控除	0～15歳		なし	なし
	16～18歳	所得税	38万円	**25万円**
		住民税	33万円	**12万円**
	19～22歳	所得税	63万円	63万円
		住民税	45万円	45万円

(２)制度改正の影響

			7(3)
制度改正に伴う増減収(プラスが増税、マイナスが減税)			
世帯毎の増減税額合計	単身世帯		＋905億円
	夫婦のみ世帯		＋633億円
	子育て世帯(22歳以下の子どもがいる世帯)		▲6,217億円
ジニ係数(調整なし)	再配分所得(改革後)		0.3879
	再配分所得(改革前)との差		＋0.0016
ジニ係数(等価) ※世帯人員で調整	再配分所得(改革後)		0.3434
	再配分所得(改革前)との差		＋0.0006
単身世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	+5,100
		世帯収入500万円	+4,800
		世帯収入1,000万円	+4,200
		世帯収入2,000万円	+3,420
夫婦のみ世帯への影響(増減税額)		世帯収入200万円	+5,100
		世帯収入500万円	+4,800
		世帯収入1,000万円	+4,200
		世帯収入2,000万円	+3,420
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※5歳＋3歳		世帯収入200万円	+5,700
		世帯収入500万円	+5,100
		世帯収入1,000万円	▲115,800
		世帯収入2,000万円	▲236,580
夫婦(片働き)＋子2人世帯への影響(増減税額) ※19歳＋17歳		世帯収入200万円	▲114,000
		世帯収入500万円	▲87,400
		世帯収入1,000万円	▲68,800
		世帯収入2,000万円	▲52,680

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税

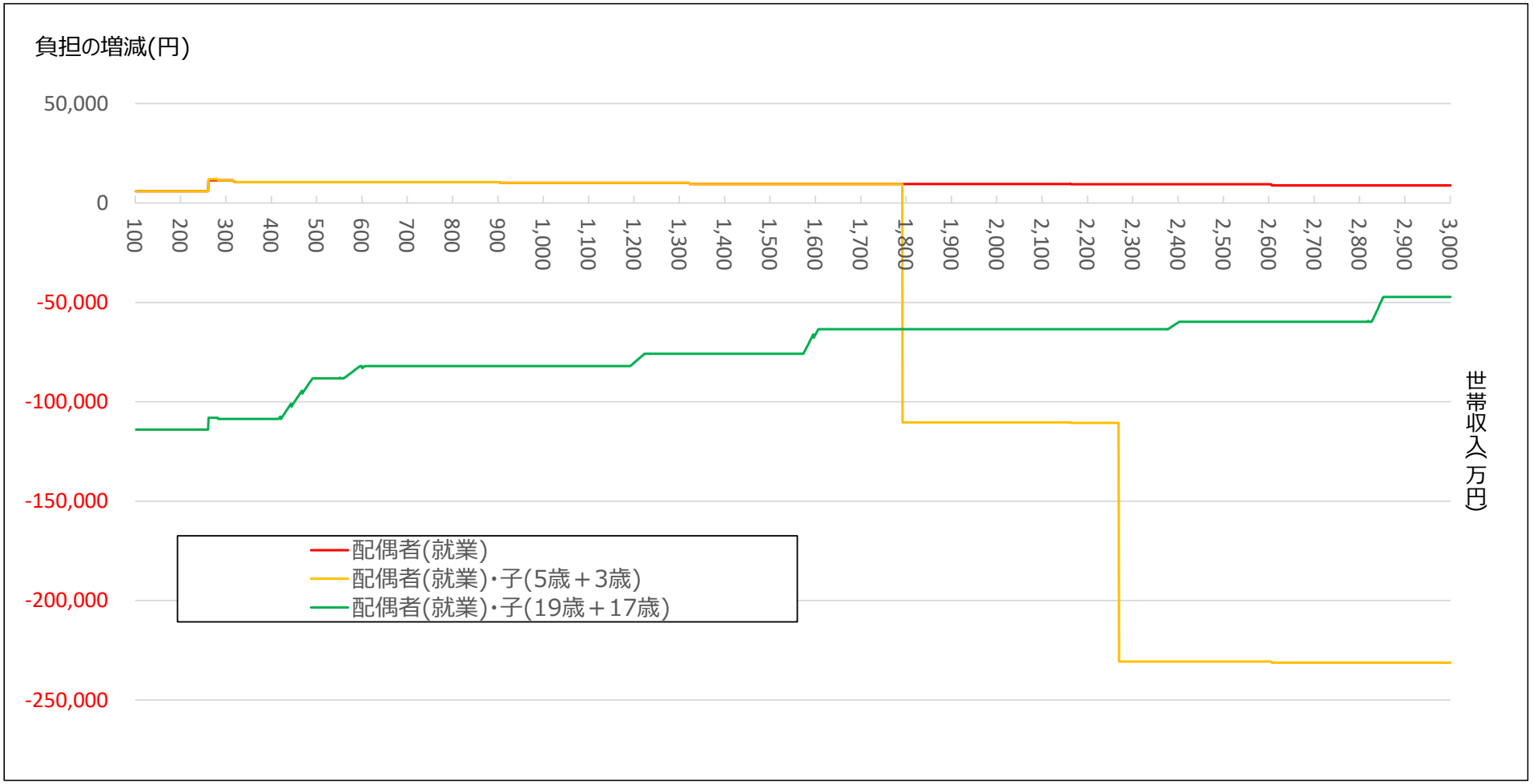
【7(3)こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入】 グラフ１



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」は同一である。「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は同一である。

（３）所得階層・世帯類型毎の増減税

【7(3)こども未来戦略による児童手当拡充・扶養控除縮小・支援金導入】 グラフ２



(注)「単身」、「配偶者(就業なし)」は同一である。「配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳)」は同一である。

Ⅲ　まとめ・日本への示唆

3 まとめ・日本への示唆

（1）調査対象国における少子化対策・子育て支援策

調査対象国における少子化対策・子育て支援策

- **調査対象国のうち、少子化対策を政策として位置づけているのはフランスのみである。**

	少子化対策の位置づけ	家族関係社会支出対GDP比(2019年)	税制				現金給付	
			課税単位の変更	子育て関連費用の控除	子どもを対象とした減免措置	世帯構成に応じた減免措置(子どもの考慮)	子どもを対象とした手当	世帯構成に応じた手当(子どもの考慮)
フランス	○	3.4% (税制0.7%)	N分N乗方式	保育費用・教育費(税額控除)			あり	
ドイツ	△(直接的に少子化対策ではない)	3.2% (税制0.8%)	2分2乗方式(※)	保育費用・教育費(所得控除)	児童扶養控除(所得控除)		あり (所得控除といずれか)	
イギリス	×	2.5% (税制0.1%)			児童税額控除(給付付き税額控除)	勤労税額控除(給付付き税額控除)	あり	あり (給付付き税額控除といずれか)
スウェーデン	△(直接的に少子化対策ではない)	3.4% (税制0.0%)					あり	
アメリカ	×	1.1% (税制0.4%)	2分2乗方式(※)	保育費用(税額控除)	児童税額控除(給付付き税額控除)	勤労所得税額控除(給付付き税額控除)		
カナダ	×	1.9% (税制0.1%)		保育費用(所得控除) 授業料(税額控除)		カナダ勤労給付(給付付き税額控除) GST/HSTクレジット(給付付き税額控除)	あり	
日本	○	1.9% (税制0.2%)			扶養控除(所得控除)		あり	

(2)シミュレーション調査からの示唆

シミュレーションからの示唆

項目		内容
所得格差	所得控除から税額控除への転換	所得控除を税額控除に転換することは一般的には所得格差を是正するものである。ただし、現状において**所得制限がかけられている控除(配偶者控除・配偶者特別控除、基礎控除等)を廃止あるいは縮小する場合には、現行制度において対象外となっている高所得者世帯の負担を増加させず、中所得者世帯(所得制限の上限に近い世帯)の負担を増やす**。**4(3)、4(5)、4(6)** 配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除(16-19歳)を財源として、1-15歳の税額控除を導入することが考えられるが、この場合には配偶者のみの中間所得者世帯や16-22歳以上の子どもがいる中間所得者・高所得者世帯から、1-15歳の子どもがいる世帯に所得移転がなされる。**5(3)、6(3)、6(4)**
	勤労所得税額控除 N分N乗方式	諸外国の制度のうち、**勤労所得税額控除は所得格差を縮小**し、**N分N乗方式は大きく拡大**させる。**3(5)、3(6)、7(1)、7(2)**
	社会保険料への上乗せ	社会保険料控除を維持することを前提とすると、**所得税の限界税率が低い高所得者の負担が小さく**なる。**4(8)**
就労インセンティブ	N分N乗方式と就労	一定の世帯収入があることを所与とする場合、現行の個人単位課税のもとで他の世帯員の収入に対する限界税率と、世帯単位のN分N乗方式での他の世帯員の収入に対する限界税率が異なる。 ⇒就労を阻害するおそれ。 ただし、就労インセンティブへの影響は、収入によって異なる。 ● **収入が低い場合には、N分N乗方式(世帯単位)の限界税率の方が高い。** ● **収入が高く世帯人員が多い場合にはN分N乗方式(世帯単位)の方が限界税率が低い。**。 収入が低い場合の就労インセンティブへの悪影響を防ぐうえでは、**個人単位のN分N乗方式の導入の効果**がある。

（3）少子化対策に向けて採るべき方策

（1）少子化対策に向けた施策に共通する事項（総論）

目的の明確化	子育て世帯に対する支援の全てが「少子化対策」と繋がるわけではない。子育て世帯に対する支援としては、①子どもを有する家庭の支援、②子どもの貧困対策、③少子化対策(出生率向上)が挙げられる。 ➢ ①②を主目的としない場合には、所得制限、格差拡大(「高所得者に有利な制度」等)の指摘は必ずしも妥当しない。 ⇒ただし、**格差拡大是正措置は別途必要である可能性(フランスの富裕層に対する特別税、アメリカのメディケア税追加分等)**
施策の効果検証	厳しい財政状況の下で限られた財源を有効に活用することが不可欠であり、少子化対策に向けて実際に効果のある施策に重点的に財源の配分を行うことが重要である。そのためには、これまで実施されてきた各種施策の効果検証を実施することが必要である。 ➢ アメリカでは、EITC受給者の就業状況、賃金、経済的安定性、子どもの健康などへの効果について検証が行われ、それが政策立案の参考となっている。 ➢ ドイツでは、希望出生率の実現に効果のある施策の検証が行われている。
制度の内容とそれを実現する手段の選択の区分	受給者にとっては、現金給付の形式であっても、税額控除の形式であっても受給額は変わらない。他方、行政にとっては、①事務実施体制、②法的整理、③国民・議会から理解を得ることの容易さが異なる。 そのため、税制措置ありきの検討ではなく、①現金給付・税制措置を併せた子ども・世帯あたりの支援規模の検討、②支援を現金給付・税制措置のいずれで実施するのが良いのかを検討することが望ましい。

(3)少子化対策に向けて採るべき方策

(2)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 所得控除(人的控除)の廃止＋税額控除の導入

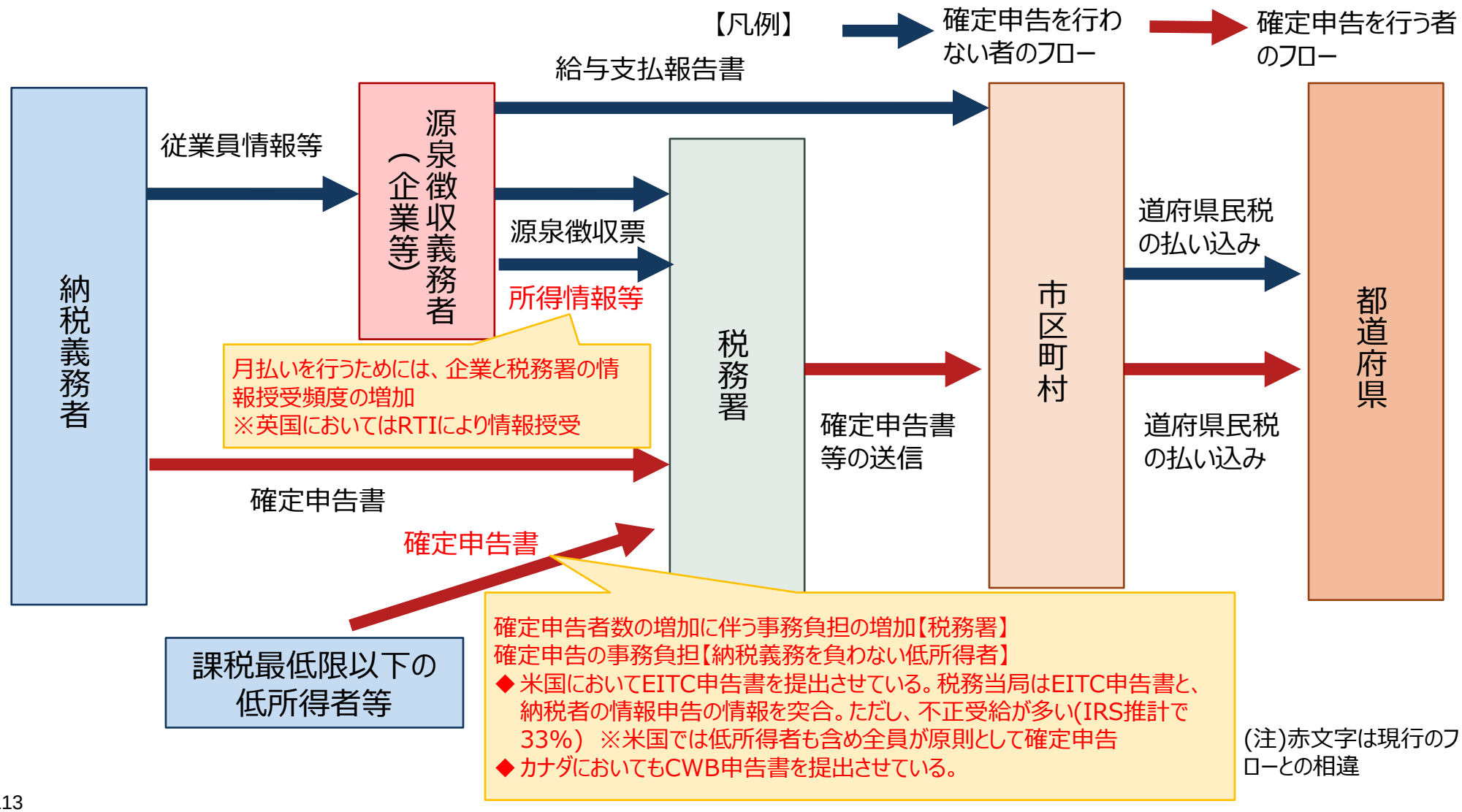
所得控除(人的控除)を廃止し、代わりに税額控除を導入する。これにより、高所得者に有利な制度を是正することができる。
当該措置は、以下の3点に分けられるところ、それぞれについての課題を整理する(③は制度の組み方による)。

- ①所得控除(人的控除)の廃止、②(現金給付でなく)税額控除の導入、③所得と税額控除額の連動

	実体面の課題	手続面の課題
所得控除(人的控除)の廃止	● 憲法13条・25条の規定に照らすと、最低生活費を侵害しない税制を構築する必要がある。 ⇒ただし、立法府には広範な裁量が認められる。 ● 現行税制において所得制限の対象となる高所得者は負担しない ⇒ 給付において高所得者も対象とすると格差拡大の可能性。 ● **少子化対策の財源は、消費増税が最も望ましいと思料**(ただし政治的に難しい)	● 特になし。 ✓ 納税者・源泉徴収義務者・税務当局にとって事務負担が軽減されるメリットがある。
税額控除の導入	● **税額控除の適用は原則として課税年度単位となり、月単位等きめ細かい支援は困難** ✓ 所得控除との比較では、所得格差縮小・ジニ係数低下につながる	● 新たに採る方策により生じる事務負担、収入の時期と軽減の効果を得られる時期のタイムラグ等を考量することが重要。
収入・家族構成と税額控除額の連動	● 特になし	● 税務当局は、**課税最低限以下の者を含む所得情報等の正確な補足と管理等が必要** ● 仮に課税年度途中に税額控除(給付)するためには、①前払いでの概算払い、②収入情報等のリアルタイムでの把握のいずれかが必要。①は過去のアメリカの例だが不正等の問題から廃止された。②はイギリスの例だがシステム構築が必要となる。

(3)少子化対策に向けて採るべき方策

(2)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 所得控除(人的控除)の廃止＋税額控除の導入



(注)赤文字は現行のフローとの相違

(3)少子化対策に向けて採るべき方策

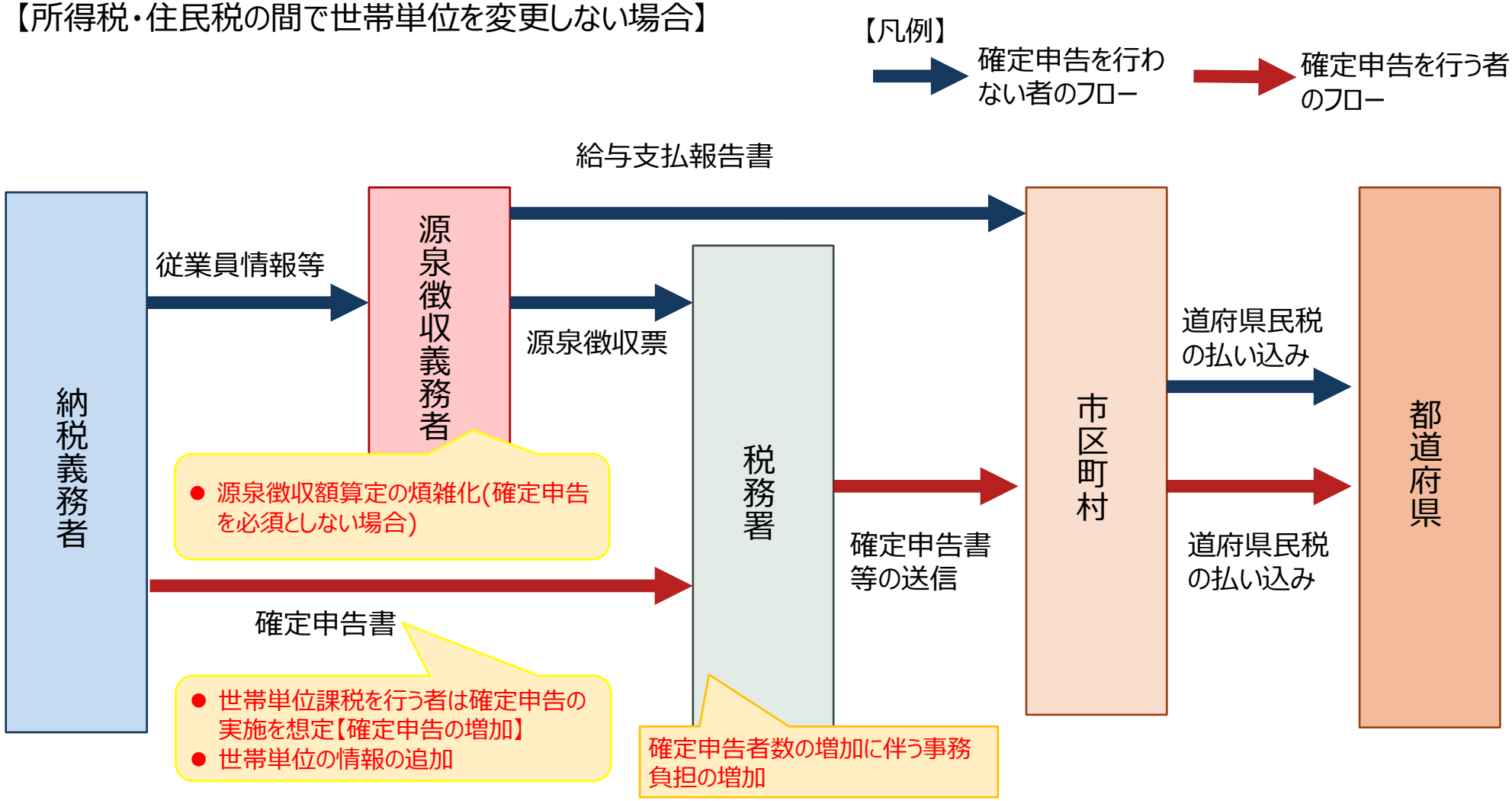
(3)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 世帯単位課税の導入

世帯単位課税(2分2乗方式・N分N乗方式)の導入による課題を整理する。
①世帯単位課税の導入そのものの課題、②世帯人員等による分割の実施(合算非分割でなく合算分割を適用)に分けて検討。

	実体面の課題	手続面の課題
世帯単位課税の導入	● プライバシーの問題や我が国においても家制度の廃止に合わせて世帯単位課税から個人単位課税に移行した経緯についても考慮が必要。	● **税務当局が家族構成・世帯所得を全て把握する**ことが必要。現状では世帯単位の家族構成・所得情報を把握できていないために、納税者の申告が必要(不正調査では自治体を含む情報連携も必要)。**源泉徴収義務者の義務とすると、源泉徴収義務者の事務が増加**。 ● **所得税で課税単位を変える場合には、住民税においても課税単位の変更が必要**。(現行のフローを前提とする場合) ➢ 住民税は一定税率であり、納税者にとって問題は生じない。 ➢ 異なる市区町村に住む者が世帯合算する場合に、別々の市区町村でそれぞれ課税するか(同一市区町村のみ合算)、特定の市区町村で課税するか課題。※米国は州によってルールが異なる。
世帯人員等による分割の実施	● 高所得者・片働き世帯の恩恵が大きい一方、低所得者・共働き世帯は恩恵は限定的。	● 特になし

(3)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 世帯単位課税の導入

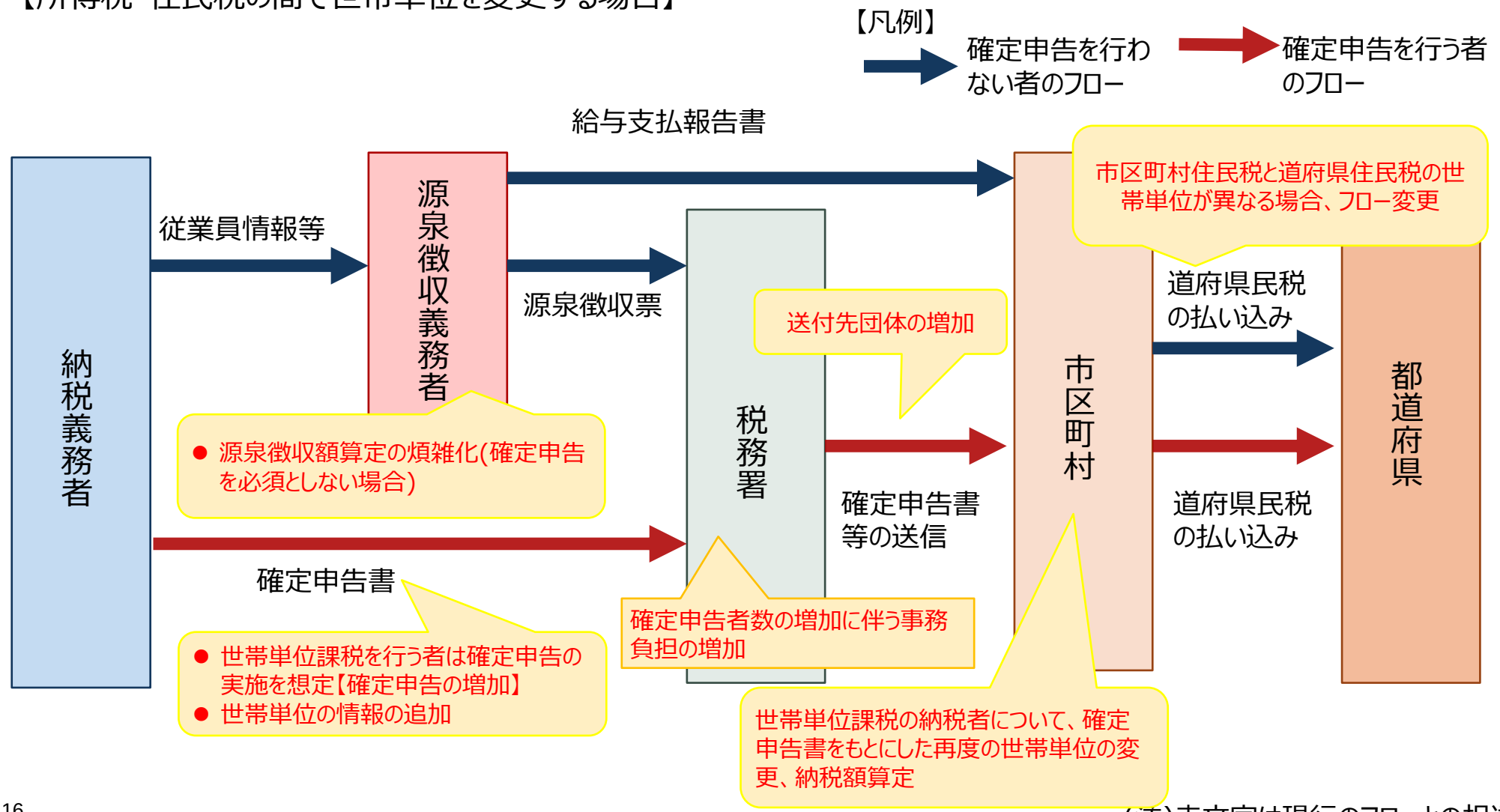
【所得税・住民税の間で世帯単位を変更しない場合】



(注)赤文字は現行のフローとの相違

(3)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 世帯単位課税の導入

【所得税・住民税の間で世帯単位を変更する場合】



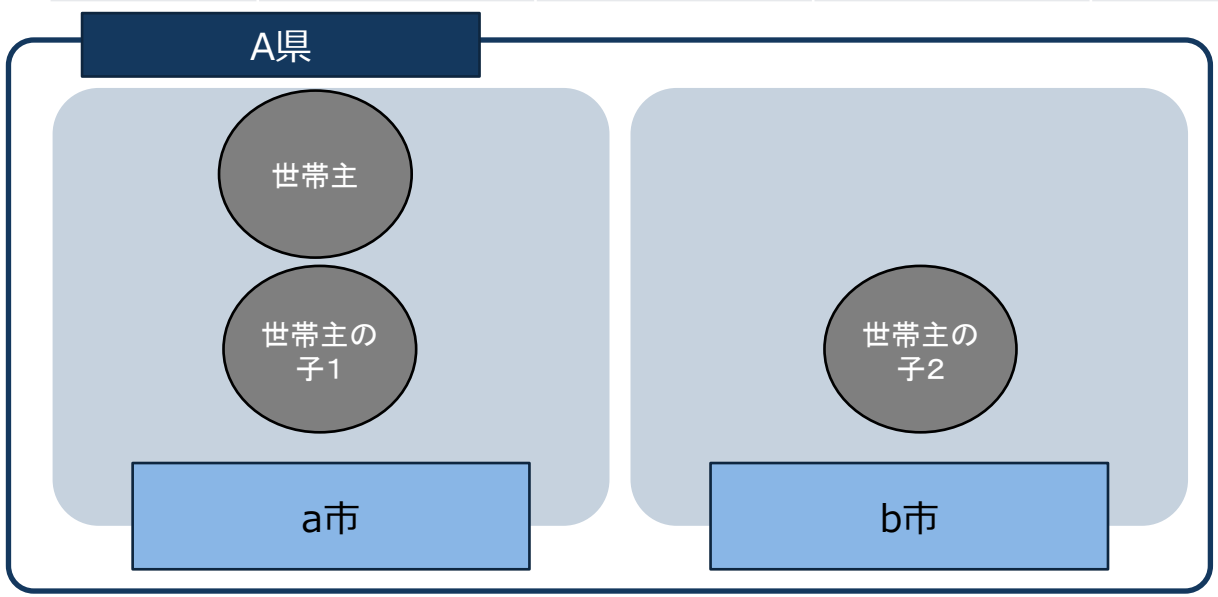
(注)赤文字は現行のフローとの相違

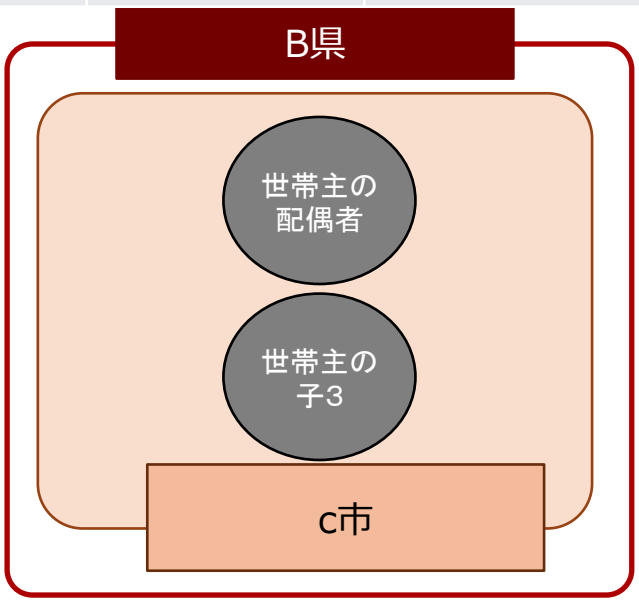
(3)少子化対策に向けて採るべき方策

(3)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 世帯単位課税の導入

【国税・地方税の間で世帯単位の変更が考えらえる家族構成(参考)】

	所得税	住民税(都道府県)		住民税(市区町村)		
		A県	B県	A県a市	A県b市	B県c市
パターン1 (国税・地方税は統一)	➢ 世帯主・配偶者・子1・子2・子3	➢ 世帯主・配偶者・子1・子2・子3		➢ 世帯主・配偶者・子1・子2・子3		
パターン2	➢ 世帯主・配偶者・子1・子2・子3	➢ 世帯主・子1・子2	➢ 配偶者・子3	➢ 世帯主・子1・子2		➢ 配偶者・子3
パターン3	➢ 世帯主・配偶者・子1・子2・子3	➢ 世帯主・子1・子2	➢ 配偶者・子3	➢ 世帯主・子1	➢ 子2	➢ 配偶者・子3





(3)少子化対策に向けて採るべき方策

(3)個別施策の導入にあたっての課題等 ― 育児費用の所得控除・税額控除の導入

フランス、ドイツ、アメリカ、カナダにおいては育児費用等の所得控除又は税額控除が導入されている。
育児費用については、給与収入等を得るための必要経費であるとも考えられること、導入にあたっての課題が少ないことから、日本においても導入が検討に値する。
対象としては、まずが公的支援がない、あるいは限定的なサービス(ベビーシッター代等)を控除対象とすることが考えられる。

	具体例	税制措置の対象とするニーズ
公的支援がない、あるいは小さいもの	補助・助成対象外のベビーシッター代や家事代行サービス代	高い
公費から相当額が補助されているが、一定の利用者負担があるもの	2歳以下の保育所等の利用料、私立学校の授業料	中程度 (税制措置による利用者への支援が良いのか、補助の増額が良いのか、いずれが効率的か要検討)
完全に無償であるもの	3歳以上の幼児教育・保育 公立小中学校、公立・私立高校(2024年度から)の授業料	なし

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社